

平成26年第384回定例会

# 矢吹町議会会議録

平成26年12月5日 開会

平成26年12月15日 閉会

矢吹町議会

## 平成26年第384回矢吹町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (12月5日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	5
会期外付託案件調査報告	6
議員派遣報告	10
町政報告	10
報告第14号の上程、説明、質疑	14
承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第67号、議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
議案の上程、説明(議案第70号、議案第71号、議案第74号～議案第76号、議案第84 ～議案第90号)	26
散会の宣告	30

第 2 号 (12月8日)

議事日程	3 1
本日の会議に付した事件	3 1
出席議員	3 1
欠席議員	3 1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 1
職務のため出席した者の職氏名	3 2
開議の宣告	3 3
一般質問	3 3
青 山 英 樹 君	3 3
鈴 木 一 夫 君	4 4
薄 葉 好 弘 君	5 2
藤 井 精 七 君	6 0
鈴 木 隆 司 君	6 6
会議時間の延長	7 7
安 井 敬 博 君	7 7
散会の宣告	8 6

第 3 号 (12月9日)

議事日程	8 7
本日の会議に付した事件	8 7
出席議員	8 7
欠席議員	8 7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 7
職務のため出席した者の職氏名	8 8
開議の宣告	8 9
発言の取り消し	8 9
一般質問	8 9
大 木 義 正 君	8 9
加 藤 宏 樹 君	9 7
総括質疑	1 0 8
議案・陳情の付託	1 0 8
発言の訂正	1 0 8
散会の宣告	1 0 9

第 4 号 (12月15日)

議事日程	1 1 1
本日の会議に付した事件	1 1 1
出席議員	1 1 1
欠席議員	1 1 2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 2
職務のため出席した者の職氏名	1 1 2
開議の宣告	1 1 3
議事日程の報告	1 1 3
議案第71号、陳情第7号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 3
議案第70号、第74号、第75号、第76号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 4
議案第84号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 6
議案第85号、第86号、第87号、第88号、第89号、第90号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 7
日程の追加	1 2 1
議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
閉会中の継続調査の申し出について	1 2 5
議員の派遣について	1 2 6
閉会の宣告	1 2 6
署名議員	1 2 7

平成26年12月5日（金曜日）

（第 1 号）

## 平成26年第384回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成26年12月5日(金曜日)午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 町政報告
- 日程第5 報告第14号 専決処分の報告について(専決第18号 損害賠償について)
- 日程第6 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(専決第19号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算(第4号))
- 日程第7 議案第66号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第67号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
議案第68号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第72号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場造成工事請負契約の一部変更について
- 日程第11 議案第73号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場管理工事請負契約の一部変更について
- 日程第12 議案第77号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第13 議案第78号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第79号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第80号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第81号 平成26年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第82号 平成26年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第83号 平成26年度矢吹町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案の上程  
議案第70号・第71号・第74号・第75号・第76号・第84号・第85号・第86号・  
第87号・第88号・第89号・第90号  
(町長提案理由説明のみ)

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	代表監査委員	佐藤昇一君
企画経営課長	阿部正人君	総務課長	藤田忠晴君
税務課主幹 兼課長補佐 兼町税係長	国井淳一君	町民生活課長	会田光一君
保健福祉課長	泉川稔君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君
都市建設課長	福田和也君	上下水道課長	小針良光君
教育次長兼 学校教育課長 兼指導主事	小峰光君	会計管理者 兼出納室長	井戸沼寿量君
生涯学習課長 兼中央公民館 長	梅原喜美君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	水戸邦夫	主任主査兼 次長	角田哲也
--------	------	-------------	------

---

### ◎開会の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、日程に先立ち、諸般の事情により説明員として税務課長、三瓶貴雄君にかわり、税務課主幹兼課長補佐兼町税係長、国井淳一君が出席しておりますのでご報告いたします。

(午前10時00分)

---

### ◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） それでは、これより日程に入ります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（諸根重男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

9番 熊田 宏君

10番 栗崎 千代松君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（諸根重男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

[9番 熊田 宏君登壇]

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。

第384回定例町議会が、本日12月5日、招集になりましたので、それに先立ちまして12月3日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議をさせていただきました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出されました日程案については議会事務局長から説明を求め、協議しました結果、会期を12月5日から12月15日までの11日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案等は27件であります。そのうち報告1件、承認1件、条例の一部改正4件、一般議案2件及び条例の改正に伴う7件の補正予算については全体審議といたします。

次に、条例の制定1件、一部改正1件、一般議案3件及び11月28日までに受理いたしました陳情1件については、それぞれの常任委員会に付託して審議することにいたします。



また、7件の補正予算関係議案については、一般会計と特別会計に分けて、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置構成して審議をすることにいたします。

なお、総務常任委員会、文教厚生常任委員会委への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆さんのお手元に配付してあるとおりであります。

第1日目の本日は本会議で、報告1件、承認1件、条例の改正4件、工事請負契約の変更議案2件及び条例の改正に伴う補正予算7件について全体審議として採決いたし、日程第19で議案第70号、第71号及び第74号から第90号までを一括上程して、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

2日目の6日、3日目の7日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

4日目の8日月曜日は、通告のあった議員から順次一般質問を行います。

5日目の9日火曜日は、前日に引き続き一般質問を行い、終了後、総括質疑をして議案陳情の付託を行いまして、午後1時から常任委員会を開催いたします。

6日目の10日水曜日は、午前10時より予算特別委員会を開催いたします。

7日目の11日木曜日は、前日に引き続き午前10時より予算特別委員会を開催いたします。

8日目の12日金曜日は、報告書作成のため休会といたします。

9日目の13日、10日目の14日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

11日目の15日月曜日は、午後1時から本会議を開き、各委員会に付託した議案、陳情の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行い本定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

なお、最終日12月15日本会議終了後午後6時から「いやさか」において町執行部との懇親会を予定しておりますので、皆様のご参加をお願いしまして報告といたします。

よろしくご審議方、お願いします。以上です。

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日12月5日から12月15日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月5日から12月15日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

---

### ◎諸報告

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案書、例月出納検査の結果報告書、平成26年度定期監査結果報告書、陳情文書表、会期外付託案件報告書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの9月定例会において議決されました、発議第7号 軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正と教育機関等への啓発・周知を求める意見書、発議第8号 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金による就学支援事業の継続を求める意見書及び発議第9号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書につきましては、それぞれ9月17日付で各関係機関に送付いたしました。

---

### ◎監査報告

○議長（諸根重男君） これより、例月出納検査の結果報告及び平成26年度定期監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果及び平成26年度定期監査結果の2件であります。

初めに、例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、平成26年度8月分を9月25日に、平成26年度9月分を10月22日に、平成26年度10月分を11月25日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成26年7月1日から9月30日までの第2・四半期分を10月23日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

続きまして、平成26年度の定期監査の結果についてご報告いたします。

監査の実施期間ですが、平成26年11月6日、7日、10日、11日、12日、13日の6日間で行いました。

監査の結果ですが、提出された関係資料、証拠書類等を照合、審査した結果、事務処理、事業の執行はおおむね適正であると認めます。

なお、今後もさらに努力することが適正であると認められる事項についてであります。初めに、経費の削減等についてであります。現下の日本経済状況は、政府において経済回復を最重要課題として、国も東日本大震災からの復興を加速させるとともに、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の一体的な推進により、景気は穏やかな回復基調にあります。消費税率の引き上げに伴う反動面からの回復過程等には注視する必要があります。

また、本県経済においても、震災による復旧・復興関連需要が高く、厳しい状況の中で持ち直しが見られるが、原材料価格等の上昇に伴う収益環境の悪化が懸念されます。

こうした背景から、町の財政状況においては、地方交付税の減額のほか、引き続き復旧・復興関連予算に伴

い財政規模が大幅に増加しており、さらに、社会保障関連予算、老朽化する公共施設の改修など、新たな財政負担が続くものと思料をするため、今後も引き続き経常的経費等の節減に努めていただきたいと思います。

次に、町税等の収納向上についてであります。厳しい財政状況の中で、収入未済額の解消は財源確保と公平・公正を期するためにも極めて重要な課題であります。今後も継続して適正な債権回収と滞納整理の取り組みをお願いします。

最後の、指定管理者制度における全庁的な事務の取り扱いについてであります。今後も指定管理者制度に基づいた全施設の管理運営については定期的に全庁的な連絡調整の機会を設け、業務の履行状況や事業計画の進捗実態の確認に努めていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、定期監査の結果報告書をごらんいただきたいと思います。

以上で、例月出納検査結果及び平成26年度定期監査結果の報告を終わります。

○議長（諸根重男君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

---

### ◎会期外付託案件調査報告

○議長（諸根重男君） これより、会期外に行われました委員会の調査報告を、各委員長から順次報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、2番、薄葉好弘君。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会の、閉会中の所轄事務調査結果報告について報告させていただきます。

第382回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したのでその結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告します。

報告書の1から5までは記載のとおりでございますので省略させていただきます。

6、調査経過。今回、初日に宮城県大河原町に所在する仙南地域広域行政事務組合による広域的な滞納整理の状況を視察し、翌日は山形県中山町によるふるさと寄附制度について調査を行いました。

初めに、仙南地域広域行政事務組合は、宮城県の最南部に位置し、白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町の2市7町で構成されており、圏域の人口は18万106人、6万6,767世帯を有しております。

まず、広域行政事務組合に滞納整理部門が設立された経過の説明がありました。仙南圏域2市7町においても、平成15年度末において市町財政が厳しい経済情勢を反映し、税収が低迷するなどの危機的な状況に陥り、市町村税の滞納額が24億円を超え、国民健康保険税を含めると42億円に上り、滞納縮減が構成市町の共通の課題であったとのことです。

このような背景のもと、2市7町が県のバックアップを受けながら滞納整理事務に関する共同処理の検討を重ね、平成17年4月に事務組合に滞納整理課を設立し、滞納事案の共同処理をスタートさせたとの説明がありました。

移管事務における徴収率ですが、滞納整理課が設置された平成17年度が33.4%で、平成18年度が36.7%、平

成19年度が28.7%、平成20年度が21.9%、平成21年度が24.7%、平成22年度が25.4%、平成23年度が35.5%、平成24年度が43.2%、平成25年度が39.4%となっており、9年間の回収率が31.6%で徴収額は約8億9,000万の実績となるとのことであります。

滞納整理課の組織体制については、課長1名、管理係2名、徴収係3名、滞納整理指導員1名の計7名体制で、うち4名が市町村からの派遣職員とのことでした。さらに、年間の予算額については、平成26年度で歳入歳出それぞれ5,200万となっており、主な支出は職員の人件費、滞納システムの保守委託料及び借上料となっております。また、歳入の市町負担金の算出方法については、翌年度の支出予定額を積算し、負担金総額を決定、徴収金額割と人口割と移管件数割の3つの算出基準で積算して決定しているとのことであります。

滞納整理課への移管事案を移管する過程において、構成市町村が滞納者に対し組合に移管する旨の予告（最終通告）を移管予定者に送付することにより、自主的な納税を促す予告効果及び移管滞納者が滞納整理課において処分されていることが住民に伝わることによるアナウンス効果が働き、構成市町村が滞納抑止力となっているが、一般の納税者や滞納予備軍に対するアナウンス効果を永続的に発揮するためには、今後も引き続き滞納整理課が移管者に対し毅然とした滞納処分（差し押さえや換価処分）を行うこと、そして滞納整理課が実践した滞納処分状況を2市7町の納税者に発信し続ける必要があると、今後のあり方についても説明いただきました。

また、現状と課題では、派遣職員が2から3年で異動になるため、ベテランの職員を養成することが難しいことと、組合で実務経験を積んだ派遣職員が市、町に戻った際に必ずしもそのノウハウを生かせる人事配置となっていないという点についてもお聞きいたしました。

白河地方市町村圏整備組合においても、滞納整理部門を設置するに当たり、共同事務処理の基本的な方針による滞納事案の移管基準や、事務処理の範囲等が明確になるよう、今後の滞納整理関係の条例、規則などを早急に整理する必要があると感じました。

次に、山形市の西北に隣接している中山町を視察してきました。

中山町は、東は天童市、南は山形市、山辺町、西は大江町、北は寒河江市に接続しており、東部地域は最上川と須川の合流するデルタ遅滞で肥沃な農地が43%を占め、西部地域の一部は実りある果樹園地帯であるが、その多くは山林で36%を占めており、人口1万1,879人、世帯数は3,619世帯で、町の面積は矢吹町の半分の31.23平方キロメートルの町であります。

中山町では、ふるさと寄附金制度について視察してまいりました。

平成20年度から制度を開始しましたが、平成23年度までには13件、31万円でしたが、平成24年度から記念品の発送を始めたところ、平成24年度が137件で153万円、平成25年度が874件、909万円、平成26年度は9月末現在で934万円の寄附金額となっており、今年度は1,500万を超えると見込んでいるとのことであります。

ふるさと寄附金の使い道は子育て支援、健康福祉に関する事業、教育文化に関する事業、産業の振興に関する事業、生活の安全・安心に関する事業として、寄附者の使途希望に応じた地域福祉基金や消防設備基金などの各基金に積み立てして、翌年度以降の事業に充当していくとの説明がありました。

寄附者に発送する記念品につきましても、サクランボ、佐藤錦や、はえぬき、つや姫のお米セット、スモモ、ラフランス、リンゴ、日本酒2本セット、その他となっており、一番の人気はサクランボであり、続いてラフ

ランス、リング、スモモとのことでした。平成26年度のサクランボの申し込みについては、4月1日に申し込みを開始し、4日間で予定数量500件に達するというような人気で、事務処理が大変厳しい状況であったとの説明がありました。

また、担当者に平成25年度から寄附者の数と寄附額が急増しているが、どのようなPRをしたのか質問したところ、町のホームページに掲載しただけで特に何もしていないとのことであり、口コミで広がって増加したと思われるとの回答がありました。

さらに、今後の課題としては、4月上旬に集中するサクランボの申し込みの受け付け体制の整備、何年か継続して町に寄附していただいている方もいるが、寄附が一過性のものにならないように継続して寄付をしていただけるような工夫をしていきたいとお話もありました。

2日間の研修を通して、仙南地域広域行政事務組合については、滞納状況は年々複雑化しており、処理困難な案件が急増している。そのため各市町村では対応することは、現行の徴収体制では、滞納処分も含め、徴収技術に格差があり、ふえ続ける悪質滞納者の解消は困難であるという現状を理解することができました。また、納税相談に応じない滞納者に対する強力な徴収対策が出来る専門的組織が必要であると感じ、広域的な徴収組織を立ち上げることが有効であると痛感させられました。

また、山形県中山町によるふるさと寄附制度については、寄附制度を十分に活用し、ふるさと産品のPRを行うことにより、町の産業振興や観光振興につながる事を感じました。

2日間にわたり先進的に取り組んでいる事例を研修することができ、大変有意義なものでありました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） 次に、議会広報編集委員会委員長、1番、安井敬博君。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議場の皆さん、おはようございます。

議会広報編集委員会の閉会中の所管事務調査結果報告について。

第382回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告します。

報告事項のうち1番から5番につきましては、お手元に配付の報告書の記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

調査結果。今回は、初日に岩手県紫波町議会の議会広報の編集について視察し、翌日は、同町に所在するオガール紫波株式会社が行っているオガールプロジェクトの概要について調査を行いました。

初めに、岩手県紫波町は、昭和30年に1町8カ村が合併し誕生しました。岩手県のほぼ中央、盛岡市と花巻市の間に位置し、北上川が中央を流れ、東は北上高地、西は奥羽山脈までの、総面積239.03平方キロメートルの町です。町の人口は3万3,793人、世帯数は1万1,544世帯となっており、矢吹町と比較すると面積は4倍で、人口、世帯数ともほぼ2倍の数字となっております。国道4号など、6本の幹線が町を南北に走り、インターチェンジや3つの駅があるなど交通の便に恵まれています。

町は大きく分けて中央部、東部、西部の各地域に区分されます。町の中央部は国道4号沿いの住宅地を除くと、平地に農地が広がり、全国有数の生産量を誇るモチ米、生産量県内1位のソバや麦、そして各種野菜が作

られています。東部ではリンゴやブドウ、西部では西洋梨などのフルーツ栽培も盛んな町でもあります。

まず、紫波町議会事務局職員から、議会だよりの概要について説明がありました。年間の発行回数については当議会と同じ4回で、改選期は初議会後に臨時号を発行するとのことで、発行部数は1万1,750部との説明がありました。また、編集の方針としては、議会の内容を詳しくかつわかりやすく町民に知らせることを目指しており、町民が知りたいもの、知らせたいものに重点を置いて編集を行っているとのことであり、町民目線に立った広報づくりをしているとのことでありました。表紙の写真に対しても、できるだけ動きのあるものや人物が写っているものを使用し、人物の表情が伝わるよう心がけているとの説明がありました。

さらに、広報の掲載事項については、本会議での審議内容や、一般質問の内容、そして、「追跡」「ざんじ休けい」「みみよりの話」と題し、一般質問のその後の経過や議員のエッセイ、さらには一般の方へ依頼し記事を書いてもらうなどの、町民の関心を引くために日々努力をしているとのことでした。

また、一般質問については、平成20年3月議会から議会活性化の一環として一問一答方式を導入し行っており、一般質問の原稿は広報担当の委員がどの議員の担当と最初に決め、議場に録音機をみずから持ち込み、質問議員の原稿や録音したデータから広報原稿を作成しているとのことでありました。

さらに、紫波町では、議会広報を作成する議会広報編集委員会を改編し、広報広聴を行う広報広聴常任委員会を平成26年に設置し、その委員会で広報の編集作成を行うとともに、広報活動として議会のライブ中継や録画の配信、そして今年度からは、町民から議会に対する意見を聞くため、議会モニターに議会の各種会議を傍聴してもらい、会議運営に関する意見をいただき、町民の声を議会運営に反映するための議会モニター制度を導入しました。現在は4名の議会モニターを委嘱しているとのことでした。

また、議会活動を町民に広く周知するため、議会報告会を毎年開催しているということであり、今年度で6年目の報告会とのことでした。4班体制で5日間、20カ所の集会所で実施しており、さまざまな意見や要望、提案等をいただくとのことでした。

次に、2日目は、同じ紫波町内にあるオガール紫波株式会社を視察してきました。同社は紫波町と公民連携し、オガールプロジェクトを推進するために立ち上げを行った会社であります。オガールプロジェクトとは、紫波町にある3つの駅の一つである紫波中央駅前を開発するための事業であり、紫波町は平成10年に公共施設用地として駅前に10.7ヘクタールの土地を取得しましたが、財政状況悪化により10年以上も塩漬けになっていました。その町有地の利活用について、民間からの自由な提案を募り、財政負担の低減と住民サービスの向上を図る計画を策定しました。現在、プロジェクトのエリア内には日本サッカー協会公認のグラウンド整備に合わせ、県サッカー協会本部の誘致に成功しました。さらに、民間施設と交流館、町図書館を合わせた施設を官民が出資するオガール紫波株式会社が整備を行い、町は会社への出資で施設内に子育て支援施設の整備を行いました。また、エリア内に紫波町役場を建設しており、来年3月には竣工するとのことでした。新庁舎へは、紫波グリーンエネルギー株式会社がエリア内の一般住宅向けとあわせて熱供給を行う予定で、庁舎のランニングコスト削減と、再生可能エネルギー導入に寄与しています。公的な不動産の有効活用など、民間の提案を生かした公民連携を実現したことは、非常によいシステムであると感じました。

2日間の研修を通して、紫波町議会については議会広報編集において、町民にわかりやすく見やすい広報にするための記事の編集や掲載方法、写真の選び方にまでこだわり編集作業を行っていることを学びました。ま

た、毎年のように岩手県や全国のコンクールで最優秀賞や特選、優良賞などを受賞しているということであり  
ますが、日々よりよい広報を作成するための努力をしているということを痛感いたしました。

さらに、オガールプロジェクトについては、町が土地を準備し、町と民間、地域住民が一体となって土地の  
有効活用について提案、議論して、他に類を見ない大きなプロジェクトの成功を果たしているということを実  
感しました。これからは、町だけではなく、民間だけではなく、公民が連携し、まちづくりを展開していく必  
要があると感じました。

2日間にわたり、先進的に取り組んでいる事例を研修することができ、大変有意義なものでありました。

以上のとおり、報告いたします。

○議長（諸根重男君） 以上で、各委員会からの報告を終結いたします。

---

#### ◎議員派遣報告

○議長（諸根重男君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

---

#### ◎町政報告

○議長（諸根重男君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第384回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、諸根議長を初め、議員の皆様にご挨拶を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第384回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますので  
ご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、復興関連事業についてであります。災害公営住宅整備事業につきましては、町内全体で52戸の建  
設を予定しております。現在、中畑公民館脇4戸及び円谷呉服店跡地14戸の計18戸につきまして、まもなく実  
施設計が完了し、建設工事の発注を予定しております。また、商工会館跡地の23戸につきましては、来年度  
早々の発注に向け、現在、実施設計を進めているところであります。なお、残る11戸分の新たな建設候補地  
につきましては、矢吹町復興計画に基づき中心市街地ににぎわいを果たさせるため、候補地の用地確保に努めてお  
り、52戸全ての供用開始を目指し進めてまいります。

屋内外運動場整備事業につきましては、東日本大震災の影響等による本町の子供たちの運動機会の確保と、  
運動能力の向上を図るため、福島定住等緊急支援交付金事業（子ども元気復活交付金）により、矢吹駅東口の  
小松地内に屋内外運動場を整備しております。現在、平成27年3月10日の完成を目指し鋭意施工中であり、進  
捗状況は17%であります。

矢吹中学校屋外照明整備事業につきましては、東日本大震災の影響等による本町の子供等の運動機会の確保と、運動能力の向上を図るため、福島定住等緊急支援交付金事業（子ども元気復活交付金）により、矢吹中学校グラウンドに屋外照明を整備しております。現在、設置予定数8基のうち、7基の設置が完了し、残り1基については12月26日の完成を目指し、鋭意施工中であります。

次に、除染関係についてであります。4区・五本松・2区井戸尻地区等の除染事業につきましては、11月末現在、99戸の住宅除染が完了し、今後、残り42戸の除染を鋭意実施してまいります。なお、住宅等敷地内における生活空間線量が基準値である毎時0.23マイクロシーベルト未満だった51戸の世帯については、その結果をお知らせし、除染を実施しないことについて理解を求めたところであります。

また、全町放射線量詳細調査につきましては、J R東北本線西側の矢吹1次地区である滝八幡、館沢、北町、本町、中町、大町、花咲、新町地区の調査がほぼ完了し、調査した全世帯に調査結果及び除染実施の有無等を通知したところであります。さらに、J R東北本線東側の矢吹2次地区約2,360戸及び中畑地区約1,080戸について現在調査を実施しているほか、三神地区約730戸については、1月から調査を実施する予定であります。

道路の除染につきましては、住宅等の除染と連携を図りながら、舗装面、側溝、路肩等の除染を計画的に実施してまいります。

公園の除染につきましては、大池公園の除染を昨年度から実施し、現在、3工区として大池公園南側の除染を施工中であり、年内完了を予定しております。その他の公園につきましても、空間線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超える箇所について、順次、除染作業を実施してまいります。

3ページをごらんください。

次に、矢吹町・三鷹市姉妹市町締結50周年記念事業についてであります。9月20日、姉妹市町締結50周年を記念し、清原慶子三鷹市長を初め、多くのご来賓の皆様にご臨席いただき、本町で交流会を開催いたしました。矢吹町と三鷹市は昭和39年7月2日に姉妹市町の締結をして以来、幅広い交流を通し友好関係を深め、本年50周年という大きな節目を迎えました。交流会では、両市町の交流が始まるきっかけとなった、元三鷹市長、鈴木平三郎氏のご息女、鈴木紀子様、元矢吹町長、大木代吉氏のご子息、4代目大木代吉様もご臨席いただき、当時のエピソード等をお伺いするなど、改めて半世紀という交流の歴史をかみしめました。また、今後も、この50周年を契機に両市町の絆がますます深まり、交流の輪がさらに広がるよう固い握手を行いました。なお、11月29日には、三鷹市において同交流会が開催され、100周年を目指し未来永劫にさらなる交流を誓い覚書の締結を行いました。

やぶき復興感謝祭につきましては、「さわやかな田園のまち・矢吹から、全国に向けて元気発信！！」をテーマに東日本大震災からの復興と放射能による風評被害を払拭するため、9月21日矢吹球場をメイン会場として、町、商工会、J A東西しらかわ、J A白河、やぶき経営懇話会を主体とした実行委員会により、やぶき復興感謝祭を開催いたしました。

当日は天候にも恵まれ、約1万4,000人の来場者があり、メインステージでは、ふるさと矢吹パフォーマンスショーと題し、太鼓演奏やしゅんらんガールズショー、よさこいなどが披露されたほか、子どもたちが喜ぶイベントやふくしまFM特別番組「元気発信やぶき復興感謝祭」の公開収録、ゲストアーティスト尾崎亜美さんのコンサート、トマト早食い選手権、フィナーレでは復興餅まき、お菓子まきが行われるなど、盛りだくさ



んのイベントが行われ、会場は大いに盛り上がりました。

出店ブースにおいては、農業、商業、工業関係団体など77団体が参加し、町内外の特産品販売や各団体での展示、PRが行われました。

また、ことしは矢吹町・三鷹市姉妹市町締結50周年を記念し、オープニングセレモニーでは津端修三鷹市副市長を初め、多くの三鷹市関係者のご参加をいただき、これまでの友好関係を振り返り、今後さらなる交流を深めることを確認するとともに、三鷹市の阿波踊り団体、みたか連による阿波踊りのパフォーマンスショーも繰り広げられました。

三鷹市管弦楽団矢吹町公演につきましては、3年に一度の矢吹中学校芸術鑑賞教室として、9月21日に文化センター大ホールで開催されました。今年度は、矢吹町・三鷹市姉妹市町締結50周年記念事業として、町内のコーラスグループ3団体に出演していただくなど、華やかで壮大な演奏会が行われました。

三鷹市民駅伝大会につきましては、11月30日に三鷹市内で開催されました。本年は200チームの参加の中、矢吹町チームは一般男子、中学男女の3部門にエントリーいたしました。大会の結果、中学女子が優勝し3連覇するとともに、中学男子第2位、一般男子第4位に入賞いたしました。今年も三鷹市在住の福島県人会の方々を含め多くの皆様から応援していただきました。

次に、矢吹町消防団関係についてであります。小磯勇矢吹町消防団長が、11月12日にご逝去されました。この場をおかりしまして改めてご冥福をお祈りいたします。小磯団長は、昭和47年に消防団に入団され、平成17年4月からは矢吹町消防団長として9年8カ月の長きにわたり消防団活動にご尽力されました。特に、東日本大震災の折には、消防団を統率され、町民の安全確保のため精力的に活動いただいたことは忘れることができません。改めて感謝申し上げます。まことにありがとうございました。

なお、新たな消防団長には、副団長を務めておりました穂積勝恵氏に11月26日付で辞令を交付いたしました。穂積団長には矢吹町消防団のかなめとしてご尽力いただけるものと確信しております。

矢吹町消防団秋季検閲式及び秋季火災防衛訓練につきましては、10月19日、矢吹町消防団秋季検閲式が矢吹小学校校庭において、消防団員等300名の参加のもと、来賓の皆様多数をお迎えし、防火パレード、通常点検、分列行進など、盛大かつ厳粛に開催しました。

また、同日午後、役場及び保健福祉センター周辺を会場として矢吹消防署及び消防団の共同による火災防衛訓練が実施され、担当分団である第1分団員及び応援参加の第3分団員は、機敏かつ的確な緊急車両の運転とポンプ操作活動を披露し、今後の火災発生頻発期における万全の備えを示したところであります。

次に、市町村対抗の各種大会についてであります。第8回市町村対抗福島県軟式野球大会が、9月13日から10月5日まで、県内市町村59チームの参加のもと、郡山市開成山野球場をメイン会場に開催されました。矢吹町代表チームは、9月20日に第2回戦を浪江町と対戦、見事勝利しベスト16に進出しましたが、9月27日に会津若松市とベスト8進出を賭けて対戦し、惜しくも敗れました。

第16回福島県市町村対抗ゴルフ大会につきましては、9月19日、県内市町村から51チームの参加のもと、いわき市で開催されました。矢吹町からは2チームが参加し、それぞれ18位、44位の成績でありました。

第1回市町村対抗福島県ソフトボール大会につきましては、10月18日から10月26日まで、県内市町村から49チームの参加のもと、相馬光陽ソフトボール場で開催されました。矢吹町代表チームは、初戦の桑折町戦で見

事勝利し、新地町、小野町、会津若松市と順当に勝ち続け、準決勝で郡山市に惜しくも敗れはしたものの、第1回大会において見事、第3位入賞を果たしました。

第26回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会につきましては、11月16日、白河市総合運動公園陸上競技場をスタート、福島県庁ゴールの16区間、95.1キロメートルで53チームの参加のもと行われました。矢吹町チームは、総合17位、町の部で5位に入賞いたしました。

それぞれの大会において、町の代表としてご活躍いただいた選手の皆さんの努力をたたえるとともに、応援いただいた多くの町民の皆様へ感謝申し上げます。

ここまで、災害関連及び災害関連以外の項目から5点について報告申し上げます。矢吹町の力強い復興のため、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます、私からの町政報告とさせていただきます。

次からの22項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第384回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

東日本大震災の義援金の支給について

災害復興支援金について

第64回福島県統計グラフコンクール表彰式について

矢吹町表彰式について

永年勤続職員の表彰について

臨時福祉給付金について

子育て臨時特例給付金について

「新・矢吹方式」による交通安全・防犯活動について

田んぼの学校について

職場職域ソフトボール大会について

グリーンツーリズム事業について

町道整備事業について

都市計画マスタープラン見直し事業について

ふくしま駅伝矢吹町コースのボランティア清掃について

河川愛護団体の活動について

子ども議会について

教育委員会表彰式について

矢吹小学校大規模改修について

出前かけっこ教室について

町民体育祭について

第34回さわやか健康マラソン大会について

町民文化祭「あゆり祭」について

以上であります。

○議長（諸根重男君） 以上で、町政報告は終了いたします。

ここで、暫時休議いたします。

(午前10時48分)

---

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

(午前11時00分)

---

**◎報告第14号の上程、説明、質疑**

○議長（諸根重男君） 日程第5、報告第14号 専決処分の報告について（専決第18号 損害賠償について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

報告第14号 専決処分の報告についてであります。専決第18号 損害賠償について、本件は、平成24年9月7日、午後7時ごろ、町道西長峰線の西長峰地内において、普通自動車舗装道を走行の際に、道路状のくぼみに同車右前輪が落ち、車両に損傷を与えたことに対する損害賠償であります。なお、損害賠償額は5,235円であり、相手方との示談は成立しております。

損害賠償の額については、地方自治法第180条第1項の規定により、平成26年11月19日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第14号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため討論を省略いたし、報告のみとさせていただきます。

---

**◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○議長（諸根重男君） 日程第6、これより、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（専決第19号 平成26年度一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明をいたします。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第19号 平成26年度矢吹町一般会計

補正予算（第4号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,039万4,000円を追加し、総額を115億1,618万6,000円とするものであります。

歳入の内容は県支出金1,038万7,000円、財政調整基金繰入金7,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費が衆議院議員総選挙費により1,039万4,000円を増額するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（専決第19号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第9号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第7、これより、議案第66号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略させていただきますのでご了承を願います。

それでは、提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

議案第66号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本議案は、議会議員の期末手当を引き上げる条例改正案であります。

本年10月の福島県人事委員会勧告では、特別調査の結果により、民間給与との比較を行い、現状に見合うよう給与の支給月数を0.15月引き上げるよう勧告を行ったところであります。

本提案は、今回の福島県人事委員会勧告のとおり、本年12月期の支給月数を0.15月分引き上げ、1.50月から1.65月とし、平成27年度以降は、6月期を1.475月、12月期を1.575月とし、合計の年間支給割合を2.90月から0.15月引き上げ、3.05月とする条例改正案であります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第66号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第67号、議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第8、これより、議案第67号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第68号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

初めに、議案第67号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、矢吹町長等の期末手当を引き上げる条例改正案であります。

特別職であります三役及び議会議員の皆様につきましては、財政再建3カ年計画の計画期間中である平成19年に、福島県人事委員会から勧告があった期末手当に係る支給月数を0.05月引き上げる勧告について、見送りを行った経過があります。議員の皆様については、平成22年の勧告の際に、他の自治体と足並みをそろえるため、0.05月の調整を行いました。三役については財政再建が道半ばであったことから、0.05月の調整を行わず、据え置きとしておりました。

しかしながら、期末手当の支給率については、過去において三役と議員の皆様は同一の支給率を維持してきたこともあり、今回の勧告に伴う改定時に合わせ、三役の支給率につきましても、引き下げられていた0.05月の調整を行い、議員の皆様と三役の支給率について統一を図りたいと考えております。

なお、改定の内容は、本年12月期の支給月数を0.2月分引き上げ1.45月から1.65月とし、平成27年度以降は、

6月期を1.475月、12月期を1.575月とし、合計の年間支給割合を2.85月から0.20月引き上げ、3.05月とする条例改正案であります。

次に、議案第68号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は、教育長の期末手当を引き上げる条例改正案ではありますが、議案第67号と同じく、据え置きとしていた0.05月の調整を行うとともに、今回の福島県人事委員会勧告を踏まえ、改定するものであります。

なお、改定の内容は、本年12月期の支給月数を0.2月分引き上げ1.45月から1.65月とし、平成27年度以降は、6月期を1.475月、12月期を1.575月とし、合計の年間支給割合を2.85月から0.20月引き上げ、3.05月とする条例改正案であります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第67号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。  
お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第68号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第9、これより、議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、職員の給料表の水準及び勤勉手当を引き上げる条例改正案であります。

福島県人事委員会では、本年10月に過去1年間の福島県内の民間給与の調査結果をもとに、給料については民間の水準を0.16%下回ったことから、給料表について、民間との間に相当の差が生じている若年層に重点を置いた改定を行う勧告を行いました。

また、勤勉手当についても、民間の支給水準に見合うよう、年間の0.15月分引き上げ、平成26年度12月期支給分を0.675月から0.825月に引き上げることとし、給料表については平成26年4月1日に遡及して適用し、勤勉手当は平成26年12月期より施行するよう勧告を行ったところであります。

福島県人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられております。

本提案は当該勧告を踏まえ、給料表は若年層に重点を置き、平均改定率0.18%の引き上げを行い、平成26年4月1日に遡及して適用し、また、勤勉手当については年間支給月数を0.15月分引き上げ、平成26年度12月支給月数を0.675月から0.825月に引き上げる条例改正案であります。

なお、平成27年度以降の勤勉手当については、年間0.15月分の引き上げに伴い、6月、12月の支給月数をそれぞれ0.75月とし、平成27年4月1日施行にて改正するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第10、これより、議案第72号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場造成工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

議案第72号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場造成工事請負契約の一部変更についてであります。本案は、平成26年6月13日町議会において専決処分了承を受けました「4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場造成工事請負契約の一部変更」における契約金額等を変更するものであります。

当初、11ヤードの仮置場造成工事について、平成27年3月完了をめどに進めてまいりましたが、施工実施において、調整池しゅんせつ工、軟弱地盤の掘削撤去及び残土工と盛土工等が発生したことから、年度内に完了が見込める8ヤードをⅠ期工事、残りの3ヤードをⅡ期工事として分離発注するために減額し、あわせてその他現場精査に伴う各種数量の増減を変更するものであります。

これら変更に伴い、5,562万円を1,665万6,840円増額し、契約金額が7,227万6,840円に変更となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を経て、契約変更を締結するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第72号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場造成工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第11、これより、議案第73号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場管理工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。



事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

議案第73号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場管理工事請負契約の一部変更についてであります。本案は、平成26年6月13日町議会において専決処分の上承を受けました「4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場管理工事請負契約の一部変更」における契約金額等を変更するものであります。

当初、11ヤードの仮置場管理工事について、平成27年3月完了を目途に進めてまいりましたが、造成工事の進捗状況に合わせ、年度内に完了が見込める8ヤードをⅠ期工事とし、残り3ヤードをⅡ期工事分として分離発注することに伴い、遮蔽土のう工、遮水シート敷設工、保護マット工を減額し、あわせてその他現場精査に伴う各種数量の増減を変更するものであります。

これら変更に伴い、2億2,356万円を2,829万1,680円減額し、契約金額が1億9,526万8,320円に変更となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を経て、変更契約を締結するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第73号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場管理工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第12、これより、議案第77号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）を議

題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

議案第77号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,263万6,000円を追加し、総額を115億4,882万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金3,263万6,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、福島県人事委員会勧告に基づく人件費の補正及び4月の人事異動に伴う一般会計と各特別会計間の職員の異動等による補正を行うものであり、議会費147万3,000円の増額、総務費2,112万2,000円の増額、民生費1,505万3,000円の減額、衛生費1,467万円の増額、農林水産業費79万2,000円の減額、商工費412万6,000円の減額、土木費239万2,000円の減額、教育費1,773万4,000円を増額するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第77号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第13、これより、議案第78号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

議案第78号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、

既定の歳入歳出予算からそれぞれ196万1,000円を減額し、総額を22億5,624万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金196万1,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費196万1,000円を減額するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第78号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第14、これより、議案第79号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

議案第79号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ81万1,000円を減額し、総額を6億2,194万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、使用料及び手数料81万1,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費61万3,000円を増額し、事業費142万4,000円を減額するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第79号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第15、これより、議案第80号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

議案第80号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ123万3,000円を減額し、総額を2億497万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、使用料及び手数料123万3,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費123万3,000円を減額するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第80号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第16、これより、議案第81号 平成26年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

議案第81号 平成26年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ50万7,000円を追加し、総額を13億1,330万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金50万7,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費50万7,000円を増額するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第81号 平成26年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第17、これより、議案第82号 平成26年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

議案第82号 平成26年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、

既定の歳入歳出予算にそれぞれ20万円を追加し、総額を1億4,751万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金20万円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費20万円を増額するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第82号 平成26年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第18、これより、議案第83号 平成26年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

議案第83号 平成26年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、収益的支出につきましては、既定の額から671万4,000円を減額し、支出予算総額を4億6,345万6,000円とするものであります。

支出の内容は、営業費用671万4,000円を減額するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号 平成26年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案の上程（議案第70号、議案第71号、議案第74～議案第76号、議案第84～議案第90号）

○議長（諸根重男君） 日程第19、これより議案の上程を行います。

議案第70号、第71号、第74号、第75号、第76号、第84号、第85号、第86号、第87号、第88号、第89号、第90号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了解願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明をさせていただきます。

初めに、議案第70号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、産科医療保障制度の見直しに伴う出産育児一時金の改正であります。

現在の出産育児一時金の支給額総額は、出産育児一時金39万円に産科医療補償掛金3万円を加え、42万円となっております。

今回、この産科医療補償掛金の3万円が1万6,000円に引き下げられることとなりましたが、出産育児一時金の支給額については、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において見直しの議論が行われ、全国の平均的な出産費用が41万7,000円であること及び、経済的負担等を総合的に考慮し、総額42万円を維持することと決定されたため、本条例の出産育児一時金を39万円から40万4,000円に改正するものであります。

なお、施行日につきましては、平成27年1月1日とするものであります。

次に、議案第71号 矢吹町定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例についてであります。本案は、定住自立圏構想による自治体間の連携を安定的に維持していくため、定住自立圏形成協定を締結もしくは変更することを議会の議決すべき事件とするものであり、あわせて、協定の廃止を求める通告についても、議会の議決すべき事件とするため、条例を制定するものであります。

定住自立圏形成協定の締結については、平成26年8月29日に「中心市宣言」を行った白河市と矢吹町の協定締結を、来年3月の定例会において、議案提出を予定しております。

なお、連携する具体的事項については、県南地域の9市町村全てが参加している「しらかわ地域定住自立圏構想推進協議会」において、取組みする内容を6つの部会により、議論を進めているところであります。

定住自立圏構想推進要綱では、それぞれの市町村において、定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止を求める旨の通告は、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経ることが規定されていることから、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第74号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定について及び議案第75号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定についてであります。関連がございますので、あわせてご説明いたします。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、かつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に創設された制度であり、本町においても、平成18年4月から健康センター及びふれあい農園で導入をしてきたところであります。

今回、平成27年4月1日より指定管理者の継続を予定している施設について、指定管理者候補者との条件等の協議が調いでしたので、指定管理者の指定について提案するものであります。

健康センターにつきましては、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、平成26年10月に公募を行い、1団体の応募があり、11月6日、公開による選定委員会が開催されました。企画提案と面接審査を実施した結果、高い評価を受けて候補者が選定された旨を報告いただきました。町といたしましては、この選定結果を受け、指定管理者候補者と指定管理業務の内容や指定管理料等の詳細についての協議を進めてきたところであります。

また、ふれあい農園であります。ご承知のとおりふれあい農園は、あゆり温泉の温泉熱を活用し、施設の有効利用を図るため、健康センターの敷地内に設置されております。

健康センターの指定管理者に指定される団体をふれあい農園の指定管理者として指定することにより、ふれあい農園と健康センターを一体化した施設として、効果的かつ効率的な管理運営が図られるものとし、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき非公募とし、その手續を進めてきたところであります。

今回、健康センターの指定管理者候補者との協定に向けた条件等の協議が調いでしたので、議案書のとおり、矢吹町健康センター及び矢吹町ふれあい農園の指定管理者に、福島県西白河郡矢吹町新町207番地1、伸和建設株式会社を指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、両施設とも、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経るものであります。

次に、議案第76号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定についてであります。当施設は、平成13年3月より地域サービスの拠点として、保健センター、デイサービスセンター、在宅介護支援センターの複合施設として業務を開始しました。

現在は、それらの業務の担い手である矢吹町社会福祉協議会がこれらの業務に加え、子育て支援センター、地域包括支援センター、ボランティアセンターを展開し、保健福祉の拠点としての機能をあわせもつ施設に成



長しております。

施設の管理につきましては、平成21年より指定管理者制度を導入し、社会福祉協議会を指定管理者として効率的な管理運営を行っております。この間の管理運営につきましては、関係法令を遵守し維持管理経費の削減にも努めております。

また、デイサービスセンターには、専門的な職員として、介護福祉士、看護師を配置し、適切な人員等を確保し、職員の能力向上対策にも努め、住民サービスの向上が図られております。

さらに、東日本大震災の折、避難所として約120名を収容し、社会福祉協議会の職員が町職員とともに昼夜を問わず、避難してきた患者や要介護者のケアをしてきた実績もございます。これは、社会福祉協議会が専門的職員を多数配置し、かつ指定管理者であったからこそできた避難者支援であると考えております。

これらの実績に加え、施設の管理業務に精通しており、利用者の安全、安心に配慮している姿勢が十分であることから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募とし、その手續を進めてきたところであります。

今回、保健福祉センターの指定管理者候補者との協定に向けた条件等の協議が調いでしたので、議案書のとおり、矢吹町保健福祉センターの指定管理者に、福島県西白河郡矢吹町一本木100番地1、社会福祉法人矢吹町社会福祉協議会を指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経るものであります。

次に、議案第84号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7億8,207万2,000円を追加し、総額を123億3,089万4,000円とするとともに、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、町税1,431万6,000円、国庫支出金9,441万2,000円、県支出金5億3,906万5,000円、繰入金1億1,424万5,000円、町債1,630万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が社会保障・税番号制度に係るシステム改修費等により7,442万2,000円の増額、民生費が障害者自立支援事業等により7,049万2,000円の増額、農林水産業費が米価下落による種子購入補助金等により5,346万1,000円の増額、商工費が工業団地等除染対策事業等により4億6,787万円の増額、土木費が災害公営住宅整備事業等により7,829万2,000円を増額するものであります。

次に、繰越明許費の補正内容につきましては、「ふくしま森林再生事業」「工業団地等除染対策事業」「災害公営住宅整備事業」の3事業について、年度内完了が困難なことから、総額16億3,607万円を追加するものであります。

次に、債務負担行為の補正内容につきましては、コミュニティプラザ及び矢吹町町営駐車場指定管理料36万5,000円、矢吹町図書館指定管理料212万7,000円、矢吹町文化センター指定管理料195万円、矢吹町ふるさとの森芸術村指定管理料75万3,000円をそれぞれ増額し限度額を変更するものであります。

次に、地方債の補正内容につきましては、新たに公共施設等整備事業債350万円を追加するとともに、公営住宅整備事業債1,000万円、農業施設災害復旧事業債700万円をそれぞれ増額し、地方道路等整備事業債420万円を減額するものであります。

次に、議案第85号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,371万1,000円を減額し、総額を22億4,253万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税1,958万7,000円、国庫支出金691万5,000円をそれぞれ減額し、繰入金1,279万1,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、介護納付金1,432万4,000円を減額し、総務費61万3,000円を増額するものであります。

次に、議案第86号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ40万1,000円を追加し、総額を6億2,234万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金4万5,000円、諸収入250万1,000円をそれぞれ増額し、使用料及び手数料214万5,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費40万1,000円を増額するものであります。

次に、議案第87号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ199万4,000円を追加し、総額を2億697万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、使用料及び手数料199万4,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費199万4,000円を増額するものであります。

次に、議案第88号 平成26年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ4,621万5,000円を減額し、総額を12億6,708万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金849万9,000円、繰越金209万7,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金3,193万6,000円、支払基金交付金1,595万円、県支出金892万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費305万円、諸支出金573万5,000円をそれぞれ増額し、保険給付費5,500万円を減額するものであります。

次に、議案第89号 平成26年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ321万円を追加し、総額を1億5,072万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料460万円、繰越金15万1,000円をそれぞれ増額し、繰入金14万1,000円、諸収入140万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費1万円、後期高齢者医療広域連合納付金460万円をそれぞれ増額し、諸支出金140万円を減額するものであります。

次に、議案第90号 平成26年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、収益的支出につきましては、既定の額に706万4,000円を増額し、支出予算総額を4億7,052万円とするものであります。

支出の内容は、営業費用737万2,000円を増額し、特別損失30万8,000円を減額するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議お願いします。

◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

本日は大変ご苦労さまでした。

(午前11時52分)

平成26年12月8日（月曜日）

（第 2 号）

## 平成26年第384回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成26年12月8日(月曜日)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

#### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	阿部正人君
総務課長	藤田忠晴君	税務課長	三瓶貴雄君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君	都市建設課長	福田和也君
上下水道課長	小針良光君	教育次長兼 学校教育課長 兼指導主事	小峰光君

会計管理者  
兼出納室長 井戸 沼 寿 量 君

生涯学習課長  
兼中央公民館  
梅 原 喜 美 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 水 戸 邦 夫

主任主査兼  
次 長 角 田 哲 也

---

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（諸根重男君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

---

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（諸根重男君） 通告1番、6番、青山英樹君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議場の皆様、改めましておはようございます。

また、早朝より当議会の傍聴にお越しくございました傍聴者の皆様におかれましては、心より敬意を表しますとともに、心より感謝を申し述べる次第であります。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

まず1点目ですが、総論としての政治の目的というものはどういうものなのか。というものを前提に考えていきますと、先般お亡くなりになりました俳優の菅原文太さんがおっしゃっておられたことですが、国民を飢えさせてはならない。戦争をしてはならない。まさにこの2つに凝縮されているのではないかというふうに考えられます。この言葉に倣えば、国民を飢えさせてはならない。つまり、生活を守り、働く場を確保し、所得を絶やすな、などとも聞こえますし、戦争をしてはならないというのは命の大切さを知りなさい。一人一人の安全・安心を担保せよ、などともとれる言葉でございます。とかく、今の社会は都市部と地方の格差が指摘されまして、少子高齢化による社会保障の先行きも不安視されている状況でもあります。特に本県は震災・原発災害からの復興を念頭に、皆さんが再興を願い奮闘されている中ではありますが、先般、福島県内の景気動向、消費動向を示す数値が公表されました。とうほう地域総合研究所によりますと、ふくしま景気ウォッチャー調査の結果、消費動向の現状判断指数は42.8。前回調査と比べ2.8ポイント低下、横ばいを示す50を下回ったと発表しました。半年後を予想した先行き判断指数は42.1と、前回から9.1ポイント下がり、景気が下向くとの下降基調が報告されております。

このような社会情勢下、当町の基幹産業である農業では米価の下落が深刻な問題として影を落とし、農家の皆さんが元気にならないと町の商店かいわいも元気になれないなど、また、雇用増、所得増への足がかりとなる当町への企業進出もままならず、町民の先行きへの不安を払拭する材料がなかなか見出せない状況下であり

ます。従前よりまちづくりの一環として農業者の所得向上や企業誘致策などの議論を進めてきた経緯がありますが、町民からは、いまだ町の具体的な将来像が見えないとの意見は根強いものでございます。町民の生活向上、所得向上などに直結する産業の振興によって、働く場があるまちづくりや農業が元気なまちづくりはどのように取り組まれるのか、何度もお聞きすることになります。今新たに、この12月、新年度まで3カ月余りでございますが、今の段階でどのように取り組まれる方向性を示されるのか、お尋ね申し上げます。

次に、矢吹小学校の大規模改修に関してお尋ね申し上げます。

多くの方々より、この大改修については、異議が私のところには寄せられておまして、さまざまな意見が聞かれるところでございます。県内の他の市町では、石川町が6小学校を1つに、そして2つの中学校を1つに統合すると。また、郡山市では5つの小学校と1中学校を統合して、小中一貫校にする計画であります。少子化が進む中、当町の4つの小学校との一つ一つの縦割りで個々に改修、整備等の対応をしていくことが万全であるのかどうか。また、善郷小学校は借地であって、かれこれおよそ1億円もの地代を払ってきており、今後も続けていくことが、それが最良なのか。あるいはそれぞれの小学校にこだわらずに、4つの小学校にわたって、また、改築したばかりの中学校をも対象に横断的に捉えて効率化を図った体制のほうが、将来への負担が少ないのではないかと、そういう意見。平成12年から矢吹小学校の改修が議論されてきたような話があるけれども、具体的な記憶にはのっていない等の意見。現状を把握し、かつ将来を見渡して、過去のいつか来た道を再び歩くことのないよう推し進めるべきではないのか。施策を練る段階での町民の意見集約が甚だお粗末ではなかったのか。情報公開と議論喚起が不足している。学校はその学校とその地域住民の協力で成り立つものであるにもかかわらず、その地域の住民への説明が十分であったのか。などの意見が聞かれます。これらの町民の声にどう応えるのかをお聞きしたいと思います。

加えて、各学校におきましては少子化が進む中、あるいは平成12年から議論されてきたという中にあっては14年の経緯がありますが、この間にあって、社会変化としての少子化の中、給食の運営費、それから施設の管理費、一般管理費、教育振興費、これらが人口減等によって、少子化等によってどのような推移を示してきたのか。そういう材料を検証した上で今回の矢小の大改修にも加味されているのかどうか。そのような検証をされてきたのかを確認したい、お尋ねしたいと思っております。

このように、矢吹小学校の大改修を例に挙げれば、住民との協議がなされてきたかという1点、つまり民意が諮られているか。並びにこちらとしての情報開示等が進められたかの2つが、この問題には隠されていると思います。それに対する町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

以上、答弁のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、6番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、町民の生活向上、所得向上等に直結する産業の振興についてのおただしであります。一般財団法人とうほう地域総合研究所の調査によれば、議員ご指摘のとおり県内の消費動向、景気動向指数がともに現状、



先行きの両面で下回っております。この結果は内閣府により11月に公表された景気ウォッチャー調査でも同様の結果があらわれております。これら2つの調査時期は10月であり、消費税の2段階目の増税、すなわち10%の引き上げ時期の延期が政府から発表される前であったことから、次の調査結果を待つ必要もあると考えますが、ことし4月の消費税増税がいまだ国内の景気に影響を与えることは明白であります。この消費税増税の影響も含め、政府が推進する、いわゆるアベノミクスによる経済動向及び地方の景気動向を注視する必要があります。こうした現状における町民の所得向上につながる取り組みについてのおたただしですが、本町は現在、最終的に目指す町の将来像である「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・矢吹」を実現するため、第5次まちづくり総合計画に基づき町政を推進しております。その将来像の実現のために掲げている6つの基本理念の1つが議員おただしの産業振興施策である「仕事」であり、みんなが生き生きと働き、さまざまな仕事の中で経済的に自立していくまちをつくること、その理念の基本目標であります。この基本目標は、産業の振興によって働く場があるまちをつくること、農業が元気なまちをつくることの2つの政策から構成され、それぞれの政策の中には企業誘致の推進や雇用の確保、地場産業の育成促進、また農業担い手の育成や農業経営の高度化、地産地消の推進等、数多くの施策が内包されており、これら一つ一つ、まさしく具体的な町民の所得向上につながる取り組みであると確信しております。

代表的な今年度の取り組みとして、企業誘致及び雇用確保策では、私みずから誘致企業の本社訪問における業界の景気動向の聴取、雇用の確保及び追加設備投資の要望活動を実施しております。また、東京都や大阪市で開催される福島県企業立地セミナー等企業誘致イベントにおいて、すぐれた本町の地理的条件等をPRしているところであります。その結果、1社が堰の上地内に進出する意向を最近表明し、現在当該企業と町との間で誘致に際しての協議を進めているところであります。

中小事業所経営支援策では、事業所や商店が日本政策金融公庫が貸し付ける小規模事業者経営改善資金を借り入れた際、返済期間の2分の1の期間、支払う利子を町が補助する制度を実施しており、多くの事業者や商店が活用しております。

農業活性化策では、農地の集積・集約を促進するため地域の農地を借り受け、まとまった形で担い手に貸し付ける農地中間管理事業を今年度長峰地区において実施しております。また、農業、農村を維持するため、地域での協働活動に対し、交付金を支払う多面的機能支払交付金事業や米、麦、大豆等の価格下落に対し損失を補填する経営所得安定制度である収入減少影響緩和策、いわゆるナラシ制度も今年度に取り組んでいる事業であります。

第5次まちづくり総合計画は平成17年に策定されたもので、今回の米価下落による追加対策などに代表されるような経済動向の変化等による各種事業の修正や追加は確かにございます。しかしながら、それぞれの施策は現在でも十分に通用し、かつ実行していくことが必要なものばかりであります。それらに従い町政を推進してまいることがすなわち産業の振興に直結すると認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹小大規模改修事業についてのおたただしですが、本事業は第382回定例議会において予算の議決を得て、さらには第383回臨時議会において工事請負契約締結の議決をいただいたところであり、議案として議会へ上程させていただくまでには、多くの皆さんからご意見をいただき検討を深めてきたところであり、このことは議員も御承知のことと思っております。議員よりここでさらに町民の民意を十分に酌み取って臨んでいる

のかとのおただしであります。これまでの議会での答弁やまちづくり懇談会等、機会あるたびに説明したところであります。

これまで矢吹小大規模改修に当たっては、国の補助を有効に活用できないか、文部科学省初め、福島県教育庁財政課等との協議を重ねた結果、スーパーエコスクール実証事業と長寿命化改修事業を合わせ、73.3%の補助を確保することが可能となり、町の財政負担が大きく軽減されることとなりました。このような有利な補助による町の財政負担状況を鑑み、矢吹の未来を担う子供たちのため、議員の皆さまのご理解をいただき、議会の議決を得て矢吹小大規模改修を実施する決断をしたところであります。本事業の決断に至るまでには、先ほども申し上げたとおり、多くの皆様からご意見をいただいております。特に、平成24年度からは文部科学省のスーパーエコスクール実証事業を活用することにより、有利な補助を受けられることがわかり、矢吹小学校の1区、2区の総区長さんを初め、学校関係者、PTA関係者、大学教授等の学識経験者を含め矢吹小づくり検討委員会を発足させ検討してまいりました。また、平成25年度には大学教授を講師に迎え、スーパーエコスクールについて保護者、学校関係者対象の講演会を開催し、さらに検討を深めてまいりました。なお、本事業の実施に当たっては保護者や地域の方々への説明会を開催しており、チラシやメール等で広くお知らせしながら11月13日矢吹小大規模改修説明会を開催いたしました。

なお、小学校統合問題及び学校給食運営費を初めとする施設管理費等につきましては教育長より答弁させますが、本町の宝である子供たちの健やかな成長と安全・安心な学校生活の確保に向け、今後もさらなる事業の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

6番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、小学校統合についてのおただしでございますが、議員ご指摘のとおり、石川町の小学校統合につきましては、8小学校のうち6小学校を統合するとのこととあります。すなわち、石川小学校と統合する5小学校は全児童数が14人から49人の複式学級の小規模学校であります。統合しない2小学校は現在107人と117人で複式でないため、複式学級になった場合、統合するとのこととあります。また、郡山市西田地区の5小学校は、いずれの小学校も全児童数が10人から56人の、現在複式学級や間もなく複式学級となる小規模学校であります。そして、この5小学校と1中学校による小中一貫校をつくる予定で検討をしているとのこととあります。

矢吹町の小学校統合につきましては、これまでの議会において答弁してきているとおりでございます。各地区に小学校が存在するという事は、地域コミュニティとしてとても大切なことであると考えております。小学校は地域で集まることや地域のまとまり、地域の支え合いを生む中核的な存在になっていると言えると考えております。小学校が地域から消えれば地域での連携が弱まってしまうことも予想され、矢吹町のように小学校が地区ごとにある町はとてもよい環境で、子供たちの成長に寄与していると思っておりますし、各学校とも地域の協力を得、特色ある教育を實踐し、読書活動の推進や陸上競技、吹奏楽、統計グラフコンクール等、運動や文化活動等ですばらしい成果を上げております。

このような現状から、教育委員会としましては、統合について検討することは時期尚早であると考えております。保護者、地域の声に耳を傾け、ともに考え、各小学校や地域の実態を踏まえ、地域からの統合等に対する要望等を伺いながら慎重に検討してまいりたいと考えております。もちろん、そのときが来たら考えるというのではなく、先を見越して幅広く構想を練り、さまざまなご意見や要望に対応できるよう検討してまいります。さらに、単に複式学級の心配に対応するための統合ではなく、もっと前向きに小中一貫校を構想し、よりよき学校環境を整備するということは考えないのかという議員のお考えも伺っておりますが、小中一貫教育についての考えは、第380回の議会において答弁をさせていただいたように、現実的にはなかなか難しい状況でございますので、より一層小中連携を深めていく方向で検討を深めたいと考えております。

議員がおっしゃるように、統合を考えなければならない要因として、少子化傾向と財政面もあることは承知しております。将来の人口が国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、町の人口、現在約1万8,000人が10年後には1万6,000人、20年後には1万5,000人を割るという現象が推測されております。しかし、町は恵まれた立地条件を活用した企業誘致等に力を入れております。また、人口増加に向けた施策を検討するため、現在役場内に子育て支援少子化プロジェクトチームを設け、子供を産み、育てやすいまちづくりに一層力を入れて取り組んでおります。このような対応と施策が功を奏し、人口減少傾向には歯どめがかけられるものと願っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、学校別の給食運営費や施設管理費、一般管理費、教育管理費の生徒1人当たりの経年的な推移などが矢吹小大規模改修に至る議論において協議されているのかとのおただしについてお答えいたします。平成24年度の矢吹小づくり検討委員会において、スーパーエコスクールのための整備に当たり、電力、エネルギー消費量の削減、節水、雨水の利用、灯油を電力換算した場合の検討、冬期間の暖房をエアコンに頼る場合の検討、太陽光発電等について協議をし、省エネルギーと新たにエネルギーを生み出す太陽光発電などの総エネルギーにより、限りなくゼロエネルギーを目指す調査などをし、それに基づいた矢吹小づくりの検討をしてきております。ただし、ご質問いただきました施設管理費、一般管理費、教育管理費等を経年的に推移を見るために生徒1人当たりにはすることは困難な状況にあります。

参考までに1つ申し上げることができるのは、矢吹町の児童・生徒に年間およそどれくらいの町経費負担かを見るのであれば、学校給食運営費で過去11年間の平均は1人当たり年間約3万8,000円であります。この中には光熱水費、施設管理費の一部も含まれ、震災の年や震災後の年度によって増減はあるものの、小中学生の学校給食を運営するに当たっての経費であります。この中には震災後、定期的を実施してきている各小中学校の食材検査、給食丸ごと検査の経費も含まれており、矢吹町の子供たちに安全・安心な食材を提供し、健康を守っている状況であります。なお、議員ご指摘の学校ごとの児童・生徒1人当たりの経費につきましては、もうしばらくお時間をいただき、算出してご提示申し上げたいと存じますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） 再質問をさせていただきます。

まず、産業振興等、企業誘致あるいは農業の所得向上というものについての取り組みでございますが、過去においても同じような質問をさせていただきました。そういう中にありましては、まちづくりの第5次総合計画、こちらの方をよく見てくれというお話が過去にございまして、我々議員としまして、いろいろな研修へ行きますとやはり町の計画をまずよく知ると。それに沿って町が動いていくのかどうかというのを、これをちゃんと検証していくのが議員の役目であるというような話もございまして、なるほどというふうに思っておったところでございます。ただ、一方、町民の皆様からはやはり具体的な形が見えないというような話がよく聞かれてきて、この後、町というのはどういうふうに変化していくのか、どういう矢吹町が生まれてくるのか、つくられていくのかということが見えないということでございます。

その中にありまして、多くの方々がやはり働く場があり、所得がふえて、いわゆる豊かな地域としてこれから醸成されていくことを望むというのが町民の皆さんの考えでございます。その中にありましては、町長のほうからはお話がございましたが、企業誘致等におきましても、農業施策におきましても今の制度等は十分に施策として通用しており、これからなお、実施もしていくというような、継続していくというようなお話でございましたが、この今の状況におきましても、この状況を私は今回質問したわけございまして、それで十分かどうかということ。あるいは町の計画からいってこのまま、今それが正しい道として十分になし得て町民の理解を得ているのかということところがやはり問題ではないのかというふうに考えております。

例えば、第5次の矢吹町まちづくり総合計画、後期計画の2次にもございまして、確かにスローガンとしましては、農業に関しましては農業経営の高度化としまして、経営所得安定対策事業等のもとに所得補償制度への加入を推進すると、そういったお話等が計画として上がっておりますが、例えば、農家への情報提供、それから、そういったものをどんどんしていったら、所得につながるような施策をしていくということが書いてありますが、具体的にそういう場があり、あるいは具体的にどういったものがあるかというのは、ちょっと見えていないのが実情でありまして、それは今後どういうふうに踏まえていくのかということをお聞きしていきたいと思っております。これは農家の方から聞きますと、やはり産業常任建設委員会のことも話になっておりますが、所得をふやすためには、補助金とか交付金等でもって与えるといいましても、農家のほうとしてはやはりつくった物が高く売ることが一番所得としてはふえていくわけというふうに考えておりまして、特にこの地区であればお米ですが、米がやはり高い値段で流通していく、そういう仕組みをつくれないうのが大きな課題なんです。

よく町の計画を見ていきますと、産業の振興によって働く場がある町をつくり出すという項目では、矢吹町地域支援活性化センター事業というのもあって、こちらでもって商工会、JA等の関係機関と連携しながら、そのセンターを核として各種施設を積極的に展開し、業種間の有機的連携を推進するというようなことで書いてあります。非常によく、言っていることは推察はできるんですが、では具体的にどういうふうに動いているかというのがちょっと見えてこないんですね。過ぎたこととか決まったことをとやかく言う気はないのでありまして、これから先ですね。例えば今の時期は12月ですから、あと3カ月もすれば新年度の予算が出てくると思いますが、そういう場においてどういうふうに盛り込んでいくかというような考え方が今あれば、お知らせいただきたいというふうに考えるところでございます。特に町企業の誘致に関しましては、町企業誘致計画というものがあるというふうにごちら書いてあるんですが、それはどういうものであるのかということもお示し

いただければありがたいというふうに思います。

要点をまとめますと、今後のこれから先におきましての農業所得の向上あるいは企業誘致というものに対して、具体的にどういう形で予算等に反映しながら進めていくのかという考え方をお聞きしたいということでございます。

それから、教育行政に関しましてですが、教育長さんのほうからお話ございましたが、とかく今の状況、つまり各地区において今存続する4つの小学校をそのまま存続させるということを肯定的にお話をされていると。その肯定的に話すのはよろしいんですが、願望として、地域を育てる上において必要であるという観点からそのほうが好ましいという、そういう肯定の仕方のように聞こえるんですが、いわゆる将来子供が減る、いわゆる分母と分子がございますが、分母がどんどん生徒数とかそういったものでもって費用負担等がふえていく。分子が減って分母がふえていくことによりまして、非常に矮小化してくるような状況がこれから考えられるわけでありまして、それを考えた場合に果たしてその今のような希望的観測のものと肯定でよろしいのかどうかという疑問が私にはございます。と同時に、私のほうで申し上げたのは、やはりさまざまな、給食費あるいは学校の一般運営管理費、教育の振興費等、これは生徒が減っていく中であって予算規模等が変わっていかないとすれば、やはり1人当たりのかかる費用はふえていく、つまり経費はふえていくというふうに考えるのが普通かと思うんです。そうなった場合、将来的にやはりほかの市町村の合併、統合なりいわゆる小中一貫校とかのほうが効率がよろしいのではないかという、その運営上も考えてしかるべきところだと思うんですよ。ところが、それに関してのシミュレーション等がどうも示されたことはないような経緯であるということであれば、やはり今後、過ぎたことはいいんです。これから先においては、再度そういったものを検証する意味においてやっていくということが、計画としてお考えであるのかどうかを重ねてお聞きしたいと思います。

特に強く感じたんですが、教育長さんが肯定されている今の教育委員会の教育長さんの立場の肯定論ですけれども、私はやはり一般の町を歩きますと大方教育長さんの考えとは、今回もいろいろ言いましたけれども、先ほど申し上げましたが、ちょっと差異のある町民さんからの意見が多いと。私もちょっと資料を調べましたらば、ちょうど平成12年ころに出された、今のこの平成25年、26年、この生徒の数というのはぴったり当てはまっているんですよ。本当に合っているんです。見事なくらいに数値が合っていて、これは驚いたんですけれども、それを考えれば、この先におきまして、企業誘致等のそういう努力をしながら人口減少、生徒数減少というものを防いでいくと申された、さっきの教育長さんの言葉も評価はしたいんですが、それとはまた逆に、違う場合も当然資料として、あるいは検証する一つの事象として考えていくことも大事なのではないのかと。そういったものはなされたのかどうか。通常であれば、特に公共事業皆さんそうですよね。建てる時は補助金とかたくさん出してくれるんです。ところが、その後の維持管理というのは、ほとんど国とかは面倒を見てくれないというのがあって、結局自腹を切るしかない。当然そこがその後の市町村の財政運営の厳しくなる原因でありまして、そういったものも踏まえていくと、果たして先に負担を残さない方法というのが教育長さんのおっしゃることイコールなのかという、ちょっと懐疑的なところもあるんです。

そういうところを踏まえて、教育長さんとしては今後の情報の開示なり、どういった検証をしていくのかということ改めて私はお聞きしたい。特に4つの小学校のうち矢小は大改修が決まりましたが、ほかの3つに関してはやはりこのままいくのか。それから、あとは給食費もそうですよね。これは、給食センターをつくっ

たほうがいいんじゃないかということも恐らくお考えだと思うんですよ。そういったことも、もしもお話しただけなのであればお願いしたい。また、幼稚園なんかもそうですね。保育所、幼稚園も待機児童が多いのであれば、1つにすれば1人の先生で見られる数がありますから、それが埋まるのであれば、結局あきができる先生がいれば、待機児童のほうにも回せるというようなこと、効率化もありますので、恐らく幼稚園、保育所のほうはそういうふうにも統合も考えながら、小学校は地域で存続というような考えで今いるのかなというような、そういう思いが私はしますので、その辺も教育長さんのお考えがあれば、お示しできるのであればお聞きしたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

青山議員のほうから町の発展、豊かな地域、豊かな暮らしを創造するためには産業振興、農業振興については非常に大切だと。しかし、具体的にまちづくりの中でそうしたものが住民のほうに見えていないのではないかなというようなおただしでございます。繰り返しになりますけれども、基本的には第5次まちづくり総合計画に基づいて住民説明会、まちづくり懇談会を通して説明をしながら理解をしてくださっているところでございます。ただ、そうしたものがなかなか住民のほうに浸透していないという点については、前にもご質問を受けて答弁をさせていただきましたが、そうしたことについては今後工夫の余地が残されていると思いますので、そうしたことを反省としながら、住民の皆様にご理解をいただく努力もより一層していきたいというふうに思っております。青山議員のほうでも、まちづくり総合計画については大分お目通しをいただいて町の計画をよく知って、議員としても検証しなければならないということで今お話がありました、目を通していただいたことについて感謝申し上げたいと思います。

そうした中でまた再度の質問でございますが、私としましても青山議員と同様に具体的な形をつくっていきたいと思いますし、働く場を確保し、豊かな地域、所得があって豊かな生活ができるように今後努力していきたいというふうに思っております。第5次まちづくり総合計画については、そうしたことも含めて私自身はきちっと今後のまちづくりにおいても通用するもの、手引書だと、実用書だというような理解をしております。今後さらに議員おただしのように情報の提供も含め、よくこの計画を知っていただくように今後説明会等を繰り返していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いします。

なお、所得をふやすというもの、所得をふやして農家の人が豊かになる、そして、商売をしている方が経営が安定するというようなことにつきましては、私自身も努力はさせていただいております。例えば、農家所得の向上、特に野菜、さらにはお米、こうしたものについては今、風評被害等もあって価格が低迷していることはご案内のとおりなんです、それぞれの市場のほうに出向いて風評被害を払拭していただけるような、そんな努力もさせていただいておりますし、米の消費拡大についてもそれぞれ、例えば沖縄のほうに出向いて沖縄の経済連、そうしたところに福島の米を買っていただくような、そんなPR、宣伝活動もさせていただいておりますし、折に触れてそうした催し物には積極的に参加をしながら、矢吹町の農産物が高く、そして広く知っ

ていただく、そんな努力もさせていただいていることについてもご理解をいただきたいと思います。

もちろん、国の政策をよく知ること、国の補助制度をよく知ること大切だというふうに思っております。これらについては今後もJA、さらには民間の団体、そうした人と連携をしながら、積極的に国の補助制度を活用しながら農家の方に周知徹底を図ってそうした活用をしていきたい。そうしたものが一つの実を結んだという話も先ほどさせていただきました。農地中間管理事業においては長峰地区、県内のトップを切ってモデル地区として指定を受けることになりました。これについては、長峰地区の農家の皆さんもそうですが、役場そしてJA、そうしたものが一体となって取り組んだ最高の形の例であるのではないかなというふうに思っております。先日も東北農政局の皆さんとお話をしながら、矢吹町が福島県で先鞭を切ってそうした取り組みに至った経過などの協議などもあって、そうしたつながりが非常に大切なのではないかなと思いますので、この後につきましてもさまざまな事業がございますので、そうしたことで関係する機関と協議を深めながらそうした事業に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。そのほか、6次化の問題やブランド化、販売促進、そうしたものについて積極的に取り組ませていただくことをお約束をさせていただきたいと思ひます。

なお、平成27年度に向けてというような話がございますが、これらについては前にも答弁させていただいたように、平成27年度の政策大綱、この中で産業振興という点についてももうたわれております。より具体的な内容が固まっておりますので、これらについても近々議員の皆様にも説明をしながらご理解をいただくことにしていきたいというふうに思っております。

なお、誘致企業の件についてでございますが、誘致企業の取り組みについてもなかなか数がふえていない。そういうことも矢吹町の問題として残っていないわけではございません。ただ、厳しい中であっても、平成21年度以降2社、大輝とアクティブ、さらには企業立地補助金を含めたそうした補助に基づいて工場を新設、増設した会社が11社。金額にして41億円の投資がなされているということで、これらについては雇用の確保、所得の増加、そうしたことに大いに寄与していただける結果ではないかなというふうに思っております。雇用についても55名新たに確保することができました。そうしたことをお知らせしながら、私の議員の再質問に対する答弁とさせていただきたいと思ひます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 青山議員の再質問にお答え申し上げます。

現在の4小学校を幾つか、あるいは全て統合をすると。もしそういうふういたしますと、財政的あるいは経費的に見ていけば、給食運営費や学校運営管理費等は削減できるものと思ひます。また、学校ごとに見てみますと、まだ精査しているわけではありませんけれども、児童・生徒数が大きいほど1人当たりの経費は少なくなるものというふうに予想できます。そしてまた、幼稚園、保育園の場合も、全体的経費ということを考えますと、例えばこども園のように大きく1つつくることによって経費減少にはなると思われます。

しかし、そうすることによって、地域ごとの学校の教育効果であるとか、あるいは特に学区、地域に住んでおられる地域住民の方々にとってはそれでもよいという、そういうふうにするべきだという了解、あるいは要望

ということになるのかどうかと。そういうことを考えますと、現在の時点でこのように統合していきたいとか、このように進めたいということについては時期尚早ではないかというふうに考えているところでございます。なお、先ほど答弁も申し上げましたが、学校の諸経費、運営に関する経費等につきましては算出の上、何らかの形で公表してまいりますので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

そして、将来の少子化に向けての将来計画につきましては内々の案がないわけではございませんが、現在教育委員会においても検討していただいておりますので、もう少し状況を見ながら公表といたしますか、お示しできるような時点になりましたらお示しをいただいて、広く地域の皆様、そして議員の皆様、保護者の皆様等のご意見等を伺いながら具体的に煮詰めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） 最後の質問になりますけれども、まず、先を考えていった場合におきまして幾つか例を挙げたいと思いますが、そのようなことが可能なかどうか、そのようなことをしていく意思というものがあのかどうか、具体化できるかどうかについてお尋ねしたいと思っています。

一つの例としましては、前にも申し上げましたが、農家のお米に関してであれば消費地、いわゆるお米を高く売るためにはその販売ルートというものを、やはり町のほうで確立できないかと、いわゆる高く売るために、農家としては個人でもって高く売る、インターネット等を通して売っている方もいますけれども、代金の回収等において非常に不安、リスクがあると。そういうものに関して、やはり商取引の分野では経験がないがために不安が多いということで、そういう流通販売に関しての拡販していくという、そういう行為を町のほうで組織化して検討していただけないかというような声がございまして、それが具体的な構想あるいは対応でございまして、実際には新潟県なんかでは、前にも申し上げましたが、民間の方が海外、タイに持って行って破格の値段で売りさばっているということ。また、近年であれば、最近ですが、政府のほうでも十分に日本の米は海外で競争できるという判断のもとに、その政策が一月ほど前に打ち出されて、海外に日本の米を販売しましょうということがうたわれているんですね。前にも申し上げましたが、この矢吹町の立地条件を考えれば空港があり、農短大がありということですから、そういうことも可能ではないのかと。そういったものを具体的にやはり検証し、具体的に行動を伴った予算化なり、そういうものが目に見える形でもっとあらわしていくことをお考えなのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

特に、最近であれば定住圏構想で西白河、東西白河が1つにということになりましたが、東白川のほうでは4町村ですか。抜け駆けと言ったら非常に失礼なんですけど、お泊りは鮫川で、観光は町でという、そのすみ分けをしながら東地区郡だけでもってデスティネーションキャンペーンのようなことをしていると。そういう計画があるんです。非常に矢吹町も、これはまた一つの例ですけれども、温泉が非常に女性の方から評判がよくて、つやつやになるというお話で、そういう意味ではリピートが非常に高い。とすれば、矢吹町はここから県内どこにでも1時間半あれば行けるんですね。とすれば、こちらに1泊お泊まりいただいて2泊目は会津でもどこでも、あるいは鬼怒川でもというような形でもってのデスティネーションキャンペーンも可能ではないの



かということで、具体的にそういったことを模索していく、そういう組織等があってもよろしいのではないかと。そういうものが予算化されながら具体的に目に見える形で来年3月には示されることがあるのかどうか、そういったことをお話いただければありがたいと思います。目に見える形で具体的に足を一步進めた計画が予算にも見え、具体的に町民の目に映ることがあるのかどうか、そういう姿勢があるということをお示しただけなのであれば示していただきたいというふうに考えます。

同じく、今のは農業関係、あるいは企業誘致関係もそうですが、学校関係におきましても同様に、教育長さんの今のお話を聞きますと、今の段階では時期尚早と申した言葉がございましたが、それも踏まえてやはり議論を喚起していくということは非常に大事なことではないのかと思うんです。それはなくして結論として時期尚早とかと言われても、町民の皆さんは、あ、そうですかというふうにはなかなかいかないと思いますので、やはり情報開示等、その議論の喚起というものに、もう少し今回の矢小の問題を例にしても、反省点として議論喚起をもう少し促していくと、情報公開もしていくということを今後やっていかれるというようなことが申されるのかどうか、確認としてお尋ねしたいと思います。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ようやく議論がかみ合ったような気がいたします。まさしく今私も、役場の中で議論を深めているものを提案として例示していただきましてありがとうございます。

まず1点目、農家の米販売ルート、町として確保できないか。これについてはずっと協議をさせていただいているところでございます。三鷹市内の業者を含めて協議を深めてみたりとか、町のほうに進出させていただいている企業と協議を深めたりとか、あとはJAはもちろんJA独自の販売ルート、今海外にもJA、東西白河のほうで売り先などを模索して実際に販売しているという実績もございますので、そうしたものに矢吹町も乗れないかということで検討を加えている最中でございますので、なお、今後さらに協議を深めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

矢吹町のPRということで、デスティネーションキャンペーンの話も、これについても先ほども話をさせていただきましたが、平成27年度の政策大綱の最重点課題の一つとして、このデスティネーションキャンペーンを計画しております。予算もこの後、議会のほうにお諮りをしながら矢吹町のPRを深めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。そうしたことで、ようやく意見がマッチングしたことを嬉しく思って答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、青山議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

学校のあり方等につきましては、先ほども答弁申し上げましたように情報公開をしております。そして、

町民の皆様のご意見を伺いながら、どういう、町の学校のあり方はどのようにしていけばいいかを伺いながら、慎重に検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（諸根重男君） 以上で6番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

(午前10時54分)

---

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

(午前11時07分)

---

◇ 鈴木一夫君

○議長（諸根重男君） 続きまして、通告2番、15番、鈴木一夫君の一般質問を許します。

15番。

○15番（鈴木一夫君） 議場の皆様、こんにちは。

傍聴席の皆様、こんにちは。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1番目、子ども・子育て支援新制度に関して質問をいたします。

平成27年度より施行されます子ども・子育て支援新制度に対する安定財源として想定をしておりました消費増税分が今回見送られました。さて、その影響を当局としてはどのように捉えていますか。さらに、この2%増税が見送られたことによって町の方針に変更は生じてくるのでしょうか。そこら辺のところをお伺いをしたいというふうに思います。現在まさに衆議院議員の選挙中であります。各政党も子育て支援に関しましては充実をさせると、予算を組むというふうにそれぞれ主張をしておりますが、実際27年度から施行されることが決定しておりますから、この点について影響をどのように考えているのか、方針をお聞きをしたいというふうに思います。

次に、預かり保育、放課後児童クラブの対象年齢、学年として捉えてもらっても結構でございますが、その拡大と時間延長の可能性について見解をお伺いをいたします。現在共稼ぎ世帯が非常に多く、皆様ご存じのとおりだと思うんですが、放課後児童クラブのあり方について今後、町はどのように対策を講じていくのですかと。町内に共稼ぎ世帯が多いのは当然ですが、町外に勤めている方も多いということも現実でございます。核家族がふえております。さらに我々の世代でいいますと、おじいさん、おばあさんになるわけですが、おじいさん、おばあさんも核家族によってなかなか孫の面倒を見られないという状況がふえております。その点についてどのような対策を講じていくのかということを質問をさせていただきます。

参考までに、預かり保育、保育側延長保育は幼稚園が午後6時まで。町立あさひ保育園は午後7時まで。私立のひかり保育園は午後7時20分まで。認定こども園でありますポプラの木は午後6時45分というふうに、かなり時間的なずれが、差がございます。さらに、放課後児童クラブにおきましては学校の放課後、午後6時までということで、小学校1年生から3年生が今矢吹町の対象の児童の学年であります。さあ、これから子供をご父兄が安心して預けられる環境をどのように整えていくのか。もちろん、費用の面は膨大な費用がかかると

いうことは存じておりますが、町当局としてこの預かり保育、放課後児童クラブというものをどのようにして今後進めていくのかということをお聞きをしたい。

さらに、保育所の入所待機児童数は資料によりますと24年度は矢吹町は2人、25年度は16人というふうに報告をされております。26年度は何人という資料はございませんが、今後どのように推移していくのかということをお示しをいただきたいというふうに思います。

さらに、4回、今開催をされております矢吹町子ども・子育て会議についてですが、地域の子ども・子育て支援事業と子ども・子育て支援法第61条第2項第3号に関する項目について、では今子ども・子育て会議におきまして具体的にどのような検討がなされ、どう具現化されていくのか、進捗状況を合わせて説明をお願いいたします。総合的に、当町は子育てをしながら働き続けることのできる環境の整備をうたっております。共稼ぎ家庭が安心して子供を産み育てる環境づくりを積極的に迅速に推し進めていただきたいというふうに考えますので、ご答弁のほどをよろしくをお願いいたします。

2点目、中1ギャップの解消についてであります。先ほどの答弁もありますし、同僚議員からの質問にもありましたが、当面、現行の4小学校体制が継続されていくことは、小学校の改修計画からも伺い知ることができます。先ほどの、先月の子ども議会で発言があったように、小規模校の子供たちの不安を取り除き、中1ギャップに陥らないために、各小学校間の交流、小中連携の対策をさらに推し進めていただきたい。具体的な対応を求めるものであります。前回の教育長の答弁の中に、子供たちはブリティッシュヒルズの交流を非常に喜んでいる、有意義だったというふうに子供は発言しております。教育長も積極的に進めていくと。でも、今の現状だとさらに推し進めていただきたいというふうに思います。

次に、奨学金制度について質問させていただきます。

経済的理由により教育格差が生じていることは、多くのマスコミが取り上げるまでもなく顕在化しております。裕福な環境にある家庭のほうが実質、著名大学への生徒数が多い、進学できる機会が多い。あるいは教育を受ける機会があるということですね。例えば、ごく一般的な家庭においてよく聞かれます。学生になりました。でも、アルバイトが忙しい。生活費のため。学費のためアルバイトが主で学業が従になっているというケースというのが非常に多い。では、奨学金制度がある。でも、奨学金制度についてどれほど皆さん理解しているんだろう。あるいは矢吹町ほどの程度、皆さんそういう子供たちに対して支援をしていっているんだろうというのが一つあります。もちろん対象は高校生から大学生です。矢吹町の規定です。貸与額は月額1万1,000円から5万3,000円で、申込期間は4月というふうになっております。ただ、大事なことは、もちろんその告知も大事ですが、では逆に言いますと、奨学金を貸しました。貸した家庭、お子様に対して、では返済はどうなっているんだと。もし返済が滞ってそのままずっと払わないのであれば、これは税金の無駄遣いというふうにも考えられるわけです。非常に矛盾をした言い方を質問させていただいておりますが、実際、経済的な理由で進学できない、そういう子供たちを救ってあげたいと思います。その子供たちがきちんとした就職なりをした場合にきちんと返済をするのは当然ではあります。逆に言うと返済が滞っているということも実際あるのかと思います。矢吹町の中でそういうことがどの程度あるのかということをお聞きをしたいというふうに思います。

以上、3点です。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 15番、鈴木一夫議員の質問にお答えいたします。

消費税10%増税見送りの影響と町の方針についてのおただしであります。平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、消費税率が10%になった場合には、毎年約7,000億円の財源が幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の利用の拡充や質の向上のために充てられることとなっております。そのような中、先月18日に、安倍首相は記者会見において、平成27年10月に予定していた消費税率10%の引き上げを平成29年4月まで延期する方針を表明しました。これを受け、子ども・子育て支援新制度の先送りも心配されましたが、有村少子化担当相は先月14日に、消費税増税先送りが検討されている中、閣議後の会見で子ども・子育て新制度については予定どおり来年4月に施行すると述べております。また、先月19日には、菅官房長官は増税時期を先送りしても予定どおり施行したいと述べており、政府としては子ども・子育て支援新制度を平成27年4月から施行する方針に変わりはないものと表明しております。政府では、消費税率の引き上げ延期に備え、増税分を財源とした子育て支援策などのかわりの財源確保へ向け検討を始めており、増税延期となると財源不足から一部事業の実施が難しくなるとの新聞報道もあったところであります。その財源確保のため財務省と厚生労働省は平成27年度分の財源である税収の見込みよりも超過した財源分を確保する検討に入ったとのことであります。

なお、預かり保育や放課後児童クラブ、子ども・子育て会議の進捗状況等の詳細については教育長より答弁させますが、本町としましては、引き続き国の動向を注視し、県との連携を十分に図りながら、平成27年4月からの子ども・子育て支援制度施行に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、子ども・子育て支援制度に係る質問につきましては教育長より答弁させますが、本町の宝である子供たちの健やかな成長のために事業を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で15番、鈴木一夫議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 15番、鈴木一夫議員の質問にお答えいたします。

初めに、預かり保育、放課後児童クラブ対象年齢、学年の拡大、時間延長の可能性についてのおただしであります。本町の預かり保育の延長時間については、幼稚園が午後6時、あさひ保育園は午後7時まで対応し、預かり保育については、11月1日現在4幼稚園において全園児265名中88名、あさひ保育園については89名中4名が利用しております。

放課後児童クラブについては、初めに平成8年4月に矢吹小学校児童クラブが開設されました。その後、平成19年4月には現在と同じように4小学校で実施に至っております。対象児童数は1年生から3年生まで170名。実施時間は授業終了後から午後6時までであり、活動場所は矢吹小学校、善郷小学校、中畑小学校は校舎内の図工室等を利用し、三神小学校については隣接する三神公民館を利用しております。平成24年8月、子ど

も・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するため、子ども・子育て関連3法として児童福祉法が改正され、平成27年4月からは子ども・子育て支援新制度に基づき、放課後児童クラブの対象年齢が、これまでおおむね10歳未満だったものから、小学校に就学している児童として6年生まで開設されることになりました。

本町では、希望する全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な活動ができるよう矢吹小学校、善郷小学校、中畑小学校は教室の確保を、三神小学校においては三神公民館2階で対応することを検討しており、6年生まで対象年齢を拡大し実施する方向で調整しているところであります。しかし、矢吹小学校については大規模改修事業の実施に伴い、備品等の収納に教室を使用するため、4年生から6年生に対応できる空き教室の確保が困難な状況であり、工事中の安全性を確保するため既存の放課後児童クラブを東側から西側に引っ越ししなければならず、スペース確保等について課題がありますので、矢吹小学校の児童クラブの延長スタート時期についてはもう少し検討してまいります。

また、時間延長の可能性については、保育園、幼稚園、放課後児童クラブともに、スタッフの確保や利用料金の検討、私立幼稚園や保育園の延長時間や近隣市町村の延長時間の状況等を参考にしながら、子育て世帯のニーズに応えられるよう検討を深めたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、現在の待機児童数の推移についてのおたただしであります。本町の平成26年保育所待機児童数につきましては、11月1日現在待機児童数1名の状況であります。今後、年度末に向け継続的に保育所入所の申し込みがあるため、保育所が定員超過となり待機児童が増加することが予想されます。今後、待機児童を解消する対応策として、社会全体の景気の不安定さにより女性の社会進出が進み、働く女性が増加する傾向から、ますます保育ニーズは高まるものと考えております。このような状況を踏まえ、関係機関の公立、私立の保育園と情報の共有化を図り、なるべく待機児童を出さない利用定員の調整、保育士の確保、施設の改修も含めて、民間活力を視野に入れて子育て支援事業の検討を深めてまいります。

また、現在本町で進めております子ども・子育て会議の中でも待機児童解消策として小規模保育や家庭内保育等の可能性について協議し、検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地域子ども・子育て支援事業と子ども・子育て支援法第61条第2項第3号に関する項目についてのおたただしであります。平成24年8月、子ども・子育て支援法の制定に伴い、本町においても、平成27年度から31年度の5年間の計画期間とする子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、その審議等を行う子ども・子育て会議を設置し、議論を深めているところであります。

矢吹町子ども・子育て会議では、子育ての当事者や子育て支援を行う当事者等の参画のもと、昨年度実施いたしましたニーズ調査の結果を子ども・子育て支援事業計画に反映させるため、これまで会議を4回にわたり開催しております。会議では、これまで教育保育提供区域の設定、利用者負担、保育の必要性の認定における最低就労時間の設定、保育の必要性の認定及び有効期限、子ども・子育て支援事業計画骨子案について検討・協議をしております。また、子ども・子育て支援事業計画に盛り込む地域子育て支援事業は放課後児童クラブ、子育て支援センター及びファミリーサポートセンターを含む13事業について、本町の実情に応じ、事業ごとに必要な教育・保育料の見込み、教育・保育を提供する体制確保の内容、実施時期について協議・検討しております。また、認定こども園の普及に係る基本的な考え、幼稚園、保育園、小学校の連携等についても検討し、子ども・子育て支援事業計画へ盛り込むこととなります。

平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度において、本町の全ての子供の健やかな育ちのために教育・保育の一体的提供と推進のための環境整備が必要であり、全ての子育て家庭を支えることは将来の担い手育成につながるもので、地域全体で取り組むべき最重要課題の一つと考えております。今後は、会議を年度内に2回開催する予定であり、来年4月から子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、地域子育て支援事業の充実によって待機児童の解消や幼児教育・保育及び子育て支援の質、量を充実させる推進方策、今後の幼稚園、保育園のあり方等を含め総合的な支援について引き続き議論を積み重ねてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中1ギャップの解消についてのおたただしですが、小学校6年生が中学校に入学するに当たり、中1ギャップに陥らないようにするために、各小学校間の交流、小中連携など交流を深められるように取り組んでおります。毎年開催しております子ども議会において、平成23年度に三神小児童から、中学校に進学するに当たり、人数の少ない学校の出身者は友達ができるか不安である。中学に入学する前に友達をつくれるように交流会をしてほしいという要望をいただきました。

その声に応え、平成23年12月に急遽、善郷小学校で4小学校6年生による交流会を実施しました。平成24年度はブリティッシュヒルズ6年生1日研修で外国語研修を兼ねた交流会を行い、平成25年度からは、一層の交流と外国語研修の充実を図れるように、ブリティッシュヒルズ1泊2日研修を行っております。また、ブリティッシュヒルズで育んだ友情を学習の場でも深めることができるように、夏期講習会は矢吹中学校に町内の小学6年生全員を集め、習熟度別学習を実施しております。このような取り組みが功を奏し、活動アンケート結果によると、「他校の友達と仲よくなれたか」の問いに参加児童の93%が「仲よくなれた」と回答し、夏期講習会のアンケートでは98%の児童が「勉強になった」との回答を寄せました。このことから、この活動は勉強以外にも4小学校の子供たちの友情を深めることにつながっていることがわかります。今年度の子ども議会においても交流の場を多く望む声が寄せられましたが、現在以上に合同事業の場や交流事業を設定することは、小学校の教育課程を実施するための時間数確保上、難しい状況にあります。

これらの諸事情から、今後交流をふやすために考えられることは、過去に中畑小学校と三神小学校が合同宿泊体験活動を実施し、磐梯山と一緒に登山し友情を深めたことがありましたが、このような学校間での取り組みや児童会活動と一緒にボランティア活動をしたり、学習発表会に招待し合ったりすることなどが考えられます。また、今年度県指定学力向上「つなぐ教育」のために導入されたインターネット回線を活用したテレビ会議システムで4小学校の6年生が中学校に向けての話し合い活動をするなど、各小学校間で生活の中での交流もできると考えております。いずれにいたしましても、学校同士が前向きに考えられるように、各学校の校長と協議を深めてまいります。

次に、小中連携の取り組みについてのおたただしですが、長年学力向上推進のために町内の教職員が一堂に会して授業を参観し合っておりますが、今年度は矢吹中学校を会場に行われました。小学校の先生が中学校の先生による中学1年生の授業を参観し、生徒の学び方の様子や指導法などについて話し合いを実施して、教員の相互研修を行いました。このほかにも、現在の中学1年生が小学6年時に担任していた各小学校の担任を中学校に集め、授業参観及び懇談会を開催し、小学校と中学校の連携を図っております。また、平成26年1月には、矢吹の教育を考える会、校長会、教育委員会で「子供の学びの習慣化のために」と題してまとめた4

つの提言を町内、幼稚園、保育園、小中学校が一緒に取り組み、保護者とともに子供たちに指導しております。このような取り組みの積み重ねによって、中1ギャップのない矢吹町の子供たちの健やかな成長を目指して見守ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、奨学金制度についてのおたかしであります。矢吹町の奨学金制度は高校、大学等に進学したいにもかかわらず経済的理由により就学困難と認められる子供たちに対して奨学資金を貸与し、教育の機会均等化を図り、健全な社会の発展に資することを目的としております。昭和51年に矢吹町奨学資金貸与条例が制定されて以来、39年間にわたり大学生71名、短大生7名、高校生16名の94名の学問への志の道を応援しております。

議員おたかしの奨学金の認知度につきましては、毎年広報やぶき3月号に奨学金の募集記事を掲載し、4月1日から4月末日まで申し込みを受け付けてまいりました。奨学金貸与についての問い合わせは年間数件あり、募集内容を電話で応答したり、要項を送付したりするなどしてサービス向上に努めてまいりました。その際、町の奨学金だけでなく、福島県や独立行政法人日本学生支援機構の奨学金についてもあわせて紹介をさせていただいております。周知不足であるとのご指摘をいただきましたが、さらに広報周知を図るため、今後関係機関等への応募チラシの設置やホームページでの掲載等を新規事業として検討してまいります。また、高校生から活用できることを周知するために、今年度より卒業前の中学3年生の保護者に対しましても、町奨学資金制度を活用できる旨の応募チラシ等を配布してまいりたいと考えております。

なお、奨学金の現状ですが、貸付貸与された方は33名おります。そのうち、現在貸与されている方は4名、返還猶予中1名、返還中28名であります。そのうち、返還が滞っている方は3名おり、督促状の送付、連帯保証人への電話連絡、本人への電話連絡等を実施し、返還をお願いしております。今後とも、定期的な返還ができるように債権回収をしてまいります。矢吹町の奨学金制度は学びたいと思っている子供たちを支える制度であります。今後とも就学意欲を持った子供たちのために制度の周知を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、15番、鈴木一夫議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

15番。

○15番（鈴木一夫君） では、再質問をさせていただきます。

まず、放課後児童クラブについてであります。先ほど答弁ありましたし、私も理解をしておりましたが、小学校6年生まで拡大をされるということで、これは矢吹町も即これに沿ってというふうな認識でよろしいのかどうかというのをご答弁をいただきたいと思います。

次に、教育長は預かり保育について幾つか答弁された中で、子育て世帯のニーズはあるんだろうと思うというふうな答弁をされておりましたが、確実にこれは子育て世帯のニーズはあるということをもとにご認識をいただきたいということと、それについて今後きちんとした対応をとっていただきたいと思います。

あと、子育て会議についてなんです。もちろん今後、今年度中にあと2回開催をされるというふうにお伺いしております。全ての子育て会議の内容につきましてはホームページのほうに記載をされておまして、アップロードされておまして、全て読まさせていただきましたが、特に第4回目の会議録を見る分については、今までのものに対して、案に対してさらに追加の案ということで記載をされておりますが、ではこれは、

あと2回の会議の中でこれらの案について当然まとめられるとは思いますが、結論は出るんでしょうね、ということ。それについても伺いをしたいというふうに思います。非常に、検討中という言葉がやはり資料の中にも多いものですから、具体的に、もうあと2回という設定をされておるわけですから、きちんとした決定する方向に向けての具体的な内容を詰めていただきたい、あと2回の会議の中でお願いをしたいというふうに思います。

あと、この中に特に大事なことと申しますか、非常に検討されているとは思いますが、フルタイム就労の方の半分以上の就労時間と申しますか、時間に関する認定の区分について、保育必要性認定に当たっての保護者の就労時間による認定区分というのがございまして、これは第4回の会議での討論と申しますか、検討されているわけですが、これについて特に問題視をしているのではなくて、きちんとした数字を矢吹町のほうでも出してありますし、これも各案ということですので、これは早々にもう結論、決定をなされるのではないかと申すように考えておるんですが、時間も含めましてですね。これは早急な決定事項として次のときには決めていただきたいというふうに思います。

あと、中1ギャップの件ですが、もちろん夏期講習や交流、今ありましたように、発表会での交流をしたりとか、ネット上の交流というふうに発言と申しますか回答をいただきましたが、基本的には6年生、どうしても対象は6年生というふうに、今、重点が置かれていると思うんですが、ぜひもう少し下も、要望としては4年生、5年生とあるわけですが、ぜひ5年生も対象にした交流会なり、そういう部分について検討されてみてはどうかというふうに提案をさせていただきます。

あと、奨学金制度については了解をいたしました。結論だけあと申し上げます。結論と申しますか、一番大事なところと申しますか、もちろん予算上の絡みもございまして、今矢吹町として、話が戻りますが預かり保育、放課後児童クラブにおきまして、優先順位としてはどのように考えますか。というのは、例えば小学校の対象年齢をもう少しふやすのか。小学校は6年生までと決まりましたけれども、対象年齢なのか、あるいは時間延長はどうか。あるいはもう1つ、ちょっと今一般質問の中で少し漏れていた部分がございますが、小学校の休業日の児童クラブの開設についてはどうか。ここら辺を優先順位として、全部やってくれとは言いませんから。ただ、これらの3点について、では今、矢吹町としてはどの部分について優先順位を考えているのかということをお示しをいただきたいというふうに思います。先ほど冒頭の一般質問で申し上げましたように、非常に保護者の方は核家族という部分がございますし、経済的な事情もございまして、どうしても共稼ぎが多い。あるいは町外にお勤めになって矢吹町の保育園なり幼稚園に帰ってくる、小学校にですね。その部分におきまして、なかなかこの設定時間についてちょっとまちまちな部分もございまして、なるべくでしたらそのニーズに合った時間で設定をさせていただきたい。費用の面はもちろん重々感じてはおりますが、そこら辺について、まず優先順位としてどのようにお考えになっているかということをお聞きをしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 15番、鈴木一夫議員の再質問にお答えさせていただきます。



詳しい内容はこの後教育長のほうに答弁させますが、私も大変今の再質問に対して考えるところ大でございます。放課後児童クラブ、預かり保育、子育て会議、中1ギャップ、奨学金等々、これらについては教育委員会、教育長と十分に協議を深めながら最良の方法を選択していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 鈴木一夫議員の再質問にお答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、矢吹町では27年の4月から小学6年生まで拡大をして対象児童といたします。ただし、先ほど申し上げましたように、矢吹小学校については教室の確保が6年生まで拡大してできるかどうかについてはもう少し検討して、もしかしたら矢吹小学校については4月からではなく、少しずれ込むこともあるかということについてはご了解をお願いしたいというふうに思います。

それから、預かり保育のニーズはもちろんあると思っております。昨年度実施いたしましたニーズ調査においてもそのようなニーズは多く寄せられております。それで、放課後児童クラブにつきましては、休業日の対応でございますが、現在は、例えば土曜日授業をした場合に、もちろん預かり保育を希望があれば実施しておりますし、その後、月曜日が休業日になるわけですが、その振りかえの日は一日預かりをしております。しかし、そのほかの土曜、日曜等については実施しておりません。前に、何年前だったかちょっと記憶定かでないのですが、数年前に土曜日の希望があれば行きますよということで幾つかの小学校で実施したことがありましたが、数名、三、四名だったかと思いますが、希望がありまして実施しました。しかし、子供の数が少なかったせいか、その後保護者から辞退がありましてやめた経緯がありました。休業日、土曜、日曜については、今後ニーズ等も見ながら検討させていただきたいというふうに思います。

それから、続きまして子育て会議についてですが、議員ご指摘のように、検討すべきことが多岐にわたって多数ございます。現在のところはいろいろとご意見をいただいて、そして決定していくことは今まで余りなかったというのが現状でございます。提案をして説明をして質問をいただいて意見をいただいているという段階でございます。でも、あと2回の中である意味全て決定といいますか、そういうことになるわけでございます。ですから、今案を示してご検討をいただいていることにつきましては、さらにご意見をいただいたことを盛り込みながら再提案をして最終的には決定をしていくということになります。ですから、この後のあと2回につきましては決定を前提としたような会議になろうかというふうに思います。

次に、就労時間の認定についてでございますが、これにつきましても、今案をお示しをしてご意見をいただいたところでございますが、これにつきましても決定をして事業計画には盛り込むことになっております。

次に、中1ギャップということについてでございますが、一番は小中学校の教員の連携というものが大事でございます。やはり小学校の授業スタイルと中学校の授業スタイルは相当違っております。そのことが一つのギャップになる。あるいは中学校の教員と小学校の教員の、例えば板書の仕方とか、そういうこともそうですし言葉遣いもそうですし、それはお互いに授業の様子を見ながら、ああ、小学校はそのように丁寧にやっ

ているのかと、中学校ではそのような授業を進めているのかと。一つには、歩み寄りということが大事でございまして、相互理解を図りながらそういう授業の工夫に努める。それから、6年生の交流やあるいは5年生までの交流も必要ではないかというご提案もいただきましたので、これについても小学校の校長等と協議しながら、さらに図れないかを検討してまいります。

以上で再質問への答弁とさせていただきますが、たくさんご質問いただきましたので、答弁漏れありましたら、またよろしくお願いたします。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

15番。

○15番（鈴木一夫君） 細かくいろいろな面でご説明といたしますか、ご答弁ありがとうございます。

もちろん、あと2回の子育て会議については結論を持った、決定をする方向での会議にするというご意見を賜りましたので、ぜひ案ではなくて決定というところで議事録が、資料が出るように期待をしております。

最後に、もう1点だけ質問をさせていただきます。要するに放課後児童クラブについてであります。基本的に今、午後6時というふうになっております。この点につきまして、今すぐでなくても結構でございますので、午後6時という時間を延長するという考えがあるのかどうか。6年生までというのは多分国のあれもありましたし存じておりますが、午後6時までという時間についてどのように検討をされていくのかということをごちよとお伺いをして、最後の再々質問にしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、鈴木一夫議員の再々質問にお答え申し上げたいと思っております。

放課後児童クラブにつきまして、現在6時までということで実施しているわけでございますが、延長の要望もあるというようなことは私どもも認識しております。このことについては延長することを基本に検討して、指導員の確保が十分にできるかどうかをまず検討しなければならないことでもございますので、そのところの確保ができ運営ができるという見通しが立ちましたら、早目に皆さんにもお知らせをし、実施をしていきたいというふうに検討をしておりますので、よろしくお願いたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 以上で15番、鈴木一夫君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため、暫時休議します。

(午前11時51分)

---

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

(午後 1時00分)

---

◇ 薄葉好弘君

○議長（諸根重男君） 続きまして通告3番、2番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴席の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

それでは、通告した一般質問ですが、質問の内容で同僚議員と重なる部分もありますが、私なりの視点で質問させていただきます。

ことしの稲作の作況指数は、福島県中通りでは104であり、全国平均の作況指数も101で、3年連続の豊作となり、人口の減少や高齢化で米の需要は減少し、過剰作付とあわせて過剰在庫が続き、ことしは過去に例のない価格の下落になりました。特に、福島県の中通りと浜通りは、風評被害もあり空前の低価格で、新米価格が古米価格より安いという現象が起きましたので、1つ目は農業振興について質問させていただきます。

まず初めに、今年度産米の価格の下落により、農家の経営と来年度の稲作に対して不安が残り、生産意欲も低下している現状でございますが、町としては、水稻種子の助成以外に、来年度に生産意欲が湧き、希望の持てる農政対応について何か対策を考えているのかをお尋ねいたします。

次に、県農業短期大学校との農業の6次化産業に向けての連携について質問させていただきます。

福島県で唯一の農業専門の短大である県農業短期大学校が町内にあるわけでございますが、現在、県農業短期大学校では農業の6次化産業化に関する教養講座を行い、市場を先読みした取り組みや戦略的企業経営で生き残るため、顧客動向をつかむマーケティング手法、企画商品の開発と計画手順などさまざまな手法を使った販売戦略を専門的に行っておりますので、町としても農業の6次産業化への商品開発や新しい農作物の作物提案も含めて連携を取り進める考えはあるのかをお尋ねいたします。

2つ目ですが、私も10月に総務常任委員会でもふるさと寄附制度、ふるさと納税の視察に行っていましたので、ふるさと寄附制度、ふるさと納税について質問させていただきます。

ふるさと寄附制度についてですが、平成20年から地方税法の一部改正により、ふるさと寄附金制度により、現在までに年度ごとに矢吹町に対しての寄附状況と件数、金額はどれくらいになるのか、また、寄附金の使途についてはどのように使われているのかをお尋ねいたします。

次に、町としても来年度からふるさと寄附金をしていただいた方に記念品を贈る予定であるとお聞きいたしましたので、寄附金の還元率としてはどの程度の割合を予定しているのか、また、記念品については、町の特産品も含めて何を贈るのかをどこまで検討協議をしているのかをお尋ねいたします。

3つ目の最後の質問ですが、県の指定史跡である鬼穴古墳について質問させていただきます。

最初に、大震災による修復についてお尋ねいたしますが、平成23年の東日本大震災により、県の指定史跡である鬼穴古墳も被害を受けており、同年に被害の実態調査も終了し、2年後をめどに修復する予定とお聞きいたしましたが、現在までに修復されていないようですので、いつから実施するのかをお尋ねいたします。

次に、史跡公園としての整備についてお尋ねいたします。

鬼穴古墳の場所は民間会社の製造工場敷地内にあるわけでございますが、この製造会社が現在工場を取り壊しており、撤退して敷地用地を売却する話も聞いております。現在も県外から見学に来ているわけでございますが、鬼穴古墳の全景を見るには当然、会社の敷地内に入らないと見られないわけです。できれば、町の大切な史跡でもありますので、鬼穴古墳の用地を購入し、公園として整備すれば観光地にもなりますので、今後の

史跡公園として整備する考えがあるのかをお尋ねいたします。

以上、3つの項目について質問いたしますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、2番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、米価下落による来年度対応についてのおただしであります。今年度の主食用米の販売価格は昨年と比較して大幅に下落しており、国の助成金である経営所得安定対策交付金についても半額となり、稲作農家の経営が憂慮される事態となっております。白河市及び西白河町村での概算金下落に対する協議を踏まえ、本町においても、米販売農家の支援策として平成27年度の水稲用種子購入費の2分の1の金額を助成するため、本議会に補正予算案として上程したところであります。

これら助成以外の生産意欲を向上させる対応については、経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の利活用促進を軸に、農家所得の向上を図ってまいります。経営所得安定対策については、今年度に米、畑作物の収入減少影響緩和対策の加入促進活動を実施した結果、ナラシ対策加入者が10名、円滑化対策加入者が600名の合計610名が加入する結果となりました。しかし、来年度からは当該加入対象要件が認定農業者または一定の要件を満たす集落営農認定新規就農者のみに絞られることから、一般農業者から認定農業者へ移行するための諸条件を緩和し、認定農業者制度の運用のためのガイドラインに基づき、町農業経営改善計画認定事業実施要綱の一部見直しを行うなどの対策を実施してまいります。

また、水田活用の直接支払交付金については、稲発酵粗飼料、WCS用稲及び飼料用米の生産促進について、町内のJAと連携しながら農業者への説明を行うほか、農業経営強化のための支援策として、担い手の育成、確保を促進する青年就農給付金事業、農地の有効利用やコスト低減を促進する農地中間管理事業を、さらには、多面的機能支払交付金により農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るために、地域の協働活動に係る支援を行い、耕作放棄地の未然防止及び解消を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、県農業短期大学校との農業の6次産業化に向けての連携についてのおただしであります。農業総合センター、農業短期大学校においては、福島県の農業を支える後継者の就農の推進、農業経営能力の向上あるいは付加価値の高い農業生産体系の普及の観点から、在籍する学生のみならず、農業者を初めとする一般県民にも大学校構内の施設を開放し、各種研修を実施しております。研修項目としては、就農研修、女性農業経営者育成研修、農産加工研修、農業機械研修があり、大学校から聴取したところ、それぞれにおいてほぼ定員に達する受講者の応募があるとのことでもあります。しかしながら、地元である矢吹町民の参加は少ないとも伺っており、広報紙等においてこの研修制度の周知を図り、町民の受講者増加を積極的に推進してまいります。

特に、議員おただしの農業の6次産業化に当たっては、第5次まちづくり総合計画において特産品開発振興事業及び矢吹町地域支援活性化センター事業という2つの主要事業で掲げており、農業に限らず商工業においても町の産業振興にかかわる重要施策であります。私も現職に就任した当初から、矢吹町の農業活性化に資する大学校施設の有効利用について、知事との懇談会の際において強く要望してまいりました。また、町村会を

通じ、福島県に対し大学校の整備拡充について継続した要望活動を実施してまいりました。しかしながら、鳥インフルエンザやBSE等の影響から快い回答はいただけませんでした。現在、大学校では、議員おただしの6次化関連商品の研究・開発において、ぜひ施設を利用していただきたいとの意向であり、平成6年にさわやかいいなづけやグーズベリージャムを開発した際に大学校施設を利用した経過も踏まえ、大学校の協力を得ながら6次化商品の研究・開発を進めてまいります。

また、農作物の作物提案につきましても、大学校では実験的にさまざまな作物を栽培していることは議員ご指摘のとおりであり、それらの実験結果、分析結果の情報を町、大学校で共有し、矢吹町の土壌や気候風土に適し、かつ付加価値の高いブランドとなる作物の栽培を農家の皆さんに提案できるよう検討してまいります。

さきにも答弁させていただきましたとおり、米価下落による打撃は深刻なものであり、営農形態を根本から見直すことが迫られている状況の中、こうした6次化商品の開発や付加価値の高い作物栽培は我が町の農業存続において重要な手法であると認識しております。大学校はもとより、JA、商工会、町内企業とも密接に連携し、農業ひいては町産業全体の振興を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ふるさと寄附金制度、いわゆるふるさと納税についてのおただしであります。ふるさと納税は、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを実現するために、平成20年度の税制改正により創設された制度であります。本町では、平成20年度に矢吹町ふるさと思いやり基金条例を制定し、ふるさとである矢吹を離れ全国で活躍されている皆様、また、本町のまちづくりに共感いただける皆様など、ふるさと納税の趣旨にご賛同いただいた多くの皆様からこれまで多大なるご支援をいただき、ふるさと思いやり基金に積み立てをしております。ご寄附をいただいた皆様に改めて感謝申し上げます。

議員おただしの年度ごとの寄附状況と件数、金額についてであります。ふるさと納税が始まりました平成20年度は16件、107万4,568円の寄附をいただいております。翌年度からは、平成21年度は19件、62万8,510円、平成22年度は13件、52万5,000円、平成23年度は17件、108万6,510円、平成24年度は14件、198万円、平成25年度は10件、149万円です。平成26年度につきましては、12月1日現在15件、91万円であり、これまで104件、769万4,588円のご寄附をいただいているところであります。

都道府県別では、東京都在住の方が42件、305万9,510円で最も多く、次が福島県の40件、252万78円であり、遠方では岐阜県在住の方からも寄附をいただいております。寄附をいただいた方には礼状を送付するとともに、希望者についてはホームページや広報やぶきに掲載し、町の情報をお知らせするため、広報やぶきを1年間お送りしております。また、寄附金の用途につきましては、寄附者の意向を最大限に尊重するため、寄附の申し込み時に希望する寄附金の活用についてもお聞きしております。内訳につきましては、ふるさとの未来を担う子供の教育育成事業が44件、354万3,468円、ふるさとの自然、環境の保全に関する事業が15件、52万1,610円、その他まちづくりに関する事業が45件、362万9,510円です。寄附金の活用については、寄附者の意向が十分反映されなければならないと考えており、これまで実施した事業は1件です。平成22年度、町内の全小中学校に、特色ある子供教育推進事業として図書及び楽器を購入するための財源に、ふるさと思いやり基金から70万円を渡させていただいております。

最後に、寄附者に対する寄附金の贈呈についてのおただしであります。制度創設後、各地方公共団体においては、ふるさと納税制度を積極的に活用するためホームページ等でのPRや特産品の送付を行っており、多

くの報道機関でも取り上げられ、ふるさと納税に対する興味・関心が全国的に高まっているところであります。本町では、来年度より先進地の事例などを参考に、1回の寄附金が1万円以上の町外在住の方には、寄附をしていただいた年度に1回限り本町の特産品、例えばお米や新鮮な地元産の野菜セットなどを記念品として贈呈したいと考えております。

議員おただしの寄附金に対する記念品の還元率については、記念品の送料を含め5割を超えない範囲とし、記念品の金額についても上限を設定する方向で検討を進めているところであります。他の自治体の例を挙げますと、総務常任委員会の皆様が行政視察研修に訪れた山形県の中山町では、1万円以上の寄附に対し、送料を含め4,000円程度のサクランボや米など地場産品の送付を開始して以来、ふるさと納税制度が浸透するにつれて寄附金件数、金額が増加しております。本町においても、記念品については、町内の特産品を取り扱っている商工会や農業団体等の皆様と協議を行い、複数の記念品を選定したいと考えております。本町の特産品を記念として贈ることにより、さらに寄附者の増加を図り、財源の充実を目指すとともに、矢吹町を対外的にPRし、少子化対策、定住化促進につながる方策あるいは産業振興の一端を担う施策として実現に向け検討し、矢吹町を応援したいとの気持ちから本町に寄附をしていただいた皆様にこんな事業を実現することができたご報告したいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で2番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、こんにちは。

2番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、鬼穴古墳の修復についてのおただしであります。議員おただしのとおり、鬼穴古墳は東日本大震災により古墳、石室上部の石の横ずれや内部に一部崩落等があり、危険性があるため、修復が必要であります。修復については、福島県指定の文化財であることから、福島県教育委員会が指定する専門家の指導を受けることが必要であるため、修復方法、費用の積算及び国・県の補助金の活用等について現在福島県教育庁文化財課と継続的に協議しているところであり、県の判断や、特に専門家の派遣や紹介を待っている状況にあります。県からの回答があり次第、最良の方法で修復に取りかかりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、鬼穴古墳の土地を町で取得し、史跡公園として整備する考えがあるのかのおただしであります。鬼穴古墳は8年前に閉鎖された民間会社製造工場の敷地の一部となっており、今回、工場部分が取り壊され、売却先を探しているとの話も伺っております。鬼穴古墳は、町にある県指定の貴重な文化財でありますので、売却の意向を確認し、町で取得し、史跡として整備、活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で2番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（薄葉好弘君） 再質問をしたいと思います。

まず1点目の質問で、農業振興に関する質問の中で町長のほうから答弁いただきました。その中で、農業短大との6次化産業化の新商品の開発等で、提案も含めた質問をしたいというふうに思っています。

矢吹町はさわやかな田園のまちというふうなことで、大変米の生産が盛んな、当然町でございますので、米にまつわる新しい商品はないのかなというふうなことでございますが、6次化産業の新しい商品として、さわやかな田園のまちにふさわしいお米を使った商品というようなことで、牛乳、豆乳に続いて第3のミルクといわれておりますヘルシーな植物ミルク、現在、ライスミルクまたはライズドリンクというふうに使われておりますが、お米からつくった牛乳ですね。玄米を使うことで植物油、主にヒマワリ油を使っているそうですが、食塩、水などを原料として植物性のミルクだということでございます。日本では余りなじみがないというふうなことでございますが、ノンコレステロールということの人気のアメリカ、ヨーロッパ等でも一般的なものだということでございます。これにつきましては、牛乳アレルギーで悩む人を中心に大きな救いの手となると言われ、来年の2015年にはヒット商品になるのではないかなというふうなことでございますが、日本ではまだまだ市販されていないということで、手に入りにくいというふうな状況でございます。6次化商品として、米の消費拡大とあわせて農業短大と商品開発をしてはどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

2つ目ですが、ふるさと納税基金の答弁、町長からいただきましたが、町長の答弁にあるように、自分の支払っている税金の使い道が自分の意思で選べるというふうな部分がふるさと納税のいいところであるというふうなことでございます。その寄附の税金から控除され、地域の特産品がもらえるというふうなことであれば、ふるさと納税の産業振興にも貢献できるということで、大変私もいい制度であるというふうに思います。今後の納税のPR方法と納税方法についてはどのように考えているのか。例を言いますと、ある市町村ではインターネットによって納税の簡素化を図ったら、そういうふうなふるさと納税者が実質ふえたというふうな実例もあります。

あと、記念品の中で一つ提案でございますが、物を贈る部分ですが、さわやかな田園の矢吹町でおいしい農産物を育む環境を見て、矢吹町を訪れる体験型の記念品、そういうふうなものひとつどうなのかなというふうなことで来町していただけるんじゃないかと。あとは、来町していただければ、記念として飲食店の食事券ですとか、矢吹町は2つゴルフ場がありますからゴルフ場の利用権だとか、こういうのも特産品にあわせてどうかなというふうなことで、これもあわせてご提案でございますので、よろしくお願いたします。

あと、3点目の鬼穴古墳でございますが、以前にも私、質問いたしまして、教育長から先ほどと同じような答弁をいただきました。震災が終わってもう3年10カ月以上過ぎるわけでございますので、調査の概要とその修復にかかる予算がまだはっきりしないというのはちょっとおくれ過ぎているのかなというふうに思いますので、それと、テープを張ってあるのですけれども、テープが切れたりして、実質そういうふうな部分をあそこの史跡の掲示板にそういう状況とかを掲示していただきたいなと思います。県外からも古墳を見に来る方が月に何件かおられますので、がっかりして帰っている状況でございますので、ああいうような部分をちょっと掲示板の脇に、震災によって現在こういうような取り組みをして、先ほど、あと史跡公園の整備も聞きましたので、そういう部分もあわせて、もうちょっと現状を見て整備をしていただきたいなと思いますので、その件についてもご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の農業振興についてのおただしでございますが、新たな6次化の新商品ということで、お米の消費拡大も含めたライスミルク、すばらしい提案ありがとうございます。これらの提案の内容につきましても調査・研究をさせていただいて、しっかりと選択肢の中に入れていきたいと。町自身も米の消費拡大を含めたあらゆる商品という、新たな商品の開発についても研究を深めている最中でございますが、今ご提案いただきましたものも選択肢の中に入れていきたいというふうに思っております。

2点目のふるさと納税については、町自身、平成27年度からスタートする予定になっております。ただ、今時点から皆様のほうになかなかお知らせできないことについては大変申しわけなく思っておりますけれども、4月までには、4月の新年度スタート時には、商品の選択も含めて、詳しい内容等について皆様のほうにいち早くお知らせをしながらスタートを切っていきたいというふうに思っております。もちろん、スタートに当たってはあらゆる媒体を使いながら周知徹底を図っていきたい。1つの提案としてインターネットでということもございますので、この段についても視野に入れながら、周知の方法として組み込んでいきたいと、そのように考えておりますし、また、商品のラインナップの中に体験型の記念品や、さらには町にあるゴルフ場を利用した、そうした商品等についても考えてみてはどうかというようなそのご提案についても、もちろん協議の中に含めさせていただきたいと思っております。いずれにしても、農業振興を育てるには、町のPRも含めて新商品の開発、ふるさと納税について最大限活用してまいる考えでおりますので、ご支援とご協力を切にお願いを申し上げながら、私からの再質問に対する答弁とさせていただきますたいと思っております。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

鬼穴古墳の状況についてでございますが、確かに、立入禁止等のものを掲示していたわけですが、その後、取り外されていたような状況もありましたので、12月初めにそれを再度設置した状況にありました。

それから、この鬼穴古墳を修復するためには、当然国・県の補助を受けて行うことになるわけでございますが、そのためには、修復の申請者は地権者となるということがわかってまいりました。そういう意味では、地権者がもうやめている製造工場ということでもありますので、先ほども答弁申し上げましたように、地権者と協議をして、その土地を町で取得していかないと、修復自体が難しい状況にあるようなので、今、そういうことも含めて県と協議している状況でございます。

なお、掲示版につきましては、県教育委員会で掲示版を掲示しているわけでございますが、現在の状況について、薄葉議員から先ほど現在の状況を記載するべきではないかというご指摘をいただきましたので、そのことについては検討を申し上げたいと。検討申し上げたいというのは、書くといえますか、記載する内容が大変



難しく、要するに、今このようにしていますとか、いつ修復が完了するとかということが書ければいいんですが、と申しますのは、修復について専門家に少しずつ聞いてわかっているところで申し上げますと、要するに、このままでは危険なので、前と同じように中も見ることができるようにするためには、全て取り外して石組みを最初からやることになるかもしれない、そうしますと巨額な費用が発生いたします。じゃ、その経費負担はどうなるのかということがありますので、記載する内容は大変難しいことになりますので、それを全て町でとなると大変なことになりますので、国の補助は基本的には3分の1というふうに言われております。震災復旧であれば2分の1になるかもしれないと。そういうような、県の教育委員会文化財課からは今のところの協議ではそのようになっているところでございます。

そういうことでございますので、もちろん、まず土地の取得に向けて地権者と協議し、そして県の教育委員会文化財課と協議をして指導をいただいたりしながら、鋭意修復に努めていきたいというふうに考えております。そして、掲示版については、記載することを県と協議をしまして、見通しが持てるようであればそういう見通し等についても記載をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

2番。

○2番（薄葉好弘君） 鬼穴古墳の件について再々質問させていただきます。

先ほど教育長から答弁いただきましたが、前回の答弁と今回の答弁もそうですが、前日も地権者の同意という話は、私は聞いておりませんでしたので、そこら辺がちょっと変わったのかなと思いますけれども、地権者の同意というのは、現実的に平成23年に震災があった時点で調査をした際に、地権者とそういうふうな接触をして話をしているんだかどうか。あと、今回、工場を壊すというふうな部分については、行政区のほうには壊す旨の案内が来ておりますが、そこら辺で実際、町のほうで地権者とどこら辺まで、いつの時点で接触してどういうふうな修復の話をしているのかをお聞きしたいと思います。

あと、先ほど言われたように、あそこの古墳のいいところはあって、見学している東京の方に聞きますと、泉崎の横穴古墳は閉まっていて中は見られないと。鬼穴古墳は中が見られるのが大変いいということで見学に来ているんだというふうなことでございますので、やはり修復していただくのであれば、現状で中が見える状態で私は修復をしていただきたいなというふうに私は思いますので、先ほどで言いますと、修復に関しましては2分の1ということで、何か町の持ち出しもあるような今の答弁でございますが、前回はそういうふうな、何か国・県でやってくれるというふうな私は感覚だったんですけども、そういうような部分が若干前回の答弁とちょっと違うような危惧もいたしますので、その点も含めて再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、薄葉議員の再々質問にお答え申し上げます。

初めに、地権者との連絡といいますか、そのことにつきましては、初めからそういうことを行ってきたわけではございません。と申しますのは、修復に関しては県指定でありますので、県の教育委員会が主導してやっ

ていくものだというふうに、私どもはそういう認識を持っていたわけでございます。そして、県のほうでも、県指定であるので、それについては専門家を紹介するなり派遣するなりして状況確認をしてどのような修復をすればいいかを指導するというようなお話を伺っていたものですから、そういうことを1つには待っていたわけでございます。そして、その後も協議は重ねてきたわけでございますが、なかなか修復するための専門家が、県のほうとしてはわかりました、じゃすぐ派遣しますという具合にはいかなかったということがあったようございます。そういうことでなかなか連携がうまくいかなかったところがございました。

それから、地権者は、何というんですか、間に不動産業者というんでしょうか、そういう方を窓口としていたらしくて、うちのほうでも、その地権者と直接というよりもその間に入っていた方と話をしていた経緯があるわけでございますが、しかし、その不動産業者はどうもその後ちょっと連絡がうまくとれないという状況になっておりまして、さらにまた、今度は地権者と話し合いをしなければならぬというような現在の状況で、なかなかそこが進まないという状況が1つはございました。

それから、修復して中が見られるようにということについては、以前はそうようになっておりましたので、私もこの職につきまして中に入って見学もしてまいりました。そのときには、本当にこういうのが鬼穴古墳として、町の文化財としてあるんだということで感心させられた思いがございます。ですから、見に来る人たちにもぜひ、貴重な文化財である鬼穴古墳の中に入ってその石室等を見ていただくと、あるいはあそこに県の揭示版がございますが、それによるともう少し大きなものであったとか、あるいは古墳群としてこのほかにも周囲に幾つか古墳があるというようなこともあるわけでございますが、ぜひ、もとのようにできれば修復をしていきたい。

前回の答弁と違うというご指摘をいただきましたが、おっしゃるとおりでございます。そのときにはわからないことが多々ございました。そのために今回このような答弁をさせていただいたわけでございます。今回といいますか、これまでの検討のやりとりの中でわかってきたことは、正直言いますと、修復は町の負担も、いずれ土地を取得した後、修復することについては、貴重な文化財では当然あるので修復したい気持ちは大いにはございますが、財政的な面では大変大きなものになるということで、そのときにはまた議員の皆様ともご相談を申し上げて、修復に努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をよろしく願いたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 以上で2番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◇ 藤 井 精 七 君

○議長（諸根重男君） 続きまして通告4番、14番、藤井精七君の一般質問を許します。

14番。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 議場の皆さん、こんにちは。

また、傍聴席の皆さん、本当にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

通告4番ということで、同僚議員と多々質問がダブると思いますが、私なりに質問させていただきます。

最初に、放課後児童クラブの環境充実の計画をということでお尋ねします。

「蓮君、陽菜ちゃん、お母さん、お父さんが迎えに来たよ」「はい」と大きな返事。この名前は、ことしの生命保険会社が調査した男女のトップワン、ナンバーワンの名前だそうです、本当にすごい名前ですね、今は、はいと大きな返事でお母さんに駆け寄って安心して帰って行く児童、その姿、そして見送るほっとした先生方の顔、姿、なかなかいい光景です。放課後児童クラブという親も、子供も、安心して働ける、そして子供たちは過ごせる、そういう一日を送ることができます。新聞紙上で精神科医の香山リカさんがこんなことを言っていました。「何としても少子化を防ぎたいなら、社会は若くして親になった人を徹底的にサポートする必要があります。18歳だけ好きな人と結婚したい。はい、安心して結婚して子供を産んでください。子育てのお手伝いやあなたの就職は、行政がお世話させていただきます」、このような談話が紙上でありましたが、親たちが安心して働ける、そして子供たちも伸び伸びと一日有意義な時間を過ごせる。

先ほど教育長から答弁が出ましたが、私の三神小学校管内の放課後児童クラブ、今、三神公民館の1室を借りて対応しておりますが、現在25名の児童を預かっているということで、本当に手狭な状態のように感じました。これから小学校6年生まで対応するというので、果たしてこのままでいいのかというようなことで、きょう質問をしたわけなのですが、三神は2階のほうで対応するというのですが、環境充実、そうしたためにも、2階、かなりの改造とか補強が必要になってくると思います。また、善郷小学校等では、なかなか空き教室がないので、放浪の民ではありませんが、そういう放課後児童クラブ教室が変わるということも心配しております。また、これから多分、父兄の要望がふえてくると思います。三神公民館で果たしてこのまま対応できるのか、そうしたらまた違った場所の計画もこれから必要になってくると思いますが、そうしたことの教育長の考えを伺います。

次に、屋内外運動場の運営、管理の進捗状況、施設の有効利用のためにも、土、日曜日の放課後、児童クラブ的要素は取り入れられないか伺います。

平成27年3月オープンを予定しております「遊びを通した子育て」をコンセプトに、屋内外運動場にはエアトラック、ベビーゾーンなどが設置され、屋外にはフットサルコートなどが整備されます。町内の方々はもちろん、町外の方にも親しみやすい施設となるよう、愛称の募集が始まりましたが、こうした来年3月オープン予定、この運営、管理の計画のほうもそれと同様に進んでいると思いますが、朝は何時から使用できるのか。使用終了時間は、また、施設の休館日は年中無休で運営していくのか。また、この施設の運営管理は教育委員会、学校教育課が何人体制で当たるのか。教育委員会、学校教育課も行政範囲がますます広がって大変と思いますが、さきの議会でも申し上げましたが、東日本大震災、そして原発事故という不幸から立ち上がり、矢吹町が幸せに向かって進んでいる、そうした道しるべにもなる施設です。この施設の有効利用のためにも、各小学校の父兄の皆さん、土曜日、日曜日休みとは限りません。児童館があれば一番いいのですが、そうした土曜日、日曜日に働くお父さん、お母さんのためにも、この屋内外運動施設が放課後児童クラブ的要素は取り入れられないのか伺います。

次に、県道矢吹・石川線、矢吹・須賀川線の未整備歩道建設の計画はということで伺います。

今、この2つの県道が交わる七久保の信号機のある交差点改良工事が急ピッチで進められております。想像以上の大規模改良工事で、ここに余りお金がかかり、神田の坂を越えて間もなく始まる神田西線までの未整備

区間、長引いてしまうのではないのか、そういう心配をしております。

私は、20年前に神田の坂道の冬場の凍結を防ぐため、地権者の理解と協力を得、また、県南建設事務所の温かい理解のもと、県の負担で坂道の脇の立木の伐採をしていただきました。その間、私も冬場の事故を少しでも防げたらと思い、塩カルおじさんから今、おじさんと言われる時代じゃなくて塩カルおじいちゃんになってしまいました。現在まで肥料バケツを使って塩カルを散布してきました。しかし、うれしいことに、ここ2年前から、私の体を見かねてか、トラックの散布車で凍結箇所の矢吹・石川線もこの場所、かなり凍結箇所がありますから、トラックで散布していただけるようになりました。しかし、抜本的解決には歩道の早期建設、矢吹・須賀川線のほうも三神幼稚園に入るカーブが非常に危険です。道路は県道ですが、利用者の多くは町民です。町としても未整備歩道の整備実現に向けて頑張ってくださいておりますが、ますます県への働きかけを強くしてもらいたいと思います。なかなか現在、先が見えません。この県道2路線の計画は、町はどのように捉えているのか伺います。

次に、来年は田んぼを返す、農地を借りて規模を拡大してきた農家の失意の声が聞こえてきます。農業所得倍増でなく、耕作放棄地倍増になりかねません。この大規模農家への支援策ということで伺います。

2014年産の生産者米価が1俵60キロ当たり8,000円という異常に安い価格で、これは1968年当時と同水準の大暴落の価格です。その当時の生産費は6,500円程度なので何とか生産コストを補っていましたが、この現在の生産費は約1万6,000円ですので、資材代も生活費もカバーできません。昨年の価格と比べても1俵3,000円から4,000円の下落、2年間で5,000円の下落です。市販のミネラルウォーターは120円程度で販売されておりますが、ペットボトルに入る米約400グラムで福島県産コシヒカリは48円、このミネラルウォーターの半分以下となっております。米づくりにはさまざまな手間がかかります。大量の水を使い、種をまき、施肥、田植え、草刈り、水の管理、そして収穫作業と半年かけてつくる米が水より安い。こんな信じられないようなことが現実のことしの米の価格です。

米価下落を受けて、より深刻な影響を受けているのが、これまで政府が推進してきた大規模農家です。これまでのコスト削減の取り組みも、この低米価では赤字になることは明白です。地域の担い手として農地を借りて規模を拡大してきた農家から、こんな米の値段では田んぼを返すしかない、そんな失意、意欲を失った声が聞こえてきます。田んぼを返された農家も、自分で耕作できないから農地を貸して、田んぼを貸して何とか自分の代だけは荒らさないようにとつくっていただいたわけですが、また、これでは返された農家自体もまた大変です。さらに、前政権時につくられた戸別所得補償も半減され、減反政策とともに4年後には廃止されます。さわやかな田園の町、矢吹。今、暗雲が立ち上っております。この雲を少しでも取り払うためにも、大規模農家、担い手農家への力強い支援策が必要と考えておりますが、町長の思いを伺います。

○議長（諸根重男君） ここで、答弁を求める前に暫時休議いたします。

（午後 1時55分）

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

（午後 2時05分）

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、14番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、県道の舗装整備計画についてのおたがしであります。議員おたがしの両路線の整備計画につきましては、福島県県南建設事務所が所管しております。県道の整備促進につきましては、毎年6月に事業調整会議を開催し、本町に整備計画がある路線の説明及び町からの要望、関連事業の調整等を行っております。両路線についても狭小区間の拡幅、歩道未設置区間の早期解消について継続的に要望しているところであります。

県道石川・矢吹線の拡幅、歩道設置につきましては、現在沢尻地内の県道須賀川・矢吹線との交差点について改良工事が施工中であります。交差点改良工事の完了後には、整備手法の検討も含め、継続的に事業が実施される予定ではあります。特に集落内の歩行者が多い神田地内の歩道設置につきましては、早期実現に向け強く要望してまいりたいと考えております。また、県道須賀川・矢吹線、神田西地内の三神幼稚園西側の狭小区間については、用地の取得が困難な状況であるため未着手区間ではあります。今後、県との連携を図りながら、町でも積極的に地権者との交渉、事業の整備促進を図ってまいりたいと考えております。これら県道石川・矢吹線、県道須賀川・矢吹線の両路線は、阿武隈高原自動車道、東北自動車道、福島空港などのアクセス道路として大変重要な路線であり、近年、大型車両の通行も多く、交通量もますます増加しております。両路線は三神地区の通学路に指定されており、歩道の未整備箇所も多く、地域住民の日常生活や児童・生徒の登下校時には非常に危険な状況との認識をしており、県道の整備促進につきましては、子供たちはもとより地域住民の安全・安心のため、安全性が高まる整備促進、予算の確保など、県に対し引き続き強く要望してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大規模農家への支援策についてのおたがしであります。全国農業協同組合連合会福島県本部は、農家からの米の販売委託を受けた際に前金として支払う平成26年産米の概算金の1俵当たりの単価について公表し、中通りにおきましては、コシヒカリが7,200円、ひとめぼれが6,800円、天のつぶが7,000円であり、県内全銘柄で前年度産米を下回る過去最低水準でありました。農林水産省によると、平成25年産米の60キロ当たりの生産費は東北平均で1万3,490円となっており、耕作面積が5ヘクタール以上の大規模農家の場合でも1万1,313円であり、現在の米価では、米はつくればつくるほど赤字という状況であります。米価下落の経営支援策としては、国は収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策を設けておりますが、今後この状況が二、三年続けば、水稻の作付を諦める大規模生産者があらわれるのではと懸念しております。

議員おたがしの大規模農家への支援策につきましては、薄葉議員への答弁と重複いたしますが、概算金の下落に伴う収入減少により稲作農家に対する支援策として、白河市及び西白河町村の協議を踏まえ、平成27年度の水稲用種子購入費について2分の1の金額を助成し、水田の再生産を推進するほか、経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の利活用を促進し、農家所得の向上を図り、認定農業者への認定要件の緩和と同時に、収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策の加入促進を積極的に行ってまいります。また、本町の基幹産業である農業を維持発展させるため、農業に対する強い意欲と高い経営管理能力を有した農家の認定農業者への加入促進を行い、農業経営の法人化や新たな手法として集落営農組織の育成を図るとともに、今年度創設

された農地中間管理事業を取り入れ、コスト低減等の経営改善に努めてまいります。さらには、多面的機能支払交付金を活用し、耕作放棄地の未然防止及び解消を図るとともに、農村が持つ豊かな自然環境の保全や伝統文化の継承等の価値観を共有する住民の皆さんの参画を得ながら、農業が担っている多面的機能や地域の活性化などについて取り組みを進めてまいります。

これら施策の推進により、農業者が営農意欲を失うことなく、持続的に稲作へ取り組めるよう将来にわたって支援策を講じてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、14番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 14番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、放課後児童クラブの環境充実計画についてのおただしですが、先ほどの鈴木一夫議員への答弁と重複いたしますが、国の子ども・子育て支援関連3法で児童福祉法が改正され、平成27年4月からは子ども・子育て支援新制度における放課後児童クラブの対象年齢が、これまでのおおむね10歳未満だったものから小学校に就学している児童となり、6年生まで拡充されることになりました。

本町といたしましても、多くの子供たちの大切な居場所となっている放課後児童クラブは、共働き等で働いている留守家庭となる子供たちが過ごす場所となっており、安心して働く保護者支援の重要な役割を担っていると認識しております。そして、矢吹小学校、善郷小学校、中畑小学校には教室等の確保を図り、三神小学校については三神公民館2階での対応を検討しており、6年生までの対象年齢拡大を実施してまいりたいと考えております。しかし、矢吹小学校については、先ほど答弁いたしましたとおり、大規模改修事業が工事着手されることから、スタート時期については学校や工事事業者等と協議し、検討してまいります。

今後は、より一層の充実を図るため、放課後児童クラブの児童数の推移、国や県の動向、空き教室の状況、教室等の環境整備、放課後児童厚生員の人員確保や体制の強化、利用者ニーズへの対応等、放課後児童クラブ運営のあり方をさらに検討し、よりよい児童クラブの活動ができますよう考えてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、屋内外運動場施設の運営管理の進捗状況についてのおただしですが、福島県が行っている児童・生徒の健康、体力、運動能力の現況調査において、東日本大震災の影響等により、本県児童・生徒の体力、運動能力は低下しております。本施設は、東日本大震災の影響等による本町の子供たちの運動能力の向上や子育て世帯の定住化を図るため、JR矢吹駅東口に新たに整備するものであります。本事業については、平成26年7月25日から平成27年3月10日の工期となっております。12月5日現在、体育館棟及び付属棟の土間基礎工事がほぼ終了し、躯体建方工事を実施している状況で、実施出来高25%となっており、工期内の竣工に向け鋭意施工中であります。また、町内外の方々から親しみやすい施設となるよう、愛称募集も行っているところであります。

本施設は、幼児や保護者が放射能の影響を気にせず安心して遊べる場所を提供し、子供たちの運動量の確保と健全な発育、発達を図ることを目的としております。屋内外運動場の施設運営及び管理等のあり方検討のた

め、平成27年3月末の使用開始に向けて、役場内に運営検討委員会を本年8月に立ち上げました。この委員会には、子供の運動能力と発育、発達を図る必要性を重視し、子供と保護者が一緒に遊ぶことを基本とした遊具の選定や、遊びの指導と施設管理を行うプレーリーダーの配置、施設の運営主体と維持管理、利用範囲、利用状況及び利用時間等について、近隣の屋内外運動場の状況を参考に調査、検討しております。さらには、地域子育て支援の拠点の一つとして活用するなど、本施設の効率的かつ効果的な利活用のため、運営検討委員会では多角的に調査、検討を行い、来年1月をめどに取りまとめる予定となっております。

次に、放課後児童クラブ的要素は取り入れられないかとのおたしであります。屋内外運動場は地域全体の子供の運動機会を確保するため、子ども元気復活交付金の採択を受けた事業となっております。この屋内外運動場は子供と保護者が一緒になり遊ぶことを基本としており、遊びを通した子育てや親子の触れ合いを感じる施設として位置づけております。一方、放課後児童クラブは、授業の終了後及び指定する休校日等に保護者の就労等により家庭で適切な監護を受けられない小学生に対し、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であります。このように、屋内外運動場と放課後児童クラブは設置目的が異なりますので、本施設の放課後児童クラブとしての恒常的な活用を図ることは難しい状況にあります。しかし、それぞれの放課後児童クラブの環境条件を整えば、平日または休校日等の利用が可能であると考えております。これらについては、今後の検討としてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、14番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

14番。

○14番（藤井精七君） 再質問いたします。

町長のほうからさっき答えてもらいましたので、町長のほうの歩道の未整備のほう、再質問いたします。

今、未整備で質問しましたが、特に県道矢吹・須賀川線の三神幼稚園、ただいま町長が答弁いただきましたが、これ、さきに言いましたように県道ですが、多くの町民が利用する道路でございます。今、地権者の協力がなかなか得られないというご答弁でしたが、理解を得るためにも、やはり町長自身みずから足を運んで、そして、地権者に頭を下げるというのは失礼ですが、そういう姿勢も示して、ぜひ早急に地権者の理解、協力が得られるようにしてもらいたいと思います。私も側面ですが、協力できるところはぜひ協力していきたいと思っております。いろいろ手だてを考えながら地権者の理解、協力を得られなければなりませんから、ぜひ、町長にもその働きかけをしてもらいたい、そういう思いですが、町長の考えを伺います。

あともう1つ、教育長に伺います。

今、屋内外運動場の建設の進捗状況25%とありましたが、果たして3月予定オープン可能なのか。予定は決定にあらず、変更あるときもあるということもありますから、その辺、無理にやれやれとは言わないで、やはりきちんとした建物をつくっていただかなければなりませんから、よくやはり監視といいますか側面からの協力をしながらやっていただきたいと思います。うちの嫁さんなど、矢吹基地なんていう愛称、呼称を考えてオープンが待ち遠しいくらい待っている一人でございます。そういう方々がたくさんいると思いますから、ぜひその辺の無理をさせず、そしてきちんとした建物、果たして3月、予定どおりオープン可能なのか、その辺を教育長に再度伺います。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

県道矢吹・須賀川線、多くの町民が利用している、このことについては私も百も承知でございます。今後、地権者の理解を得るためにもあらゆる手段を講じていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、藤井議員の再質問にお答え申し上げます。

屋内外運動場の工事の完了予定は3月10日でございます。実際のところ、工事は若干おこなわれている状況であります。教育委員会といたしましては3月10日に完了していただけるものというふうに考えております。業者とは定期的に工期日程等の打ち合わせ、報告等をいただき、またこの工事の施工管理はティ・アール建築アトリエという専門家に委託もしていることもございます。予定どおりの完了を願っているところでございます。そして、ぜひ、でき次第といえますか、それが3月10日その後3月の下旬にはオープンという予定でございますので、そうになりましたら皆さんで喜んで使用していただけるように我々も最大限努力をしてみたいと考えております。なお、愛称募集もしておりますので、ぜひ議員の皆様あるいはご家族の皆様、傍聴席の皆様も応募いただければ大変ありがたく思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 以上で、14番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◇ 鈴木隆司君

○議長（諸根重男君） 続きまして通告5番、5番の鈴木隆司君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆様、こんにちは。

また、本日傍聴に来ていただいた方々に改めて敬意と御礼を申し上げます。

本日、5番目の質問でございます。よろしく願いいたします。

大きな項目2点について質問させていただきます。

まず、初めですが、ほかの自治体や団体との協定締結、連携等についてお伺いをいたします。

今年度、各種の相互調印がなされております。これらの調印内容につきまして、具体的な内容と中身の説明



をお願い申し上げます。その中には、ことしその一つとして愛知県豊田市と結んだ災害時相互応援協定締結についての締結に至った経緯と具体的な行動マニュアル等についてお伺いをいたします。御存じのとおり、豊田市からはこの震災で職員の支援などをいただいております、大変お世話になった市であります。こことこういった提携を結ぶということは大変喜ばしいことですので、この中身についての説明を求める次第でございます。

2番目に、東京農業大学農学部との連携について、この締結に至った経緯、意義、また目的をお伺いします。また、特に今後こういった提携によって東京農大との提携によって目指すものについて具体的な説明を求めるものでございます。私は、この提携、野崎町長の本当のヒット、すばらしいものだと思っております。野崎町政10年目ですが、10年前当時40代の野崎町長に求めたものはその若さの発想と行動力、まして、野崎町長は、岩瀬農業高校から東京農業大学そしてJ A、農業畑を一筋に歩いてきて、この分野に関しては本当のスペシャリストだということで、こういったことに大変期待をしたわけです。時期としてはちょっとおそかったという真意もございますが、それはそれとして、大変、私はこれに対して期待をしておりますので、ぜひこの提携によって目指すもの、具体的なことをお伺いを申し上げる次第でございます。

また、3番目に、三鷹市との姉妹市町締結からちょうど50周年で、50周年の記念のセレモニーも行われました。言うまでもなく、この50年間、三鷹市とは強い信頼のきずなと団結力と、さまざまな書面にあらわすことのできないような強いきずながあるわけですが、50年たった今、改めてこういった覚書を締結したということにつきましての経緯の説明を求めるものでございます。

続きまして、2番目の質問でございます。

矢吹町のまちづくり政策についてお伺いをいたします。

こういった質問をしますと必ず、まちづくり総合計画に書いてあるのでごらんになってください、また、ご理解とご協力をお願いしますというような答弁でございます。今回は改めて私がこういった質問をいたすのは、野崎町政から10年ですね。そして復興元年と位置づけられている今、改めて具体的な町長の発案を、計画を、お伺いをするものでございまして、次の3点に絞らせていただきますので、まちづくり総合計画をごらんになってくださいというような答弁ではなくて、具体的な答弁を求めるものでございます。

その1点目、西側再開発について、今現在ほぼ手つかずの状況であります、具体的な野崎町長の政策と着手時期についてお尋ねを申し上げます。

2番目、中心商店街の復興と活性化についてお尋ね申し上げます。東京大学生産技術研究所との連携によってまちづくりの案が進められておりますが、町民の皆様に関しましては、そのビジョンがぼやけてはつきりしないんだというような声がございます。一例を挙げますと、大正ロマンの館ということですばらしい計画のもとに着手をしていますが、これに関しましても全くスピード感がなく、一体いつになったらこの構想が生きてくるのか、そしてこの大正ロマンの館によって中心商店街の活性化、集客につながっていくのかというようなこともございまして、この中心商店街のまちづくりに関して、野崎町長の本当の具体的なビジョンをお伺いするものでございます。

3番目に関しまして、旧運動公園用地の活用についてお尋ね申し上げます。これは私、再三再四にわたってこの場をおかりして質問をしているものでございますが、その追跡の検証を兼ねまして、改めて具体的に質問

をいたすものでございます。

この町民の声やニーズを尊重しながら考えるんだというような発言からもう既に10年がたっております。多額な費用を投資して土地を買収して計画した町の事業でございますが、現在、この土地を本当にどうするんだというような具体案につきましてお尋ねをするものでございます。具体的に言うと、これ、売るのが、あるいは貸すのか、あるいは町でみずから使うのか。使うならどういった使い方をするのかというような答弁をお願いを申し上げたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で、最初の質問を終わらせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、5番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、愛知県豊田市との災害時相互応援に関する協定についてのおたかしであります。自治体間の災害時相互応援協定は、東日本大震災以前は姉妹都市間や友好自治体間で締結されるのが一般的な傾向でありましたが、震災後は、広域かつ甚大な被害が予想される大規模地震等の災害に対して、遠隔地との相互支援体制を強化することが求められております。本町では、三鷹市との間に昭和60年10月に姉妹市町災害相互応援協定を締結しており、震災時には物心両面にわたる多大なご支援をいただいたところであります。また、震災後には、三大開拓地として交流のある宮城県川南町と、平成25年9月29日に川南町・矢吹町災害時相互応援協定を川南町長に来町していただき協定締結したところであり、震災時には川南町からも物心両面にわたり多大なご支援をいただきました。さらに、愛知県豊田市においては、平成23年10月から平成25年9月まで6名の職員を災害支援のため派遣していただき、特に上下水道の復旧にご尽力をいただいたところであります。

先ほど申し上げましたとおり、本町ではこれまで姉妹都市間や友好自治体間での災害時相互応援協定にとどまっておりましたが、東日本大震災のような広域的な災害にあつては遠方の自治体との協定が必要であると強く感じたところであり、災害支援職員の派遣をいただいた市町村との協定締結を検討しておりました。このような状況の中、豊田市から災害支援職員を派遣していた自治体と災害時相互応援協定を締結したいとの提案があり、協定を締結する運びとなりました。協定の締結式につきましては、平成26年3月8日に豊田市で行われ、矢吹町及び宮城県の女川町、東松島市、七ヶ浜町、亘理町の4市町が豊田市との間でそれぞれ災害時相互応援に関する協定を締結したところであります。

なお、本協定は協定市町村において災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、応援要請に基づき生活必需品や資機材の提供、職員の派遣、被災者の受け入れ等を行うものであります。現時点では具体的な行動マニュアルはございませんが、今後は策定に向けた検討を図るとともに、連絡窓口の相互連携、防災情報の共有や、平時からの交流と相互応援体制を整備し、災害時に迅速な活動ができるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、東京農業大学農学部との連携に関する協定締結についてのおたかしであります。東京農業大学農学部とはこれまで田んぼの学校を初め、さまざまな事業に取り組んでまいりましたが、より発展した相互の協力関係を構築するため、平成26年12月19日、東京農業大学厚木キャンパス内において連携協定を締結する予定と

なっております。協定の目的につきましては、本町の農業振興、地域振興に寄与することを目的としており、連携分野としては、自然環境、農業及び地域振興に関すること、まちづくり及び人づくりに関すること、食育の推進に関することについて連携し、協力することになっております。本町の基幹産業である農業の振興においては、風評被害の払拭を目指しながら、安心して安全な地元の農産物等の発信力を強化し、PRに努めるとともに、地域資源の掘り起こしや資源の活用に関する研究あるいはグリーンツーリズムの実施方法を検討するなど、地域交流や地域循環を推進し、地域の活性化を図ることが必要であると認識しております。

これまでの経緯であります。平成22年4月に東京農業大学の長島孝行教授より地域活性化モデルとしてカブトエビ農法の提案がきっかけとなり、矢吹町を研究フィールドとして学生と若い農業者との交流が始まりました。その1年後、本町は東日本大震災に見舞われましたが、長島研究室からは支援物資の提供や義援金、がんばれ矢吹町と書かれた寄せ書きの応援旗をいただいたほか、平成24年2月には、農商工連携フォーラムとして風評被害の払拭、農業の活性化等について長島教授やタレントの大桃美代子さんによるパネルディスカッションを行いました。また、平成25年度には、大桃美代子さんが校長先生となった田んぼの学校がスタートし、カブトエビ農法による無農薬の米づくりとして善郷小学校の子供たちとの田植えや稲刈り体験が行われ、その様子はテレビ等でも放映されたところでもあります。さらには、第6次矢吹町まちづくり総合計画策定に当たり、将来の矢吹町を担う子供たちからの意見を反映させるため、平成26年8月に子どもワークショップを開催し、長島教授と学生に協力をいただきながら、子供たちの目線から見た矢吹町の将来像、さわやかな田園のまち矢吹をどのようにしていくのかを考える取り組みを行いました。

このように、事業を重ねることで連携が深まっておりますので、今後はより関係を強固なものとし、基幹産業である農業の振興、地域振興を図ってまいりたいと考えております。特に、有機農業やバイオマスといった環境に配慮した取り組みなど、新しい農業経営のあり方が期待されておりますので、地域特性を生かした収益性の高い農産物づくり、また、矢吹町といえば何々といった農産物のブランド化の取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、三鷹市との覚書締結についてのおただしであります。矢吹町と三鷹市は昭和39年7月2日に姉妹市町の締結をして以来、議会、行政の交流を初め、スポーツ、芸術文化、物産、まちづくりに至る幅広い住民同士、人與人、心と心の触れ合いを育み、友情の輪を広げ、引き継がれてきました。こうした実り多い交流の歴史は、関係者の皆様のたゆまぬご努力はもとより、住民レベルでの自主的な交流が定着し、各種団体が互いに刺激を受け合いながら友好を深めてきた足跡であり、私たちにとってかけがえのない財産として心の中に深く刻まれております。こうした中、東日本大震災という未曾有の災害では、三鷹市の皆様より物心両面にわたる多大なご支援をいただきました。このことは、これまで築き上げてきた友好関係がさらに深いきずなとして結ばれるきっかけとなり、矢吹町民がこのご恩を決して忘れることなく、後世に引き継ぎ、新たな交流の歴史として刻み込まなければならぬと強く感じたところであります。このようなことから、これまで姉妹市町として友好関係を深めてきた両市町間において、50周年という大きな節目を契機に、改めて覚書として書面で取り交わしを行うことで、今後100周年を目指し、未来永劫の交流を誓うために行ったものであります。

覚書の内容につきましては、自治体間のきずなと住民団体間での親睦、教育、スポーツ、芸術、文化及び産業など幅広い分野における交流と連携協力、大規模災害時の姉妹市町としての友愛精神に基づく相互支援の3

つの項目を明記しており、覚書の締結式につきましては、11月29日三鷹市を会場に行われました姉妹市町締結50周年交流会の席上で盛大にとり行われました。このように、三鷹市を初め他の自治体との連携や大学との連携については、震災からの復興をなし遂げる上で極めて重要であると認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、西側開発の具体的な政策と着手時期についてのおただしであります。矢吹町西側開発基本構想は、21世紀の到来を間近に控えた西暦1996年、平成8年7月に策定された第4次矢吹町総合振興計画の基本理念として掲げた「愛と夢を育み安心できるまち」の実現に向け、総合振興計画の基本方針である宅地開発の計画的推進を目指すために平成8年12月に策定されたものであります。

本基本構想は、JR東北本線を境とする東西地域の均衡ある発展と中心市街地の活性化の有効な施策として、隈戸川東側の滝八幡、舘沢、大町及び花咲地内の農地約48ヘクタールについて大規模宅地造成事業とする位置づけがなされ、地権者150名に対するアンケート調査や、福島県住宅供給公社と本町が共同でポテンシャル調査等を実施するなど、事業の実現に向け、進まれておりましたが、平成10年8月27日の豪雨災害による隈戸川の河川改修計画、農地法、都市計画法との調整や手続きの問題及び経済情勢の悪化による住宅事業の低迷から、福島県住宅供給公社が新規事業を当面行わないことを決定し、西側開発から撤退するなど事業実施は困難との判断がなされております。そのような状況から、平成11年12月定例会において財政面、技術面などにおいて町独自での開発は不可能であるとの答弁がなされているところであります。

しかしながら、西側地域は、自然の豊かさと暮らしが調和した里山として身近なふるさとの田園風景が広がり、以前より四季を通してさまざまなボランティア活動が行われ、町民に親しまれている地域であります。当該地域は文化財として大変価値のある三十三観音史跡公園、貴重な歴史的財産である袖ヶ城跡、隈戸川河川改修の際に整備した7カ所の河川公園及び現在整備中であるサイクリングロードなどの観光資源も充実しております。

また、第5次まちづくり総合計画では、企業誘致促進事業として第二苗畑に県営復興工業団地の誘致促進を行い、それに伴い、矢吹インターチェンジから矢吹テクノパークを経由し舘沢・田内線に抜ける南北の道路計画を検討しているところであります。現在、県営復興工業団地については、福島県との密接な連携のもと、誘致活動等を実施しております。本年6月に県企業立地課とともに所有者である林野庁の関東森林局との協議を行い、復興工業団地構想の重要性を認識していただくとともに、用地の引き続きの確保を依頼いたしました。

また、8月に大阪市で開催された福島県企業立地セミナーにおいて当該用地のPRを実施したほか、県企業立地課及び福島県東京事務所等において個別の企業訪問を実施しているところであります。町といたしましても、来年2月に東京都で開催される企業立地セミナーやその他企業誘致イベント等で積極的にPRするとともに、株式会社帝国データバンクの協力を仰ぎながら、進出意向企業の把握及び誘致活動を展開してまいります。

さらに、平成28年度から始まる第6次まちづくり総合計画におきましても、西側地域の開発は第5次まちづくり総合計画で実施した自然環境、歴史、文化に配慮した施策等をさらに充実させ、開発については現在見直しをしている矢吹町都市計画マスタープランとの整合性を図り、より魅力的な西側地域の整備開発を位置づけしてまいります。

定住促進、矢吹町のPR、自然環境の保全など、多くの事業が期待される地域でありますので、町の財政状

況を勘案しながら、休むことなく手のつけられるところから着手してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中心市街地の復興と活性化についてのおただしであります。東日本大震災により中心市街地では多数の建物が被災し、やむなく閉店に追い込まれた商店も出るなどダメージは深刻でありました。しかし、旧奥州街道を中心とする商店街は、古くは宿場町の時代から現在に至るまで矢吹町の顔として繁栄を続けてきた歴史ある場所であり、かつてのにぎわいを取り戻さなければなりません。この大きな課題の実現へ向け、平成24年に策定した矢吹町復興計画では、5つの最重点課題の一つとして中心市街地の復興を掲げ、また、同年7月には東京大学生産技術研究所との間で震災復興に関する覚書を締結し、にぎわいのある商店街の復活のための施策を展開しております。

まず、1つ目が災害公営住宅の建設であります。

にぎわいの復活のためには、まず、そこを行き交う人々の数をふやさなければなりません。中町地内の円谷呉服店跡地に14戸、商工会館跡地に23戸、計37戸の住宅建設を計画しており、現在、実施設計段階にあります。また、用地については未定であるものの、さらに11戸の住宅を建設する計画もあります。合わせて48戸の住宅が来年度から平成28年度にかけて中心市街地に整備されることになり、当該地域の人口増加が図られ、にぎわいが戻るものと考えております。

2つ目は、1区自治会館の建設であります。

震災で損壊した矢吹小学校体育館西側に所在する現在の同会館を、旧奥州街道と石川街道との交差点に場所を移し、新たに建設することにより、1区自治会において集会やイベントを開催した際にはおのずと中心市街地に人々が集まる仕組みとなります。なお、同会館は災害対策機能を兼ねた施設として検討しており、中心市街地の防災拠点としての役割も期待されます。これらは平成27年度中の完成を目指しております。

3つ目は、大正ロマンの館の利活用であります。

大正ロマンの館については、これまで2回のワークショップ開催時や復興まちづくり合同会議時においてその利活用方法を検討してまいりましたが、現在その最終的な詰め段階を迎え、来年10月からの指定管理者委託による運営開始を目指しております。また、そのスケジュールに合わせ、同館の改修や指定管理者の選定作業も実施してまいります。

利活用方法については、現段階では正式に決定しておらず、詳細に申し上げられませんが、喫茶店あるいはレストラン、また芸術、美術作品の展示スペース等を想定しております。いずれにいたしましても、人々の興味を引く集いやすい中身にしてまいりたいと考えております。

4つ目は、東邦銀行跡地への複合施設の建設であります。

現在空き地となっている当該用地に、公共及び民間スペースを兼ね備えた複合施設の整備を現在計画しております。この計画は、国土交通省に申請している都市再生整備計画交付金制度を活用して建設することを計画しております。採択の結果が来年度に判明することから、詳細については未確定であります。子供から高齢者まで幅広い世代が集う公共スペースづくりを想定しております。また、民間スペースに関しても、中心市街地の活性化に寄与する魅力ある商業施設の招致を図ってまいります。

5つ目は、景観の統一であります。

これまでに説明した災害公営住宅や大正ロマンの館、複合施設の整備に伴い、景観を統一することにより、矢吹町独自の中心市街地の町並み形成を図るもので、当該3施設の周辺を景観モデル地区とし、その他の箇所についても順次統一に向け誘導する予定であります。これら行政側が実施する取り組みのほかにも、商工会において活性化へ向けた取り組みがなされております。まちづくり復興センターの南側の敷地に小規模集合スペース及び公衆トイレであるみんなの家の建設計画があり、間もなく着工され、来年6月ごろに完成する予定であると伺っております。また、来年には中心市街地において商工会員加入者拡大を図る新たなイベントを開催することも計画されており、ハード面のみならずソフト面においてもぎわいの創出に資することが期待されます。

このように徐々にではありますが、着実に中心市街地の復興に向けた取り組みが目に見える形で始まっております。今後もこれらの施策の推進のため、東京大学生産技術研究所や商工会を初めとする各種団体と連携して事業を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、旧運動公園用地の活用方法についてのおただしであります。総合運動公園用地の利活用につきましては、これまでの議会での答弁と重複いたしますが、当初、平成4年11月、町民の健康増進とスポーツの振興を図るため、総合運動公園の早期建設の促進を図ることを目的に設立された矢吹町総合運動公園建設促進協議会において、総合運動公園用地は野球場、総合体育館、テニスコート等が計画されておりましたが、平成17年12月に財政再建を優先する必要があると、巨額な財政負担を伴う総合運動公園事業の当初計画は推進困難との結論に達し、しばらくの間は本事業を凍結せざるを得ない状況について議員の皆様にご理解をいただいた後、地域住民の方へ説明会を行った上で町民の皆様にご理解をいただいております。

財政再建3カ年計画は、とりわけ財政状況が厳しい平成19年度から平成21年度に町民、行政が一丸となり財政運営に取り組んでまいりました。これら取り組みの結果、当初の目標が達成されたことから、改めて平成22年度より庁内に総合運動公園用地利活用検討会議を立ち上げ、利活用の検討を再開し、年度内には利活用の手法などを取りまとめることとしておりました。しかし、東日本大震災により、それらの作業も中断せざるを得ない状況となり、現在に至っております。

総合運動公園用地の今後の利活用等の方法につきましては、従来の考え方であります町の公共施設用地としての利活用あるいは経済情勢を視野に入れた民間活力の導入、雇用と観光の視点、または復興に資する新たな観点による町の活性化への活用など複数の選択肢があります。利活用については、今後の社会情勢の変化を的確に捉え、柔軟に対応していくことが必要であり、早急に利活用方法の絞り込みを行う必要があると考えておりますが、一方では、拙速に判断すべきものではないとの考え方もあります。このようなことから、現在策定作業を進めております平成28年度から始まる第6次矢吹町まちづくり総合計画において、総合運動公園用地の利活用に関する政策、施策、事務事業を明確に位置づけし、事業の実施を図ってまいりたいと考えております。

なお、総合計画の策定に当たっては、町民の皆さんの声やニーズを尊重して考えるという姿勢は10年前も今も変わりはありません。そのためにも、第6次矢吹町まちづくり総合計画の策定に向けては、広く町民の皆様のご意見を反映させるため、矢吹町の将来計画と復興に関する住民アンケートを本年7月に実施いたしました。本アンケートは町内に居住する16歳以上の町民3,000名を無作為抽出し実施したものであり、回収数は842票、回収率28.1%となっております。

アンケートの質問項目では、総合運動公園用地の利活用についても設問として記載しており、集計の結果、運動公園が19.1%で最も多く、次いで民間施設の誘致が16.9%、森林公園が14.6%となっております。今後これらアンケート結果とともに、これまで提案のあった内容等も十分に踏まえながら、本町にとって最も有効な利活用方法を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） 再質問をさせていただきます。

まず最初に、各自治体あるいは団体との協定締結あるいは連携についてという質問でございますが、まず最初にお尋ねします。

本来、我々議員も町をよくしよう、地域をよくしようということで議員になっておるわけで、本当に町長のご尽力でこういった愛知県の豊田市あるいは東京農業大学との提携、連携、締結、調印は本当にありがたくすばらしいものだと思っております。ただ、私が、議員がこの場でその協定の経緯、内容について尋ねるとか、そういったことは、はっきり言っておかしいんです。実は、事前にこういった重要な自治体と自治体の協定調印ですから、あるいは団体との協定調印ですから、契約ですから、これは大変重いものなんですね。ですから、事前にやはり議会と協議、説明があったり、調印式には全議員がやはり立ち会うべきだと私は思うんですが、そういうことがなされなかった理由についてお尋ねを申し上げます。

それから、政治の継続性ということで、東京農業大学との連携、私、先ほど、これは本当に、町長にこういった連携、調印をしていただいてありがたく思っております。やはり矢吹の、先ほど同僚議員からもありましたとおり、一番は農業ですから、こういったことを広く各地域に当然発信して、地域の活性化、経済の活性化につなげていくべきだということでは本当にすばらしい今回の調印だったと思います。

ここで、政治の継続性ということでお尋ね申し上げます。以前、こういった農業の件に関しましては、ワールドアグリカルチャー構想、あるいは先ほど同僚議員からもありましたとおり、矢吹には県立の農業短期大学があるんだと。こういったところと連携してさまざまなことをやるべきじゃないかということで、以前に県立農業短期大学校、あるいは矢吹には全酪連の農業教習所なんかがあったわけです。こういったことのアグリビレッジ構想という構想が以前あったということです。町長はこういった構想についてどういったお考えを持って、また、今回の東京農業大学農学部との連携について、これを政治の継続性として生かしていくのかどうか。私が申すのは、この東京農業大学との連携の締結の契約の年数というのはあるのでしょうか。というのは、先ほど申し上げましたワールドアグリカルチャー構想を含め、事前調査に数百万ぐらいの予算は使ったりしていると思うんですね。それが町長がかわるたびに切れてしまったり、また新しい構想が出て、また基本構想にお金を使ってまた途切れてしまって、また町長がかわるたびに無駄なお金になっていくわけです。こういったいわゆる政治の継続性という観点から、以前の構想と今回の東京農業大学農学部との連携に関する件につきまして、お尋ね申し上げます。

それから、大きな2番目です。まちづくりについてです。

私が申し上げたのは、すばらしい基本構想あるいはまちづくり構想なんですが、具体的に、例えば大正ロマ

ンの館、スピード感がないんじゃないか。すばらしい構想と発想なんですけれども、東京大学生産技術研究所との発想なんです、もっとまちづくりに関しまして、矢吹には独自性があるんじゃないかということをおし上げます。

矢吹には、私、以前にも申し上げましたが、ほかの市町村にはない、例えば昔御獵場だった、あるいは飛行場だった、あるいは三大開拓の羽鳥幹水路といったほかの町にない独特な歴史があるんですね。こういったことを鑑みますと、この商店街の中に災害公営住宅ができるわけですが、商店街の中が住宅地になってしまうというような意見があるわけです。先ほどの大きな町の特徴を生かして、私、以前、こういった資料館をつくるべきじゃないか、それによって中心商店街に人が集まるんじゃないか、あるいは駐車場をつくらないと今の車社会の中では買い物ができないんじゃないかということをおし上げています。この件に関しましてお尋ねをおし上げます。

それから、この運動公園の再利用に関しまして、また同じような答弁でございました。世の中の変化を考えていく、あるいは早急にやるべきものではないかと思っているといひましてもう10年、野崎町長になって10年、この土地を取得して早くももう20年近くたっておるわけです。ですから、町の財政も私も重々承知しておりますが、これを平らにしたらどうですかね、一部。できる限り傾斜の緩やかなところを平らにするだけで、ここが災害時の避難場所になったり、あるいは学校や町のイベントの臨時駐車場にも使えたり、あるいは、矢吹は市町村対抗の軟式野球あるいはソフトボールでも優秀な成績をおさめているので、平らにさえすれば、町民は何らかの形で使えるわけです。別に私、立派な施設をつくれとか、立派な何かをつくれと言っているんじゃない、とりあえず平らにしませんか。そうすれば使えるわけです。もう取得して20年近く、野崎町政になって10年近く、いまだに町民のニーズを考えるとというような答へでは、町民の方が納得できないと思うんですね。とにかく平らにしましょうということで提案おし上げます。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の再質問にお答へさせていただきます。

最初に、自治体間の災害応援協定についてのおただしでございますが、これらについては相手がいることでございます。矢吹町の都合だけでこういうことでこれだけの人数を送りたいということについては、相手の都合も聞きながら物事は進めなくてははいけない、さらには前例、さらには各自治体の例、そうしたものも参考にしながら双方協議の上、出席する三役、職員、そうしたものについては決めさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいというように思っております。

なお、そうしたことについて事前の協議がないのではないかとというようなことでございますが、事前の説明はさせていただいております。ただ、それらについて理解が深まったかどうかということについて、鈴木隆司議員のほうではそうした理解が深まっていないということでもありますので、今後はそうしたことには十分注意をしながら説明を加えていきたいと思ひます。

東京農大との連携協定については、農短大や全酪連もあつたりしてワールドアグリカルチャー構想もあつた



んではないかというようなことですが、これらについてはとっくに計画は廃止となっておりますのでお伝えしておきたいと思えます。なお、東京農大との連携の契約については、平成30年までとしておりますが、お互いの不都合が生じない限り継続していくということで確認をとれておりますので、そうしたことでこの後も継続されるものというふうに期待をしております。

まちづくりにおいてスピード感がないというようなことですが、物事を進めるには一定のルールと一定の準備が必要でございます。確かに、スピード感がないと言われるようなことですが、スピード感がないというところについては、一番は財政的な問題だというふうに思っています。町の今の財政状況を考えれば、安易に事業を進めるわけにはいきません。有利な補助金等を探しながら、町の財政負担を軽くしながら物事を前に進めていきたい、したがって有利な補助金を探しながら計画的に物事を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、商店街が住宅街になってしまうのではないかというような、そんな心配でございますが、今現在、商店街の皆さん、大変ご苦労されております。自力の再建というものは非常に厳しい状況にある。今ある商店街を守っていくことも必要でございますし、新たに新店を出店していただける、そうした方も計画に盛り込んでいかなければならない。人がいないところにそうした構想を打ち立ててもなかなか人は集まるものではございませぬし、そうした意味合いにおいて、空き地となって有効活用が図れない、その土地について人が集まれるような工夫をしながら多くの方に集まっていただく、したがってその人たちが買い物をしていただける、そんな仕組みの中で災害公営住宅の発想が出ておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

総合運動公園については、財政的な問題、震災等の問題があつて計画がなかなか前に進まないということでご迷惑をおかけしております。ただ、提案があつたような、一部平らにしてはどうかというようなことでご提案ございました。簡単に平らにできるものではございませぬ。お金が伴います。20年前の粗造成、これについては、平地にするだけで、そのときの試算で、私も資料を見させていただいたんですが5億円、そこに暗渠、さらには集水池、池を配置したりということも当然、下流域の人たちのことも考えなければいけませんので、そうしたことを含めると、当時で5億円から10億円、この金額がかかります。ですから、一部平らにしてはどうかというようなことで安易に物事を前に進めるわけにはいきませぬ。今になれば、当時がその金額ですから推して知るべしでございますので、そうしたことも鈴木隆司議員には十分にご理解をいただくようお願いを申し上げて、私からの再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませぬか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） 再々質問を2点ほどさせていただきます。

1点は、東京農業大学農学部との連携について、私、再三再四すばらしい連携であると申し上げております。これですね、以前の構想がもう廃止になってしまったということで片づけられてしまつては、そこに投資した町民の血税ですから、新しく何かをやるということも結構ですが、今まで長年にわたつてやってきたこともあるわけですから、まして、先ほどから同僚議員が申し上げたとおり県立農業短大もあるということがございますから、さらに私が申し上げた酪農教習所もあるんだと、こういったことを、以前からの計画と、この新たに町長が持ってきていただいた、調印していただいた東京農業大学との以前の計画と新たな計画も大事にしな

がら進むべきじゃないかと。じゃないと、もう終わってしまったというだけで、ただ単にそのときかけたお金はじゃあどこへ行ってしまったんだという話になるわけですから、ぜひ、具体的に矢吹の特産物をつくるんだと、矢吹はこれなんだというようなものをぜひ実現していきたいということに対して、町長の具体的な考えをお尋ねいたします。

また、総合運動公園の件ですが、5億円とかという言葉ですが、私は一部、全体じゃなくて本当のほんの一部、ちょっとしたソフトボールとかできるぐらいを平らに、一番傾斜の緩やかなところを平らにするぐらいだったらわずかな予算でできると思うんです。ですから、私の先ほど申し上げた、財政が厳しいのはわかるけれども、もうあの土地を取得して20年近くたって、野崎町政になって10年ですよ。何もやらない。塩漬け。ちょっと一部を平らにさせていただければ、災害時の避難場所になったり、各種イベントのときの臨時駐車場になったり、各町民がいろいろなソフトボール、ゲートボール、野球とか楽しめるわけですよ。ですから、できることからやろうということ、先ほどの答弁にもありましたから、できる予算の範囲で平らにさえすれば、何らかの使用はできるんです

平らにしましょうよ。ということを上申して、町長、1期目に種をまいていただいて、2期目に肥料や水を一生懸命町長はくれました。3期目で、町長は今度花を咲かせる3期目ですから、ぜひ、できることを実現してもらいたいということを上申して、私の再々質問を終わらせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、鈴木隆司議員の再々質問にお答えさせていただきます。

東京農大の連携促進、これについては一定のご理解をいただいております。ただ、矢吹町には農短大と全酪連があるのではないかと、これについては、私自身は一切否定しているものではございません。先ほどから話しておりますように、農短大等の町にある資源等については、県知事に要望活動を行ったり、西白河市町村会として農短大の充実発展というものを過去10年にわたって要望活動してまいりました。したがって、町にあるそうした資源については有効活用を図っていくということで、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、農大のほうとの連携に当たっても、農短大との連携、農大と農短大の連携というものも教授のほうと、学部長のほうとも話をさせていただきました。要は、町にあるものを全て活用しながら、農業の発展に資するためにどうしたらいいかというものを、そうしたものを中心的な役割を担っていただくのは東京農業大学だというふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。もちろん、ワールドアグリカルチャー構想につきましても、非常にすばらしい構想だということは私自身も理解しております。ただ、当時ハードについても多額の計画をしておりました。そうしたものについての計画は廃止、構想、考え方自体は町の農業の発展、町土の発展と、そういうことを考えながら構想が立てられておりますので、そうしたことは、ブランド化も含めて矢吹町の特産品、さらには生き生きと頑張ってくれる農家の育成、若い農業者の育成、そうしたものについてはワールドアグリカルチャーの構想の心は引き継いでいきたいというふうな考え方でございますので、今、鈴木隆司議員がちょっと誤解している部分があったようなご質問でございましたので、そうしたことではない

ということをお話をしながら、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

総合運動公園についても、わずかな予算でできるということでございますけれども、鈴木隆司議員は一度でもそうした試算をされたことがございますか。そういうことで、軽率な発言というのは、私自身たちを責めるような形で言は慎んでいただくようにもお願いしたいなと思っております。

総合運動公園の中止については議会でも十分に説明しておりまして、議会の皆さんもご理解をいただいた上で、そうした形で今停滞しているということも十分にご理解いただきたいと思います。

以上で再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 以上で、5番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

（午後 3時16分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午後 3時26分）

#### ◎会議時間の延長

○議長（諸根重男君） ここでお諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ◇ 安井敬博君

○議長（諸根重男君） それでは、続きまして通告6番、1番、安井敬博君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議長にご参集の皆さん、こんにちは。

また、傍聴席にお越しの町民の方々には、高い町政への関心に対して敬意を表させていただきます。大変ありがとうございます。

さて、一般行政につきまして、4点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、児童公園等の整備計画についてお尋ねをいたします。

東日本大震災により、滝八幡の地内にあります児童公園が使用不能な状態になっております。具体的にいいますと、町のほうでもこれは把握していることと思っておりますけれども、震災直後に公園の土地が崩れ、中にありました遊具などを撤去したという状況になっていました。そしてまた隣接する土地ですけれども、一段高い宅地がありますが、そちらのほうの水が出やすい地形ということで崩れており、擁壁がその公園の土地に対して傾いている状態、大変危険な状態であるとして、遊具の撤去、そして中への立入禁止をロープを張ってしている状態になっております。この間、3年の、地震からの復旧の中において数々のいろいろな復旧政策、施策等

がとられておりますけれども、ここの公園につきましてはいまだに立入禁止の状況になっていて、地元の方からの声ということでありますけれども、復旧はもう終わって復興期に入ったということだけでも、これ、復興はまだなんじゃないんですか、何とかありませんかという声もありました。当然、町のほうの担当部署としましてもこういったことをしっかり把握してはおるとは思うんですけれども、地元からこういった声も上がっております。

また、この滝八幡ですけれども、御承知のように、三十三観音史跡公園が整備は地元の方のご尽力において進んでいて、私もこの間行ってまいりましたけれども、大変紅葉がすばらしい状況になっていて、地元の方の話ですと、また、ここ通行量が非常にふえているということでもあります。自動車なども入ってきていて、子供たちが公園がなくなったことで道路で遊んだりするということで大変危険なので、こういったことも何とかしてほしいという声が出ております。

町のほうからもいろいろこの間説明は受けておまして、対応を決して怠っているわけではなくて、何らかの対策は考えておられると思います。また、そのほか、この滝八幡だけではなく、どこということで具体的には申し上げませんが、公園が近くにない地区、都市公園とかがない地区等ですね、こういったところからは、公園を歩いて行けるようなところで何とかつくってもらえないか、こういう要望が上がっておりますので、こういった滝八幡を含めて、今後の公園の整備計画についてお伺いをいたします。

2点目といたしまして、積雪対策についてお尋ねをいたします。

御承知のように2月の大雪、大変な大雪であったわけで、山梨初め全国で大変な被害というか、交通も遮断されて生活が麻痺した、こういったこともありました。当町でも例外ではなく、やはり例年にない大雪ということで、除雪がなかなか進まないということで声も上がっております。確かにそういった声もありましたけれども、実際には関係部署の方のご努力によって大きな幹線道路から順に除雪が進められてきて、これに対しては大変、このご努力に関しては感謝を申し上げたいところであります。

ただ、実際にこの大雪、初めての経験ということもありますので、町民の方からも示されたように多くの課題は出ました。これは執行部初め関係部署の皆さん方もご承知のことと思います。具体的に申し上げますと、幹線道路から入った路地ですね。特に、北側が建物とか立木などで太陽が遮られているところ、こういったところがずっと雪が解けなかったりとか、あとアイスバーン状態になったりとかして、なかなか除雪が進まなかったということ、また、特に国道、県道などは、車道のほうは除雪は進みますけれども、国道や県道の歩道についてはなかなか除雪が進まないということで、特に中学生などが自転車で通るときに歩道から出て車道を通行していたという危険な状況もあった、こういったことが指摘されております。

こういったことは当然把握はされておると思います。そして、除雪についても建設協力会の方のご協力で、なかなかほかの地区にないようなスピードでは進んだとは思いますが、またまたいろいろな課題が残っている。こういったことをどう捉えて、ことしまた雪が予想されますけれども、そのときにはどういった対応を考えているのか、これについての対策をお伺いいたします。

続きまして、職員の専門知識習得についてということでもあります。

専門知識習得ということでもありますけれども、これは決して知識習得のための研修等を町は怠っているということではなく、ご提案的な意味合いも含めましてご質問をさせていただきます。

といいますのは、先ごろ議会広報編集委員会でも視察先として行ってまいりました岩手県の紫波町では、公民連携によるまちづくりの推進に当たって、東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻講座へ町の職員を通学させて、公民連携によるまちづくりの推進に当たって、公民連携による施設をつくっているわけですが、これはオガール紫波ですとか、また、来年に竣工します新庁舎の建設等に成果を上げております。

ここで具体的にどんなことをやってきたかということは、ホームページ等でも検索すると、今もうここ注目されております、いろいろ出てきておりますけれども、実はここに行かせるに当たっては、10年ほど前のこの東洋大学の講座が第1期に開講した際に、今このオガール紫波の会社をつくって実際に推進をしている民間の町民の方がいらっしゃるんですけども、この方がお父様が建設会社の社長ということで、この方がお亡くなりになって、跡を継がなければいけないということで東京に行っていたのが紫波町に戻ってきた、このときに、駅前前の塩漬けになっている土地の状況などを見て、何かをしなくてはいけないということで、この東洋大学の講座のことを知って、みずから通学をされて、それで当時の紫波町の町長に対しても、こういったものがあるので、ぜひ町の職員にも学ばせてみたらどうかということで実現させています。町長もこのとき2名の職員を行ってこいということで行かせています。具体的には学費などは町持ち、そして通信講座ではありませんけれども、スクーリングとって金曜日の夜、仕事が終わった後に新幹線で東京に向かい、土曜、日曜日は授業を受ける、そして月曜日の朝にはまた紫波町まで新幹線で戻ってくる、こういったことをやっているわけです。民間の活力を活用するに当たっても、町の職員としても、やはりこれからのまちづくりにはファイナンシャルですとか需要の予測、企業誘致など専門的な技術、知識というのをここで必要だということを示しているわけです。公民連携に限らず、行政推進のための専門知識を習得させるために、こういった大学など研究機関や企業、教育機関に派遣や通学をさせて技術習得をさせることについて、町長のご見解をお伺いしたいと思います。

最後に、4点目ですけれども、除染についてのお尋ねであります。

御承知のように、具体的な数値ではありませんが、山林内やため池の汚泥等には、比較的高い濃度の放射性物質が自然環境の特性によって集まっています。先ごろ東京と郡山で開催された、9月に東京で開催されており、また10月には郡山でも開催されておりますRAD I E X2014環境放射能対策・廃棄物処理国際展では、原発事故以降、こういった環境中の除染技術開発が進んでいることが示されております。事故後、当時は難しいとされていた山林などの除染、それからため池などの汚泥の除染なども、こういった技術がこの3年間の間に開発が進んできて、比較的容易かつ安全に行うことが可能となっています。なかなか国の方針としましても、こういったものに対してまだ助成等も出ていない状況にあるとは思いますが、実際にはこの福島県内各地でこういった実証実験もされておりますので、今後こういった助成などもされることも考えられます。

こういった除染、この矢吹町、同僚からの質問にもいろいろとありましたけれども、やはり農業を基幹とする町でありますから、この環境中の除染というのはそのまま放っておくわけにはまいりません。こういった取り組みについて、町長のご見解をお伺いいたします。

また、除染についてですけれども、仮置き場に保管されております汚染物質の中間貯蔵施設への搬出がどうなるのか、今、中間貯蔵施設、当初県内双葉郡のほうに建設されるという政府の方針でしたけれども、これがまだ決まっておらず、仮置き場の搬入後3年たったら運び出すということも、今の時点で本当にどうなるのか不安が残っています。これについて、町としての働きかけなども含めてどのように考えておられるのかお尋ね

をいたしたいと思います。

以上、4点につきましてご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、児童公園等の整備計画についてのおただしであります。まず、使用不能となっている滝八幡地区の公園について答弁させていただきます。

滝八幡地区の公園は、民間業者による宅地分譲の際に造成された公園であり、滑り台等の簡易な遊具が設置されておりましたが、東日本大震災により隣接する宅地が崩落する危険があるため、現在封鎖をしております。危険箇所は民間の土地であるため災害復旧による対応ができない状況であり、所有者へ早期復旧のお願いをいたしておりますが、資金不足などの理由により対応できないとの回答をいただいております。町として所有者との協議を深め、今後町でどう対応すべきかどうかも含め、現在検討しているところであります。

次に、児童公園等の整備計画についてのおただしであります。地区公園のない地域から設置についての要望が多数寄せられておりますが、新たに公園を整備する計画は現在ございません。しかし、平成27年度において既に設置されている公園も含めた公園全体の整備計画を策定する予定であり、翌年度以降、財源確保に努めながら計画的に整備を進め、遊具などの公園施設における事故防止対策を図り、子供たちが安心して遊べる公園の提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、積雪対策についてのおただしであります。初めに、本年2月の記録的な大雪の際には、住民の皆さんの除雪作業に対するご支援、ご協力、さらには行政区及びボランティアによる除雪作業のご協力に対しまして改めて感謝申し上げます。議員おただしのとおり、特に30センチメートルを超える豪雪の場合、地域の協力はなしては住民の皆さんの最低限の生活環境を確保することは非常に困難であることを改めて認識したところであります。昨年度の豪雪を踏まえ、本年5月に新たな取り組みとして福島県と県南地区の市町村による県南地方冬期道路交通円滑化連絡会が設立され、広域的な除雪体制の構築を含め、情報の共有及び支援体制についての連携協議が行われました。

さて、本年度の矢吹町の除雪計画であります。先日、矢吹町建設協力会と除雪会議を開催いたしました。除雪の出動基準、除雪体制、優先順位、地区分担等について、昨年度の反省点を踏まえながら協議を行いました。町道の除雪に関しては、積雪が15センチメートルを超えた場合を出動基準としておりますが、基準値未満であっても、その後の気象予報等において大雪となることを見込まれる場合などは、速やかに出動できるよう除雪機材及び作業人員等十分な除雪体制を確保することを確認したところであります。また、除雪の時間についても、通常の通勤、通学時間までには幹線道路の除雪が完了するよう、深夜、早朝の作業についての体制構築を依頼しております。除雪の優先順位につきましては、地域全体の作業効率を勘案しながら、緊急車両の通行確保を最優先に、主要な道路となる国道、県道、救急病院、消防署など主要な施設を結ぶ幹線道路を優先して実施することについて、先ほどの県南地方冬期道路交通円滑化連絡会において県南地区の共通認識として確認しております。また、生活道路につきましても、幹線道路の除雪が完了し、通行の安全確保が確認できた段

階で速やかに実施する計画であります。通学路周辺の歩道や除雪車などの大きな重機が入れない狭い道路などについては、小型の重機を投入をするなどしてできる限りの対応を行う予定であります。しかしながら、稼働台数や作業効率に限りがあるため、除雪完了には相当な時間を要することが想定されますが、できるだけ早期の完了に向け、業者間の調整も含め、効果的な除雪体制を整えてまいりたいと考えております。

また、他市町村で実施している小型除雪機の貸し出し、購入補助につきましては、運用状況の確認及び財源も含め十分検討してまいりたいと考えております。さらに、除雪作業の進捗状況等の情報発信につきましても、他市町村の事例等の調査検討を進めてまいりたいと考えております。

1月より本格的な降雪期間を迎えます。先日、広報やぶき12月号配達時に、除雪作業に対する協力依頼のチラシを配布し、皆さんにご協力をお願いしたところであります。本年2月の2度にわたる豪雪の際と同様に、本年度の除雪作業に当たっては、住民の皆様のご支援、ご協力につきまして改めてお願い申し上げます。本年度も降雪に適切に対応できますよう、矢吹町建設協定会や各種団体の皆様、そして地域住民の皆さんのご支援、ご協力をいただきながら、きめ細かな除雪対応に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、職員の専門知識習得についてのおたただしであります。地域主権改革が進む一方で、地方自治体を取り巻く状況はこれまで以上に複雑、多様化しており、地方自治体の果たす役割も大変重要になっております。このような状況の中、町民ニーズに的確に対応していくためには、みずからの責任において柔軟かつ弾力的に対応できる体制の強化を図るとともに、その担い手である職員の持てる能力と可能性を最大限に引き出していくことが不可欠であります。

本町では、平成19年度に策定した矢吹町新入材育成基本方針に基づき職員個々の能力開発を支援するため、一般的な業務知識に加えて、業務に必要とされる専門的な技術、知識を深めるさまざまな研修を受講させ、職員のスキルアップに努めているところであります。本年度においては、これまで一般研修として福島自治研修センター、全国市町村国際文化研修所、市町村アカデミーなどの研修施設に51名の職員を派遣し、専門研修については土木、建築、水道、福祉、教育など分野別の研修施設に37名の職員を派遣し、より専門的な技術及び知識の習得に努めております。

また、本町では現在、職員の能力開発の指針となる矢吹町新入材育成基本方針の見直しを進めております。議員からご提案いただきました東洋大学を初め、各大学の研究機関や、マネジメントスクール等の官学連携の人材育成システムや企業教育機関等への職員派遣による技術習得等の提言も含めて本方針を解体し、職位、職階等に応じて求められるべき人材の継続的な育成に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、山林及びため池の除染についてのおたただしであります。初めに、山林除染の進捗状況につきましては、昨年度から他の市町村に先駆けて福島森林再生事業と銘打ち、三十三観音地区、袖ヶ城地区、中畑地区、三神地区の4地区をモデル事業として、森林整備及び表土流出防止対策等による放射性物質拡散防止事業を実施してまいりました。本事業は今年度から本格実施となり、平成32年度までの7年間の期間で実施することとなりますが、同種の事業が近隣市町村で一斉に行われ、森林整備を請け負う事業者の負担が多くなる可能性があるため、進捗状況及び近隣の動向を逐次把握し、計画期間内に完了できるよう努めてまいります。

また、今年度は田内地区及び柿の内地区の93ヘクタールを手始めに山林除染を実施するとともに、町内全体

で実施する合計面積584ヘクタールを7地区に区分し、放射線量の高い地区から優先的に実施するための年度別実施計画の作成を福島県森林組合連合会へ発注したところであります。

次に、ため池除染の動向についてであります。農林水産省が福島県等の関係機関と連携し、ため池等の農業水利施設における放射性物質の実態把握及び対策技術実証に取り組み、有識者による議論を経て、このたび技術マニュアルが取りまとめられました。現時点ではその基礎編が公表されており、年度内にはより具体的な施工編も公表される予定であり、調査計画にかかわる考え方や手順、留意点が徐々に示されているところであります。さらに営農再開、農業復興の観点から、水利用や施設管理に支障がある場合について、福島再生加速化交付金による事業実施が可能となりました。本町の進捗状況については、平成25年度に実施したモニタリング調査結果をもとに、提出の放射性物質濃度が高いため池を中心に、今年度より面的モニタリングを実施しております。

さて、議員おただしの新技術による除染の実施についてであります。基本的には国及び県が示す除染実施指針やマニュアルにのっとり事業を遂行する方針であります。新技術を取り入れた工法が事業実施上や事業効果を鑑みても真に有効であると判断された場合には、国・県にその工法について提案を行い、承認後に施工してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、住宅や公共施設、企業等に限らず、町内全域の放射線量の低減を図り、町民の皆様の安全・安心を確保することが何よりも重要であり、一日も早いその実現に向け、鋭意取り組んでまいります。

また、仮置き場に保管されている汚染物質の中間貯蔵施設への搬出についてであります。現在国では中間貯蔵施設への除去、土壌等の輸送に係る基本計画を作成しているところであります。その基本計画の案の中では、安全かつ確実に短期間で円滑な輸送を基本原則とすることとし、各市町村が1から2カ所程度の積み込み場を設け、仮置き場から積み込み場まで移送する考えも提示されております。初期段階においては、パイロット輸送としておおむね1年間をかけ、各市町村からそれぞれ1,000トン程度の除去土壌等を試験的に搬出しながら、住民の健康、生活環境、一般交通への影響を把握するほか、輸送管理システムやモニタリング方法の検証などを行い、本格輸送段階に移行する予定となっております。なお、国ではこのパイロット輸送について、平成27年度に実施したいとの意向をあらわしているものの、全体的な計画や実施時期などの詳細についてはいまだ提示されていない状況にあります。町といたしましては、各仮置き場からの中間貯蔵施設への搬出順序については、原則として設置時期の早い仮置き場から順に搬出したいと考えておりますが、輸送に伴う積み込み場確保の課題もあり、今後、国が設置する輸送連絡調整会議の動向を踏まえながら、住民の安全を第一に、できるだけ早期に除去土壌が搬出されるよう国へ働きかけてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

まず、1点目といたしまして、滝八幡の公園についてでありますけれども、これについては民間地ということではなかなか手がつけられなかった、こういったことも私のほうも理解はしております。ただ、現状として子



供たちが道路で遊んだりするという、子供の指導とかでもできることであると思いますけれども、遊び場がないというのが一つの原因になっているのかなということもありますので、例えば復旧ということではなくて、例えば代替地を用意するですとか、また地域の皆様方からも要望をちょっと聞いておきますと、代替地というよりも遊べる場所を何とかしてほしいと、交通の危険があるのでこういったことも何とかしてほしいということもありますので、早急にできる対策もあると思いますので、そういったことをやってみたらどうかというご提案とともに、そういった考えはないかどうか再度ご質問をさせていただきます。

続きまして、積雪対策についてでありますけれども、もちろん私などがこういういろいろ質問をするまでもなく、対策はとられているということは重々承知はしておりました。ただ、やはり細かい路地の対策ですね、ここがなかなかやはり、今回も話を聞いているとなかなか難しいのかなと思います。積雪量に関係なく町内の、特に北町ですとかひまわり公園のところですか、小松地内ですね、路地が入り組んでいるところ、こういったところというのは、積雪がなくても冬期になりますとアイスバーン状態になっていることが多いです。こういったところの対策というのは、また今回の積雪対策とはまた別に考える必要もあるのかなと思っておりますので、その辺の対策をどう考えておられるのかを再度ご質問させていただきます。

また、あと、ことしの3月の議会でも私、ICTの活用ということで質問させていただいて、その中で富士吉田市の例をご紹介させていただきました。そこでは、やはり市の対策としては順番に大きな幹線道路からやっていくわけですから、細かいところはなかなか進まなかったところを、ツイッターですとか防災無線で呼びかけて、あしたの朝午前中は市民一斉に除雪をしますのでボランティアでご協力お願いしますということをご紹介させていただいたことはご記憶にあるかと思います。今回も、もしそういう積雪が多いと予想される時には、ぜひボランティアの呼びかけなどもやってみたらどうかと思います。もちろんその保険の問題ですとか、誰が作業するのか、こういったことを解決しなければいけない問題もあるとは思いますが、町の様子を見ていますと、みずから農機を使って除雪されている方もたくさんおられました。そういったことでは、そういった機械がある地域ではそういうこともできますけれども、お年寄りなどが集中している町場などでそういったことできないところもあると思いますので、あしたこの地区で除雪をしますのでぜひ皆さんご協力をお願いしますという、そういったことも呼びかけてみたらいかがかと思っておりますので、ぜひその辺のご見解もあわせて再度ご答弁をいただきたいと思っております。

専門知識の習得につきましてでありますけれども、これ、ぜひ計画にこれから入れていただくということもあると思います。ご答弁もいただきましたので、これまちづくり、横のつながりというものもあります。ここに学びに行きますと、いろんな全国でやっている事例なんかも、取り組んでいる方とのつながりも生まれますし、あと、民間の方で実際に出資をしてもらえるような方、こういったつながりもできますので、ぜひやっていただきたいなと思います。具体的に申しますと、この公民連携講座の1期生の中には、今、小倉のほうでやっている家守プロジェクトというのがあるんですけれども、これはやはりちょっと矢吹町の状況と似ていまして、空き地ですとかそれから空き店舗とかそういったものが点在しているのを、民間の団体とも協力をして、そしてまた町がこういう学んできた専門の職員の方が、あいているところはどこだとか、用途で規制がかかっているところを迅速にその規制を解除したりとか、用途変更したりとか、そういったことをやっています。そういったこともできますので、ぜひ前向きに検討していただきたい。また、こういったこともまちづくりの中

にも活用していただくことも可能ではないかと思っておりますので、その辺の伺いもあわせてご答弁をいただきたいと思っております。

続きまして、除染についてでありますけれども、国のほうも中間貯蔵施設の現状というのはわかっていて、これからも対策をしていく、1,000トンずつパイロット的にこの運び出しも行っていくということでもありますけれども、なかなかそれでは追いつかないところもあります。フレコンパックの耐用年数なども考えると、5年が限度かなと思っておりますので、そういった運び出しの残ることがまだ懸念がされます。そして、このRADI EXなんかも見えますと、中には山林の稲わらですとか、そうした山林の除染をした枝木ですとかそういったものですが、これは現在は山林の中にそのまま積んでおくという方式で進められていると思うんですけれども、それでもやはりこの後ずっとそこに残ると不安が残るということで、除染をした後の廃棄物、こういったものを減容化する技術なんかも進んでおりました。焼却をするというとなかなか反対運動なんかも起きていますけれども、低温で減容化する熱処理をしていく、そして粉状にしてセラミック状にしてかさ減らす、こういった技術も開発されておりましたので、こういったことも十分検討していただいて、国・県に対して補助をしていただくように働きかけをしていただきたいということをあわせてご答弁を願いたいと思っております。

以上4点、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の滝八幡の公園、答弁の中で、民間の土地であって非常に難しいということは安井議員についてもご理解をいただいておりますところでございますが、しかし、遊び場がないというところについては、やはりその地域に住む子供たちにとっても保護者の皆さんにとっても大きな問題、課題だというふうに思っております。整備のあり方、代替地の確保も含めて、どうしたことができるかということにつきまして、先ほども答弁させていただきましたように、今後の公園の整備計画の中で前向きに、早急に協議を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

2点目の積雪、幹線道路、国道や県道、町道も、メインの通りについては非常に今回の2月の大雪でも評価が高かったように私も報告を受けております。ただ、細い路地の除雪については、やはり大きな課題として残りました。今回の建設協力会、さらには県南の除雪の連絡会議の中でも、こうしたことを具体的にどうしようということについては協議は深まっておりません。いずれにしましても、各市町村の取り組み等についても今、建設協力会を中心に町でどういったことができるかということ、資料を集めながら協議を始めたところではあります。一つの例として、富士吉田市の例で、ITを使って市民の方にボランティアの要請、これも一つの方法だと思いますし、そのほかにも、先ほども答弁させていただいたように行政区の皆さんの支援やら、特に子供たちということになればその地区の育成会、PTAの皆さん、そうした方にどのような形で協力を働きかけることができるか、そんなことも含めて、そういう路地の対策についても今後早急に協議を深めていきたい、できる限り町民の生活の利便性、子供たちの通学路の整備、そうしたことを念頭に置きながら考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

3番目の専門知識は、もうこれについては安井議員からも言われたとおり、町としても最重要課題ということで取り組ませていただいております。人材育成基本方針の中でも職員の能力の向上、さらには対住民へのさまざまな面でのニーズへの対応、そうしたことも含めて、職員の専門的知識も含めて、能力の向上については欠かすことができないものだというふうに思っております。今、一生懸命役場全体で職員は研修のほうに取り組ませていただいているところでございます。今後、こういう専門的な事例も安井議員から報告がございましたが、そうしたことも含めて、これからのまちづくりに有為な職員であってほしいということを念頭にしながら、さまざまな研修に取り組ませていただくことを申し上げて、ご理解をいただきたいというふうに思います。

除染につきましては、運び出しに時間がかかる、中間貯蔵施設についても一定の考え方は打ち出されております。新たな考え方というか、新たな方向性というものが大体見えてまいりましたので、この点については、後ほど町民生活課長から答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思いますし、また、この後の山林除染も含めてわらとか枝、大量に矢吹町から出ることが容易に想定されます。したがって、こうした減容化の問題についても今後新たな課題として、町としても出てくることは考えられますので、そうしたことについては十分頭に入れながら対応を検討していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上をもちまして、安井議員の再質問への答弁とさせていただきますと思ひます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町民生活課長、会田光一君。

〔町民生活課長 会田光一君登壇〕

○町民生活課長（会田光一君） 1番、安井議員の再質問にお答えをいたします。

除染土壌の中間貯蔵施設への搬出の関係でございますけれども、今現在、国におきまして輸送連絡調整会議を開催いたしております。この中で、冒頭、町長からご回答申し上げましたが、パイロット輸送ということで各市町村から1,000トン、ですから2,000トンという市町村はございません。全て1,000トン程度の除去土壌について中間貯蔵施設のほうに国としては搬入をしたい、こういった考え方を示してございまして、搬入の時期につきましては27年の1月から27年度いっぱい、このような考え方を示してございまして、これらのもっと詳細な内容についてはこれから再度、この輸送連絡調整会議の中で整理がされてまいりませうけれども、今般、当町へのどこの仮置き場から搬出をするのか、あるいはその仮置き場から中間貯蔵施設への輸送ルートについてはどうするのか、あるいは周辺の矢吹を含めました鏡石、天栄、泉崎、中島、こういった市町村につきましては、国が示しております今の計画では、矢吹インターあるいは矢吹中央インターを使いたい、こういった意向が出ております。こういったものについて、これから具体的に県のほうと協議調整をしてまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

中間貯蔵施設への運び出しについてでありますけれども、これについても一度ご質問をさせていただきます。

この計画というのが、実際に町民のほうにはこういったものがされているというのがなかなか伝わりづらいというところがありますので、今回私もこういった具体的な1,000トンのものを搬出する、そして、これは単純計算でいえば20トン積みのトラックで50回で済みますね。こういったことなのかどうか、想像で私は言っています。具体的にはそうじゃないこともあると思います。どれぐらいの期間かかるのか、こういったこと、これからいろいろな計画も定まってくると思いますので、その中を決まった時点で町民の方にも知らせていただく、こういった対策はとられるのかどうか、再々質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

中間貯蔵施設への搬出の内容等について、町民にきちとした情報が伝わりにくいだろうと、しからば町民への周知をどうするのかということについては、徹底を図っていきたいのはもちろんのことでございます。どう周知を徹底するかについても、より住民の方にわかりやすく、また、不安を与えないようなそんなことも配慮しながら、今後注意してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（諸根重男君） 以上で、1番、安井敬博君の一般質問を打ち切ります。

以上で本日の一般質問は打ち切ります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

(午後 4時09分)

平成26年12月9日（火曜日）

（第 3 号）

## 平成26年第384回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成26年12月9日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・陳情の付託

議案第70号・第71号・第74号・第75号・第76号・第84号・第85号・第86号・第87号・第88号・第89号・第90号  
陳情第7号

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	阿部正人君
総務課長	藤田忠晴君	税務課長	三瓶貴雄君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	泉川稔君

産業振興課長  
兼農業委員会  
事務局 長

佐久間 一幸 君

都市建設課長 福田 和也 君

上下水道課長

小針 良光 君

教育次長兼  
学校教育課長  
兼指導主事

小峰 光 君

会計管理者  
兼出納室長

井戸沼 寿量 君

生涯学習課長  
兼中央公民館  
長

梅原 喜美 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 水戸 邦夫

主任主査兼  
次 長

角田 哲也

---

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎発言の取り消し

〔資料配付〕

○議長（諸根重男君） ここで、日程に先立ちまして、5番、鈴木隆司君から前日の会議の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定により、不適切な発言があったとして、お手元に配りました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、5番、鈴木隆司君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

---

◎一般質問

○議長（諸根重男君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

---

◇ 大 木 義 正 君

○議長（諸根重男君） 通告7番、8番、大木義正君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 議場の皆さん、おはようございます。

一般質問2日目となります。私が7番目ですので、同僚議員と重複する部分もございしますが、私なりに通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、1、コミュニティプラザ施設及び駅東口第1駐車場の指定管理の業務委託を来年度以降どのように考えているのか伺うと通告いたしました。今月の広報やぶき12月号に、矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者を募集しますという案内が載っておりましたので、町としては、公募し公開ヒアリングを経て選定していく考えであるということはわかりました。しかしながら、募集しても果たして希望する団体があるのだろうかという不安もあります。これまでは町商工会の事務所が駅コミュニティプラザ内に入っていたということもあり、コミュニティプラザと駐車場の管理業務については町商工会を指定管理者として業務委託をしてきました。しかしながら、ことしに入って町商工会が事務所を新たな場所に移転したこともあり、



これまでどおり管理業務を受けることは商工会としては難しいとの考えを町に伝えたと聞いております。また、駅構内には学生や通勤の人たちが利用している売店もあります。それらも含め、来年度からのコミュニティプラザの運営方針をどのように考えているのか、お伺いいたします。また、募集しても条件をクリアする団体がなかった場合、町としてどのように対応していくつもりなのかもお伺いいたします。

私の希望としては、この機会に、駅コミュニティプラザを町の情報発信の基地として活用していくべきだと考えております。一つの方法として、町商工会の事務所が入っていたホールの一角を改造して、町のPR、情報発信、観光、企業誘致などを手がける分室を設置し、矢吹町を県内外に大いに売り込んでもらうという方法です。もちろん職員だけではそのノウハウを持っていませんから、広告会社や企画イベント会社、旅行会社などで経験したことがある人を公募して嘱託職員として採用し、あわせてその分野における職員の育成も行っていくべきと考えます。さらに、駅の利便性を生かして、ホールを町内外から人が集まるように各種のカルチャー教室として貸し出すことも必要な事業の一つだと考えます。

また、殺風景な駅の通路や、待合室周辺の柱や壁面には、町内の名所・旧跡、例えば大池公園、ふるさとの森、三十三観音などや各種イベント、例えば真夏の夜の鼓動や中畑清ソフトボール大会など、あるいは町の特産品などの大型写真パネルを展示したり地図の案内板を設置して、行きたい場所のボタンを押すと地図上にランプがつくような仕組みを検討してみるべきだと考えます。

駅東口には現在、子ども屋内外運動場の建設が進められております。この施設が完成すれば、車や電車を利用して町内外から多くの子供たちや保護者が訪れることと思います。できることなら、訪れた人に駅の通路を通過して西側の中心市街地まで足を運んでいただけるような流れをつくることができれば、中心市街地の活性化にもつながると思います。

しかしながら、改善していかなければならない課題も数多くあります。駅東口第1駐車場から駅東口までの間は歩道がありません。早急に歩道を整備してほしいと考えます。この区間には、不動産屋さんが管理している月決め駐車場と、JRの保線区が利用していて現在使われていない建物があるだけなので、歩道を整備することもそんなに難しくはないと思います。あわせて街灯の数もふやして、夜間でも安心して通行できるように整備していく必要があると考えます。

情報発信の役割を担う部署を駅コミュニティプラザに置いたほうがよいと考えるもう一つの理由としては、駅利用者の安全・安心と構内のいたずら防止という観点からです。現在、駅の売店は午後6時で閉まります。駅の窓口のJR関係者、聞けば嘱託職員と言っておりましたが、この方も午後7時ごろにはいなくなるので、その後の時間帯の見回りを強化することにより、犯罪防止につながると考えます。コミュニティ内のホールを夜間も積極的に貸し出して、それらの課題も解決できる方向で駅コミュニティプラザの活用を希望しますが、町としての考えをお伺いします。

次に、国の中間貯蔵施設の建設のおくれにより、現在仮置き場として借りている期間に問題は生じないのか、今後、新しく仮置き場が必要となり、用地交渉などを進める場合に障害とならないのかについてお伺いします。

東日本大震災、そして悪夢の原発事故が発生してから既に3年9カ月がたとうとしています。津波による被害の復旧はまだまだ道半ばですが、地震による被害の復旧はかなり進んでおり、これから復興に向けて県内各自治体がそれぞれ事業に取り組もうとしておりますが、復興の大きな足かせとなっているのが原発事故に対す

る国や東京電力の対応のおくれであります。特に原発事故により発生した除染廃棄物を保管する中間貯蔵施設の建設が、地権者との交渉が難航しており、いつ完成するか見通しは立っておりません。環境省や復興庁の大臣や副大臣、政務官などが視察に來たり住民説明會に來たりして、そのたびに早急に進めたいなどと期待を持たせるような発言をするだけで一向に前に進まず、ただ時間だけが過ぎているような気がします。きのうの同僚議員の質問に対する答弁では、来年1月から各市町村1,000トンの除染廃棄物をパイロット輸送するという国の方針が示されているとありましたが、予定どおり実行できるのか疑問です。仮に建設が進み搬入が始まっても、矢吹町の仮置き場に保管されている除染廃棄物が完全になくなるのはいつになるのか、大変心配しております。

このような状況の中で、現在町が仮置き場として借りている土地を継続して借りることができるのか、借り入れ期間の延長があるとすれば地権者との合意は図られているのか、お伺いします。

矢吹町の除染事業も現在進行中でございます。今後、放射線量の全戸調査を進めていくわけですが、その結果によっては新たな仮置き場が必要となる場合も考えられます。さらに、きのうの同僚議員の質問にもありましたが、ため池や山林の除染などが必要となった場合も新たな仮置き場の確保が必要となります。しかしながら、現在のような状況のもとで、新たに仮置き場として協力していただける地区や地権者がいるのだろうかと不安でいっぱいです。この不安を解消するためには、中間貯蔵施設を一刻も早く完成させ、除染廃棄物の搬入を開始することだと思います。町として、他の自治体とも連携をとりながら、これまで以上に国に対して中間貯蔵施設の早期完成と除染廃棄物の搬入促進を強く要請していくべきと考えるが、町の考えをお伺いします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、8番、大木議員の質問にお答えいたします。

初めに、駅コミュニティプラザ施設及び駅東口、第1駐車場の来年以降の指定管理についてのおただしであります。矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場については、平成21年度より指定管理制度を導入し、非公募により指定管理者として選定した矢吹町商工会が、平成23年度までの3年間を第1期の指定期間として管理運営を行い、第2期についても指定期間である平成24年度から平成26年度の3年間を、引き続き矢吹町商工会を非公募により指定管理者として選定し、管理運営を行っております。

現在の指定管理期間は今年度で終了することから、これまでの管理運営状況について検証を実施した結果、防犯面や施設管理について一定の成果が見られたところでありますが、来年度以降の新たな指定管理について、受託している矢吹町商工会から辞退したい旨の申し出があり、現在新たな指定管理者の公募に向けて、広報やぶき12月号や町ホームページに掲載し、募集要項の配布を開始しているところであります。

公募スケジュールとしましては、平成26年12月16日まで募集要項を配布し、17日に募集説明会を開催する予定としております。指定申請書の受け付け期間は12月22日から平成27年1月9日までとし、1月16日に候補者選定審査公開ヒアリングを開催し、応募者の中から、要項の趣旨を踏まえコミュニティプラザ全体の利活用について優秀な提案がなされた団体を候補者として選考し、駅利用者や来訪者等に対する町の食やイベント等の

案内板PRを積極的に行い、町全体の情報発信、交流の場、さらには駅利用者の安全・安心の確保を目指してまいります。このことから、来年度以降、新たな指定管理者による管理運営においては町の玄関口である駅コミュニティプラザを情報発信拠点として、また、観光案内所や物産の販売等、町のPRや魅力発信の役割を高める内容を指定管理協定や事業計画に盛り込み、指定管理者との協議・連携を図ってまいります。

次に、駐車場から駅までの歩道整備についてのおたただしであります。議員ご指摘のとおり、駅東口町営駐車場から駅までを結ぶ町道小松6号線は歩道が未整備であり、屋内外運動場のオープン以降は施設を利用する園児や児童等の歩行者が増加すると予想されます。このことから、町といたしましては、屋内外運動場の建設に伴い歩行者の安全対策が必要であると認識しており、現在整備を進めている屋内外運動場では、町道に隣接する敷地の一部を歩行者用の通路として利用できる整備を進めております。また、屋内外運動場敷地内の駐車場につきましても、敷地の一部を歩行者用の通路として利用する検討を進めております。これら屋内外運動場の整備で歩道の確保が見込めない箇所については、今後、民有地を利用した歩道の整備または代替案について十分な検討を図るとともに、道路拡幅及び歩道設置が困難な場合には歩道と車道を明確に区分するために、道路標識や路面標示等で歩行者の安全対策を図りたいと考えております。

さらに、夜間の歩行者の安全対策につきましては、道路の街路灯が当該区間に3カ所設置されておりますが、屋内外運動場の整備により駐車場や建物周りに新たに照明を設置することで、道路沿線はさらに明るくなると考えております。街路灯の整備等につきましては、屋内外運動場のオープン前に夜間照明灯の明るさを確認しながら必要に応じた街路灯の設置を検討し、歩行者の安全確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中間貯蔵施設の建設のおくれによる問題についてのおたただしであります。国は中間貯蔵施設について当初平成27年7月より除染除去土壌等の搬入を行うとの見解を示しておりましたが、平成26年11月に開催された仮置き場等での保管継続に関する市町村説明会では、中間貯蔵施設に伴う地権者との交渉が難航しているとの理由により、直ちに全ての土壌等を搬入できる状況ではない旨の説明がなされたところであります。このことに伴い、各市町村で設置されているほぼ全ての仮置き場において、当初地権者等と交わされた期限内に搬出ができない現実が明らかになり、各市町村ではその対応に苦慮しているところであります。

さて、矢吹町内の仮置き場用地借用期間につきましては原則3年間とし、柿ノ内地区、田内地区が平成28年3月31日まで、現在施工しております堰の上仮置き場につきましては平成29年3月31日までとなっております。ただし、土地賃貸借契約書において、放射性物質の搬出が国の設置する中間貯蔵施設への期間内に完了しない場合は、町・地権者協議の上延長するものとするとなっており、現状では契約期間内での全ての除去土壌の搬出作業が極めて厳しいことから、搬出の状況を見きわめ、地権者及び地元行政区等に十分な説明をしながら契約期間の延長をお願いしてまいりたいと考えております。

また、今後町内にもう1カ所の仮置き場を設置する予定であります。借用期間は仮置き場の供用開始からおおむね3年程度で地権者との交渉を進めるものの、現実的にはそれ以上の期間を要することが想定されるため、地権者に十分な説明をしながら、現在設置している仮置き場同様、ただし書き条項を設けて契約期間の延長のお願いをするなど、問題が生じないよう最大限の努力をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、大木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） それでは、再質問させていただきます。

初めに、駅コミュニティプラザに対する再質問ですけれども、町の考えとしては、公募してそれをヒアリングして、ある程度、先ほど町長がおっしゃったように、町のPRとか情報発信を含めた管理業務を指定管理業者さんをお願いしてやってもらうというようなお話ですけれども、もし仮に、それだけのことを受けてくれる団体がもし見つからなかった場合は、町直営でやるのかということを考えているのかということも一つお聞きしたいのと、指定管理団体がもしあらわれたとしても、結局、町の情報発信あるいは観光、特産品の販売促進とかあとは企業誘致とかも含めて、その辺は指定管理団体をお願いしても、ある程度の限度があると思うんですよね。発信とか、私がさっき言ったような写真パネルを張るとかそのくらいはできるとは思いますが、積極的にやはり進めていくのには、それらをやる専門部署が私は必要だと考えているんですよ。

現在、町内のイベントは主に生涯学習課が担当しています。あとは町外での販売促進やPR、あとは町外から矢吹町に、「田んぼの学校」とかいろいろありますけれども受け入れる場合も産業振興課、あと企業誘致とかも産業振興課が主に担当していますけれども、現在の産業振興課もいろいろ、例えば多面的機能支払交付金事業、今年度から5年間新しく始まりますけれども、そちらの仕事をやったり農地災害の復旧事業もあるし、放射能対策もあるし、農業委員会の仕事もある、そして商工業の振興もやらなきゃならないと。そうすると、それ以上に情報の発信とか企業誘致等いろいろ出てくると、なかなか片手間ではできなくて負担が大き過ぎると思うんですよ。だからそのためにも、それなりのノウハウを持った人を外部から登用して、それにある程度の若手職員2人くらいつけて、昨日もいろいろ専門的な職員を育成すべきじゃないかという案も出ていましたけれども、やはりそういうノウハウを持った職員を育てていくのも、これからの町にとっては必要じゃないかと思うんですよ。

だから、現在いろいろ単発的な販促やイベントなどをやってはおりますが、それでは効果が低いと思うんです。それは首都圏に行けばわかりますけれども、毎日全国から来て、そういういろいろなことをやっているわけですから、だからそれと同じようなことをやっても、大した、私は効果が薄いと思うので、やはり年間を通して力を入れて、そういう観光イベント、特産物の販売にしても企業誘致にしても、専門的に日常的に発信していく、そういう部門もやはりこれからは大事な部門じゃないかなと思って、その辺を、その専門部門に企画や事前準備とかその辺を段取りしてもらおうと。そして、いろいろやるときはそれぞれの担当課も一緒になってやっていくという形をつくっていかないと、なかなか発信は難しいんじゃないかなと思います。

例えば、福島県では観光交流課というのが、空港の利活用の促進ですか、韓国とか台湾からチャーター便を飛ばしてもらって、例えば冬だったらスキー、あとは春だったら花とか、そういう観光も含めて企画したりとか、あとは企業誘致は企業局がやっていますけれども、そういうような専門的に考える部署もやはりこれからは必要じゃないかと思うので、それも含めて駅コミュニティセンターをそういう情報・観光の発信地にしてほしいというのが私の考えであります。そのことについてもお伺いしたいと思います。

あと、駐車場と東口の間、歩道がないというのは町長も認識しておりますが、確かに街灯は3つしかないん

ですよ。夜通ってみるとわかるんですけども、男でも不安なくらい暗いんですよ、駐車場に行くまでが。だからその辺を何とか、もっと明るく安心して歩けるような整備をしてほしいと思います。

それで、今のあそこにJR保線区の使っていない建物があるんですよ、あれは、2階建ての建物は外壁の一部はひび割れているし、外側の天井の部分はもう抜け落ちています。犬走りが割れて陥没している、あとは平屋の車庫はツタで覆われていると。その間にある外の手洗い場は傾いた状態、そういう状態なものですから、これから子供の屋内外運動場、ちょうど目の前にその建物があるわけですけども、景観上好ましくないと。もっと危険だと思うのは、子供たちがそこに入り込んだ場合、陥没している犬走りとかの間に入ってけがをすおそれがあると私は見ているんですけども、そういう意味でも早急に撤去してもらえるように、これは申し入れてほしいと思います。

あと、やはり子ども屋内外運動場に来るには電車で来る方もいますけれども、車で来る方もかなりいると思うんですけども、子ども屋内外運動場にとめられる台数は私把握していませんけれども、それで十分間に合う台数が確保してあるのかどうかというの、多分そんなに、わかりませんがいいんじゃないかなと。そうすると必然的に駅の東口の駐車場を使うと。そこでおりて、運動場までやっぱり小さなお子さんも含めて保護者の人は歩いて来なきゃならないと。そういう意味でも歩道の整備はぜひやってもらいたいと思います。

あと、仮置き場、3年ごとの契約ということで、中間貯蔵施設ができればみんな不安がらないで貸してくれるんだろうと思いますけれども、今の状態だと、貸してもいいけれども何年置かれるかわからないという不安のほうが強くて、なかなかうんと言えないという状況のような気がするんですけども、例えば原発の補償金を線引きされたように勝手に線引きされて、県南会津は線量が低い地域だから中間貯蔵施設ができて搬入は後回しにしてくれというようなことを言われるおそれはないのかどうかということも確認したいんですけども、あとは、中間貯蔵施設はもういっぱいになっちゃったので、県南会津のほうのちょっと線量の低い地域はそのまま仮置き場に置いてくれないかというような最悪の状態も考えられないこともないので、その辺も含めてきちっとやっぱり国には申し入れていただきたいと思うのと、あとは、なるべくはっきりした時期を明言して、どういう方法で何年後には全部県内の仮置き場から中間貯蔵施設に運び入れますよという確約を、ぜひ国のほうに早く示してほしいということをお願いしたいんですけども、その辺をもう一度質問いたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

駅のコミュニティプラザ、この後指定管理者を選定して決めていくわけですが、そのものの利用等について新たな提案をいただきましたことを感謝申し上げたいと思います。

まず、1点目の、公募してヒアリングして選定するということについては、スケジュールにのっとり進めていくわけですが、決まらない場合はどうするんだというような、まず最初の質問ですが、これについては最善を尽くしていくと。万が一決まらない場合については、当分の間町で運営する、そういう形で進めていきたいというふうに思っております。繰り返しになりますが、公募者が出ていただくと。優秀な公募

者が出て選定できることを、町としては最善の努力を払っていきたいと思います。

決定した場合、町のPR、情報発信、企業誘致等を含めて、そうしたことが果たしてその選定する受託先の指定管理者にできるのかと、そういうおただしでございますが、これらについては、ヒアリングの際に十分にそうした能力があるかどうか、そしてそのヒアリングの内容を見きわめて最終的には審査して決定していきたいというふうに思います。ただ、すぐに効果が発揮されるかどうか、そして思うように今町が考えていること、さらには大木議員が新たに提案していただいた内容を十分に発揮していただくというのは、本当に難しい部分もあるんだろうというふうに思っております。

今、町では、産業振興課で商工観光係というようなことで係は持っておりますけれども、しかし、そうしたことと指定管理者の間で連携をしたといえども、なかなか厳しいのではないかなというようにおただしについては、私もそうしたことについては容易に想定できないまでもないということで、専門部署ということも含めて考えております。今現在、産業活性化支援センターということで、町の情報発信も含めてさまざまな役割を担っていただくために立ち上げているわけですが、そうしたことを含めて、さらに活性化支援センターの役割を、人の充実も含めて十分に機能できるような、そんな形でのセンターを支援していただくような内容でも考えていきたいというふうに思っております。今現在は産業振興課の仕事をしておりますけれども、こうした事業等については、まちづくりの観点から、さらには観光の観点からということ、さらには産業振興の観点からということで、企画総務課、産業振興課、そうしたことで各課横断でそうしたことも今後十分に協議をしながら、今、議員が提案していただいた内容等について、十分にそうした機能が発揮できるように考えていききたいというふうに思っております。今後も、日常的に町としてコミュニティプラザを良好に運営していけるよう、町と指定管理者の間で十分協議をしながら進めていきたくて考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2点目の駅東口と駐車場の件でございますが、街路灯の3基、非常に私もあそこを歩いて問題が多いというふうに思っております。この後、屋内外運動場ができた場合にどのぐらいの照度を保てるかということを検証させていただきたいと思ひます。それでも十分でないというようなことが結果的にわかれば、十分な照度を確保するために街路灯の増設、そうしたことも視野に入れていきたくてというふうに思っております。

また、JR保線区の建物、私も現場を見て大木議員と同じようなことを考えさせていただきました。非常に老朽化が甚だしい、子供にとり危険だろうと。さらには、立派な建物ができてあの建物が邪魔になって、景観的にも損なわれてしまうのではないかなということについては全く同感でございます。JRの建物でございますので、撤去も視野に入れながら今後どうしていただくかということについて、JRのほうとも話し合いをしながら、できれば撤去、もしくは今問題になっている老朽化の改修、そうしたことも含めていろいろな話が出てくるんだろうと思ひますけれども、そうしたことを頭に入れてJRのほうに申し込みをしていきたくてというふうに思っております。

もう一つの、屋内外運動場の駐車場、現在のところ6台ということで、屋内外運動場の駐車場については6台を予定しております。これで十分とは思っておりません。その不足する駐車場につきましては、町の駐車場、それも視野に入れております。さらに、どうしたことで駐車場が確保できるかということも含めて、今後、屋内外運動場を利用する方のために駐車場の確保ということについても視野に入れながら検討していきたくてい

うふうに考えております。

仮置き場の件でございますが、3年の期限、非常に、全ての仮置き場の汚染物質をこの時期に搬出する、中間貯蔵施設に搬出するのは難しいというような説明を先ほどさせていただきました。ただ、契約の条項にただし書きをつけまして、その後の話し合いによって契約期間が延長できるというようなそんな条項も盛り込ませていただきましたので、先ほども答弁させていただいたように、この期限をさらに延長するというのも、今後引き続き話し合いを続けていく考えでおります。

仮置き場の汚染物質の中間貯蔵施設への搬出については、きのうも話をしてまいりましたが、国のほうではパイロットということで、パイロット輸送というようなことで話をしておりますが、それらについては1,000トン、しかし、矢吹町に今現在既に1万1,000トン、もう既に仮置き場に搬入されておりますので、このパイロット輸送の分だけでは到底全てというわけにはいきません。この後も山林の除染、さらにはため池等の除染、そうしたことを考えると、いつ矢吹町の仮置き場の汚染物質が全て運び出されるのかということで、ちょっと本当に心配な向きがございます。したがって、今後はできるだけ早く中間貯蔵施設への搬出ができるよう、県並びに国のほうに要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1点つけ加えさせていただきます。先ほどの駐車場で、屋内外運動場の駐車場が足りるのか、それで、代替案として駅の駐車場ということで話をさせていただきましたが、駅の駐車場については2時間無料というような形で、そうした措置もとらせていただくこともつけ加えさせて説明させていただきたいと思ひます。

以上で、大木議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） どうしても、いろいろな町のこれからのことを考えると、やはり専門的部署が、先ほど、企画、産業振興課、話し合っているいろいろな考えているとは言っていますけれども、最終的には専門的に担うような部署が私は必要だと思うんです。そして、そこで若手職員も育成して、常に矢吹町の情報を発信するのはその部署だと、そうでないと、例えば産業振興課に、じゃ、矢吹町への移住を考えたいんですけども詳しくお話を聞かせていただけませんかという問い合わせが来たときに、担当者は今別な仕事でいませんか、課長は出張でいませんかかってすぐ対応できないと思うんです。そういうのも含めて専門部署があれば、そこですぐ答えられると。そういうようなのをぜひ私は必要じゃないかと。それは、私としては、駅コミュニティプラザにそれを置けば、安全管理の面もあるのでぜひやってほしいとは言っていますけれども、そこまでもし可能でなければ、町の中に、役場の中にそういう部署も必要だと思うんですけども、その辺をもう一度町長の考えをお伺ひしたいのと、町の駐車場2時間無料ということも考えているということですけども、既に2時間無料なんですよね、あそこは。新たな、今のを考えているようなお話ですけども、そうじゃなくて、もともと2時間は無料なんです。その辺を確認したいんですけども。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、大木議員の再々質問にお答えさせていただきます。

駅のコミュニティプラザ、良好な運営をするためには専門部署の設置が必要ではないかということでございます。現在のところそうした考えはなかったわけでございますけれども、新たな提案として専門部署の設置についても、今、町のほうで緊急的なもので、例えば除染対策室、復興に向けた復興推進室、そうしたものもその時々に応じてつくらせていただいておりますので、今後は駅コミュニティプラザ、町の情報発信の場、PRの場所、物産品の販売、企業誘致等も含めて、あらゆる部門において有効な場所と考えておりますので、専門部署の設置についても前向きに検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、駅の駐車場については説明不足ですみませんでした。今現在、駅駐車場2時間無料と。屋内外運動場については2時間を超えた場合には減免するような方向で今検討中でございますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思っております。

以上で、8番、大木議員の再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 以上で、8番、大木義正君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◇ 加藤宏樹君

○議長（諸根重男君） 続きまして、通告8番、3番、加藤宏樹君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 加藤宏樹君登壇〕

○3番（加藤宏樹君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

同僚議員と多々重複するところがございますが、私なりの観点から質問をしたいと思っております。

大見出しとして、矢吹町の20年後を見据えた将来の展望を問うということから始まっておりますが、現在町では都市マスタープランの作成にご尽力されていることと思っております。町の将来を示す重要なプランと考えております。マスタープランは22年後までの、平成28年から20年間ということだと思いますので今からは22年後だと思っておりますが、それらに関連した質問を項目ごとに行い、20年後のためにどのような政策や施策を考えているのかをお尋ねしたいと思います。

まず、道路整備計画についてなんですが、旧国道と石川街道の都市計画道路としての整備計画はお示しいただきましたが、矢吹町の駅の北側に対面通行可能な踏み切りなり跨線橋なりアンダーパスなりが必要だと思うんですが、実現可能かどうかをお伺ひいたします。

次に、開発地域の拡大についてということで、工業団地としては赤沢工業団地や丸の内工業団地を町は候補地として推進していると思うんですが、川合運輸やレンゴウさん、ああいった工場を見た方は、やはり広い道路に面した平らな土地というのを求める会社も多いと思うんです。そこで、石川街道、棚倉街道、産業道路、その他広い道路というのが矢吹町にもいっぱいあります。そういった道路沿いの第一種農地または農振地域というものの見直し等を行い、場合によっては規制を緩和していくという、そういうつもりがあるかをお伺ひいたします。

次に、農業政策や農家対策について。

矢吹町の基幹産業である農業、この発展なくして当町の発展は考えられません。農家の存続は人口維持にも大いに寄与するものと考えます。農家及び農家従事者の維持に対する町のオリジナルの支援策等があればお示



しいただきたいと思います。

次に、人口増加、企業誘致等についてですが、人口増加については、西白河郡内では西郷村ぐらしかふえていきません。どの市町村も減っていきます。矢吹町の人口増加という目標を掲げるのであれば、よほど画期的な施策でもない限り実現は不可能だと思います。人口減少率の低さを保つことが今後の課題となると思います。何か対策はあるのかをお伺いします。

次に、企業誘致なんですが、民有地等に対して矢吹町に企業が進出したいという場合、市町村が一旦土地を取得して、それを提供するという三者契約の手法で取り組んでいる市町村もごさいます。不動産屋の仲介程度のことで、町の企業誘致に対する本気度が感じられません。今後積極的に関与し取り組むつもりがあるか、お伺いいたします。

次に、小学校の統合の問題についてですが、小学校の統合については複式学級になるおそれがある場合、早急に対応するつもりはないという答弁はいただいております。複式学級になる要件としては各クラス8名以下というのが基準だと思われませんが、そういうおそれがある場合に統合の問題があること、必要性について、早目に町民に知らしめ浸透させておく必要があると思います。人口推計データからいきますと、矢吹町は2025年、各学年平均ですが130人程度になる見込みです。2035年には100人程度と推計されております。矢吹町だけが人口減少率が低くて少子化率が低いなんていうことは考えられませんので、そういった方向でいくというふうに考えております。早目に問題提起をし町民と議論する必要があると思うが、町はどう思っているかをお伺いいたします。

次に、西側の再開発ということで質問ですが、いわゆる中心市街地、駅の西側、旧国道を中心とした本町、中町の区画整理事業等を含めた、将来西側全体の発展のためにも再開発をしておくべきと考えるが、町の考えをお伺いいたします。

以上、答弁のほうをよろしくお願ひします。

○議長（諸根重男君） ここで、答弁を求める前に暫時休議いたします。

(午前10時56分)

---

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

(午前11時09分)

---

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、3番、加藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、東日本大震災からの復興と位置づけた主要道路の整備計画についてのおたがしであります。奥州街道につきましては、東京大学生産技術研究所や矢吹町中心市街地復興協議会などと連携しながら、道路整備とあわせ景観計画策定も見据えた景観誘導地区として位置づけ、事業実施に向け検討しております。

現在、災害公営住宅が計画されております旧円谷呉服店周辺を景観モデル地区に選定し、車道はそのままに

歩道を広げ景観も統一するなど、車優先から歩行者優先にする取り組みを実施し、その様子を町民の皆さんに確認していただき、その後の整備実施につなげていく考えであります。

一方、旧石川街道についてであります。町の中心部を東西に貫く主要な道路であり、有事の際には重要な輸送路、避難路となることから、道路拡幅の予定を平成24年に行いました復興道路町民説明会において説明させていただきました。しかし、奥州街道も同様であります。当初復興交付金による事業の実施を予定しておりましたが、復興庁から交付金に該当させることは難しいとの指摘を受けており、財源の確保が困難な状況であります。このような状況ではあります。今後有利な補助事業の採択に向けた要望と並行し、現在更地となっている沿道の土地についても、土地開発公社の協力を得ながら道路用地確保のため用地の先行取得に組み込み、事業採択の際にすぐに着手できる体制を整えていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、中央幹線道路整備に関するおたがしであります。北側の幹線道路として都市計画マスタープランや都市計画道路網計画書に位置づけられた中央幹線につきましては、その後の経済情勢の変化や財政事情等により用地買収や既存建物の補償費等の財源捻出が厳しくなり、また、地権者からの理解も得られなかったことから、第5次まちづくり総合計画後期計画より事務事業としての位置づけを中止したところであります。さらに、(仮称)北部立体交差道路につきましても、都市計画マスタープランでは将来地域構造の交通軸として位置づけされておりましたが、平成10年に策定した都市計画道路網計画書では、将来的に市街地部が拡大され市街地が成熟した際に検討する路線と位置づけを変更し、現在整備に関する計画はございません。しかし、町の北側を東西に結ぶ道路については、幅員が狭小な区間があり通行に不便を来していることは以前から認識しておりますので、新たな都市計画道路として通行の不便さが解消できる路線を検討してまいりたいと考えております。これら選定に当たりましては、近隣住民の皆さんを初め関係者の皆さんと十分協議を深めながら、事業着手に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、都市計画マスタープランの進捗状況についてのおたがしであります。東京大学生産技術研究所と連携し平成24年度から見直しを行っており、この先20年の将来像やまちづくりの方針についての案が固まりつつある状況であります。これらにつきましては、今年度できるだけ早い時期に議員の皆様へ概要を説明させていただく予定であります。

なお、上位計画であります第6次まちづくり総合計画が平成28年度より運用を開始されることから、都市計画マスタープランにつきましても、それに沿った内容とし平成28年度に運用を開始する予定でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本年度の道路整備計画についてであります。社会資本整備総合交付金事業において6路線、臨時地方道路整備事業で4路線、道路拡幅を行わない生活道路整備事業の現道舗装工事で10路線、合計で20路線、総事業費約3億6,000万円の道路整備を計画的に進めております。特に平成17年度から事業に着手しました、道路拡幅を伴わない生活道路整備の現道舗装工事は年間約10路線を目標に整備を進めており、住民の皆さんの要望の高い事業であります。今後も、道路利用者の利便性の向上及び歩行者の安全対策も含め、地域の要望に応じた道路整備を計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、開発区域の拡大についてのおたがしであります。町中心部に設定されている用途地域の規制による

企業誘致等の開発規制の有無及びそれら規制緩和による環境改善の必要性についてのおただしと思われまので、これら内容について答弁させていただきます。

まず、まちづくりの基本となる都市計画について答弁させていただきますが、都市計画とは、都市計画法第4条に、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画と定義されております。つまり、大勢の人が集まり働き生活する市街地や住宅地に工場などの大きな建物が建てられると、周辺の住宅では日当たりが悪くなる、また、工事用に出入りする人や車で騒がしくなり交通量がふえ危険性が高まるなど、周辺との調和を図る用途地域の設定がなければ多くの人に迷惑がかかることとなります。このようにならないためにも、土地の使い方や建物の建て方について、ルールを初め、その後の関係性を考え町の発展に寄与する計画が土地計画であります。その一つが用途地域であり、主に矢吹駅を中心とした市街地約390ヘクタールについては、住宅や商店、工場などの建物の種類や高さに関する制限、建築面積についての制限など、地区割りによって機制化を図り、住居、商業、工業をそれぞれの地域に集積する考え方によるまちづくりを推進しております。これにより地域内の乱開発の抑制が図られております。用途の規制が原因で企業が立地できないなどの認識はしておりません。

また、現在の用途地域につきましては、都市計画に沿った適した用途地域であると考えております。しかし、社会情勢の変化や民間企業の進出などにより、一部の地域で拡充や縮小、用途の変更が必要な箇所があることも事実であります。検討が必要な地域については、現在都市計画マスタープランの見直しに合わせ用途地域の見直しも行っており、土地の利用状況などのデータや住民の皆さんの意見を集積しながら、基本的には国が進めるコンパクトなまちづくりを踏襲し、市街地の拡大・分散を抑え、中心市街地には店舗等を集積していく方向で考えております。

なお、農業振興地域につきましても同様であり、豊かな農村地域を守っていくために必要な規制であります。これを緩和してしまうと、まちづくりの根本が崩れ、めり張りのない町へ変わってしまう可能性も出てきます。企業誘致につきましても、町にとっては大きな影響を持つことは十分承知しておりますが、立地に適した地域への誘導を図り、住民と企業が互いに快適に共存できる環境づくりを目指してまいります。なお、用途地域や農業振興地域の見直しにつきましては、来年度から取り組む予定であり、以後おおむね10年を目途に見直しをかけていく考えでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業政策についてのおただしですが、初めに、米価下落対策について薄葉議員への答弁と一部重複いたしますが、本年度の主食用米の販売価格は昨年と比較して大幅に下落しており、国の助成金である経営所得安定対策交付金についても半額となり、稲作農家の経営が憂慮される事態となっております。白河市及び西白河郡町村との協議を踏まえ、本町においても米販売農家の支援策として平成27年度の水稲用種子購入費の2分の1を助成する補正予算案を本議会に上程したところであります。

また、議員おただしの20年後の将来を見据えた農業振興政策についてであります。目指すべき将来の姿として、「みんなで支え創造するわたしのふるさと」「さわやかな田園のまち・やぶき」を掲げている本町にとって、農業というものは単なる基幹産業にとどまらず、矢吹町の代名詞でもあるかけがえのない存在であると認識しております。しかしながら、これまでの国による農業政策の目まぐるしい変遷、特に現在交渉が進められているTPPは、日本の農業の形を変えるほどの問題であり、現在我が国の農業・農村を取り巻く情勢は大

きな岐路に立たされております。また、今年度は、農地中間管理機構や多面的機能支払制度の創設、さらには経営所得安定対策や水田フル活用と米政策の大幅な見直しなど、国の農業政策の大転換期も迎えております。

このような状況の中、永続的な営みを続けるには、長期的な視野に立ち、前述の新たな農業振興制度等を活用することや町農産品による6次化商品の開発、さらには付加価値の高い作物栽培等へ取り組むことが重要であると認識しております。これら取り組みにより本町の農業を持続的に発展させ、ひいては将来を展望できる魅力あるものとし、農業経営の安定・向上が実現されるよう関係機関と十分連携を図りつつ、それぞれの施策を積極的に推進する必要があります。折しも現在のまちづくり総合計画は平成27年度が最終年度であるため、平成28年度から開始する第6次矢吹町まちづくり総合計画の策定に取りかかったところであります。

今後は、将来の取り組みについての素案も広く町民の皆様を示しながら意見を聴取し、「さわやかな田園のまち・やぶき」を実現する農業政策を町民の皆様と一体となりつくり上げてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、人口増加対策、企業誘致対策についてのおたただしであります。民間研究機関日本創成会議は、このまま若者が東京圏に一極集中する現在の人口移動が続いた場合、2040年には523の市町村が人口1万人を割り込み消滅する可能性があるとの推計結果を発表しました。推計結果では、20歳から39歳の女性人口に注目し、2010年と比べて2040年には5割以下に急減する自治体が全体の49.8%、896人に上るといい、さらに人口が1万人を切るとそこから一気に人口が減り、行政としての機能の維持が困難になると指摘しております。このため日本創成会議では、「ストップ少子化・地方元気戦略」の基本方針を示し、「人口減少の深刻な状況について国民の基本認識の共有を図る」「長期的かつ総合的な視点から、有効な政策を迅速に実施する」などの提言がなされております。国立社会保障人口問題研究所の平成20年の推計値を見ると、矢吹町の人口は平成35年には1万4,878人になるとの予測であります。このことから、このような推計を受け入れながらも、地域として生き残れる持続可能なまちづくりの考え方が今後求められることは、大変重要な問題であると認識しております。

今後は、現在取り組んでいる子育て支援策や若者定住策など各種施策を充実させることはもとより、本年度は子育て支援新制度に向け子ども・子育て会議を設置いたしました。現在、来年度の新制度スタートに向け、これまで子ども・子育て会議を4回開催し、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた検討が進められており、年度末には具体的な事業計画が完成する予定であります。

また、平成28年度からスタートする第6次まちづくり総合計画においては、人口減少社会を前提とした計画づくりをせざるを得ない状況においても、人口増加を目指すことを重要課題として捉え、そのために必要な対応策を講ずるべきであると考えております。

さらに、本年8月に設置しました、町職員で構成する子育て支援・少子化対策プロジェクトチームでは、本町の人口減少の大きな要因の一つが20代から30代の人口流出であると分析がされております。このことから、現在、移住・定住対策、子育て環境の充実、シティセールスの充実、アクティビティの充実、雇用の確保と企業就業の支援の5つをテーマとして先進地の事例調査を行い、住宅地の開発等も含め、本町で取り組むべき人口増加策の事業について検討を進めているところであります。

次に、企業誘致対策についてのおたただしであります。現在、現在既存の企業進出適地としては堰の上地内

の矢吹テクノパーク及び北浦地内の福島県矢吹家畜市場跡地等がありますが、テクノパークにつきましては、4月以降数社の引き合いがあり、その都度現地案内等を行っておりますが、進出決定には至っていない状況であります。また、家畜市場跡地についても、現在1社が進出を検討している状況であるほか、これらのほかにも堰の上地内の未利用地に進出する意向がある企業も1社あり、現在当該企業と町との間で誘致に対する協議を実施しているところであります。また、昨日、鈴木隆司議員に答弁させていただきましたとおり、第二苗畑地区復興工業団地においても誘致活動を鋭意実施しているところであります。

さて、議員おただしの矢吹インターチェンジ周辺地域以外、具体的には通称産業道路といわれる町道松倉・大池線や県道石川・矢吹沿線等における工業地帯としての開発の可能性についてであります。現在、平成27年度末の完了を目指し、矢吹町都市計画マスタープランの見直し作業を行っておりますが、その中において工業拠点として位置づけられている地域は、矢吹インターチェンジ周辺及び丸の内地内です。これら2つの地域は、町が造成した赤沢工業団地及び丸の内工業団地が所在し、その周辺にも工業集積に十分足り得る未利用地もございます。また、このほかにも、既に進出した企業が集積している地域もございます。町といたしましては、無秩序な開発を避けるためにも、これら地域への集積が先決と考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

第6次矢吹町まちづくり総合計画では、人口減少を前提としながらも矢吹町のポテンシャルを最大限生かしたまちづくりを進め、計画人口の目標を示しながら、持続可能なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、小学校統合問題についてのおただしであります。青山議員への答弁と一部重複いたしますが、町内4小学校の中でも、三神小学校、中畑小学校、矢吹小学校は地域の学校として長年の歴史を持ち、また、善郷小学校も今や町内一の児童数となり地域の学校として親しまれております。このように、各小学校とも地域の人々にとって愛着ある学校として思い入れも強く、学校のため、子供たちのためと、行事のあるたびに学校を訪れてご支援・ご協力をいただいております。また、子供たちの作文・絵画・統計グラフの入賞やスポーツ面での活躍等が町広報紙や新聞等で報じられるたびに、地域の方々の、勇気づけられる、うれしいという声も町に寄せられております。それぞれの小学校が特色ある活動に取り組み大いに成果を上げていることは、まさに地域の宝、町の宝として誇りに思っているところであります。

本町の小学校は、単なる教育の場だけでなく、地域の文化・歴史・生活などあらゆる分野の核となる存在であり、矢吹から離れて暮らす方々にとっても懐かしさに浸ることのできる、ふるさと意識のよりどころでもあります。また、町としましては、子育て支援・少子化対策にもしっかりと取り組み、若者定住化や子育て環境のよりよい整備にも努めてまいりますので、現在の状況の中では統合を検討することは時期尚早であると考えております。しかし、以前に教育長から答弁があったとおり、小学校の複式学級が心配される状況や地域の方々から強い要望がある場合、教育の機会均等、施設設備の充実等の視点から、統合は検討すべきであると考えております。

なお、詳細については教育長より答弁させますが、町の宝である子供たちの健やかな成長のために、よりよい学校教育の保障と安全・安心な学校生活を送れるように、今後とも最善の施策を講じてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、西側開発についてのおただしであります。まず、町がこれまで想定してまいりました西側地区とは国道4号から西の地域を指しておりましたが、議員おただしの西側とは、JR東北本線と国道に挟まれた新町から北町の住宅密集地であると思われまますので、その地域における再開発の考えについて答弁させていただきます。

再開発、つまりは区画整理事業を指しているわけでございますが、現時点でこの地域における区画整理事業を行う計画はございません。区画整理を実施するには、居住されている皆さんからの同意が必要であること、事業費が膨大となること、事業期間も相当必要になることから検討は行っておりません。町では、現在奥州街道を中心に、豊かな歴史資源や恵まれた交通条件などを生かした町並み景観など、特色あるまちづくりを考えております。しかしながら、大型店舗の進出や国道4号の4車線化など社会情勢の大幅な変化により、区画整理が必要であるとの判断に至った際は、情勢におくれることなく事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で3番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、こんにちは。

3番、加藤議員の質問にお答えいたします。

矢吹町の20年後を見据えた将来展望としての小学校の統合問題についてのおただしであります。青山議員への答弁と一部重複するところもございますが、現在の本町の小学1年生から6年生までの児童数の1学年当たりの平均は155人です。現在のゼロ歳児数から見ますと、今後の4小学校における児童数の推移を見ますと各学年140人から150人前後になると予想され、急激な減少はないものと見ております。

現在、統合する予定の郡山市西田地区の5つの小学校はいずれも全児童数10人から50人、石川町の石川小学校以外の5つの小学校はいずれも全児童数14人から49人、矢祭町の東館小学校以外の4つの小学校はいずれも全児童数が18人から78人です。石川町の沢田小107人と野木沢小117人の2校は、複式学級になった場合は統合する予定となっております。この3市町の場合を見てもわかるように、統合する小学校の全児童数はいずれも十数人から数十人の規模で、複式学級がほとんどであります。

私はさきの議会において、児童数の減少により複式学級が見込まれる場合は、地域の皆様、議員の皆様、広く町民の皆様のご意見をいただきながら統合を検討したいと答弁してまいりました。基本的な考えは同様であります。矢吹町の4小学校は、町長答弁にもありましたように地域の学校として長く親しまれた学校であります。しかし、議員おただしのように20年後を見据えた将来展望という意味はよくわかっているつもりです。それは、将来の人口が国立社会保障人口問題研究所の推計のように減少の一途をたどるとすれば、20年後、我が町の総人口は1万5,000人を割り込みます。4小学校合計の児童数も1学年当たり多く見ても120人前後になると思われまます。現在よりも学年当たり30人の減少となり、4小学校合計で720人くらいまで減少する見込みであります。では、個々の小学校が複式学級になるかということ、そこまでの予測は出ておりませんが、事前に備えておかなければならないと考えております。すなわち、私の私見でありますけれども、1つの小学校の複式

学級が到来する場合には順次統合を考え、4小学校を一つにすることを前提に統合を考えていくべきであると考えております。なお、議員ご指摘のように、今後の各小学校等の児童数等の見通しについても公表してまいりたいと考えております。

人口減少ということは予測されるわけですが、ただし、矢吹町は手をこまねいて人口増加対策を講じないのでしょうか。いいえ、そんなことはないと考えております。現在、役場内に子育て支援・少子化対策プロジェクトチームを発足させ、また、子供・子育て支援会議等においても、子供を産み、育てやすい町となる具体的な対応・対策を講じていく施策が構築され、人口減少どころか人口増加となることを信じていきたいと念願しております。もちろん、そのような予測のもとであっても、さまざまな状況に備えて最善の学校教育体制を確立すべく統合問題についても対処してまいりますので、ご理解とご協力を切にお願いいたします。

以上で、3番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（加藤宏樹君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、3,000万ほどの予算をかけてマスタープランがつくられているかと思います。果たして、第三者がつくるこのプランが当町にとって最善の方向性を示すものとは思えません。本来は町民と一緒にになって作成されるべきだと思うが、プランの概要を町民や議員に示していただき、早急に町民の意見を把握する必要があると思います。いつごろ公表し、またそれらについてアンケート等を実施する予定があるのかをお伺いします。また、都市マスタープランの作成は町独自ではできないのかもあわせてお伺いします。

次に、農家政策についてですが、サラリーマンは仕事を探して転出もできます。商店も売り上げの上がるころに移転もできます。農家は土着で、なかなか移転できないですね、そこで生活するしかないんですよ。今まで国を、県を、町を支えてきた農家が存続することが、この矢吹町にとっても非常に重要で大切なことだと思うんです。町が積極的に農家の後押しをする、極端に言うと農協みたいなことをやる、それぐらいの覚悟、施策はあるかをお伺いいたします。

次に、小学校の統合問題で、20年後までに、20年の間に中畑小と善郷小の建てかえというのが到来しちゃうかと思うんですが、それらを存続させるということになりますと、自動的に4小学校のままでいくということになってしまうかと思うんですが、善郷小だけがこのままいくと肥大化してしまう、三神、中畑は、これは児童数が減少すると。経費の効率化の面でもやはり検討が必要であるというふうに考えますが、その辺の町の考えをお伺いいたします。

それと、西側再開発は正式な区画整理じゃなくて、碁盤の目のようにきちんとしろとそこまで言うんじゃないくて、旧国道を都市計画道路として通すということであれば、それを中心に、南北には4本ぐらい道が通っているんですけどもそれを結ぶ東西の道路が少ないと思うんです。そういう道路を少しふやしてあげるとことで簡易的な区画整理事業、そんな大がかりな区画整理事業じゃなくて簡易的な区画整理をしてほしいと思っているわけですが、そういったこともできないのかをお伺いいたします。

その辺で、再質問をお願いします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、マスタープラン、第三者がつくるプランについては意味をなさないのではないかという点での質問でございますが、決してそういうことはございません。もちろん、町民の意見を取り入れるために今後最善の努力を、今までもしてまいりましたがこれからもしていきたいと思っております。

まずは、職員の間で役場内での検討委員会を立ち上げまして協議を進めておりますし、また、住民説明会でも今後説明を尽くしていきたいというふうに思っておりますし、もちろん議員の皆様にも案ができて次第説明をし、ご意見を伺ってマスタープランの中に盛り込んでいく、さらにはさまざまなパブリックコメントも含めてそうした機会を捉えて計画づくりにいそいでいきたいというふうに思っております。ご心配の向きについては、全く第三者のプランをいうことではなくて、多くの皆さんの意見、考え方が入ったプランであるということをご認識いただきたいと思います。

なお、アンケートの調査を実施しないかということについては今後検討していきたい。ただ、都市マスタープランの上位計画であります第6次総合計画づくりについては、5次の検証も含めてアンケートを実施しております。きのうも答弁させていただきましたように、多くの町民の皆様の考え方がそこで示されております。総振の中にあっては、加藤議員のおただしの将来の矢吹町についてさまざまな提案も含まれておりますので、もちろんそうした内容も都市マスタープラン等の中に盛り込んでいく、いわゆる総合計画と都市計マスタープランについては28年度から運用開始ということになりますので、そうしたことで相互連携を図りながらその計画づくりを進めていくということでございますので、相関係した内容になっていくというふうに私自身は理解しております。

さらには、中畑小学校と善郷小学校の問題を取り上げて、そのためにも今後どうすべきかというようなおただしでございますが、今まで答弁しましたように、学校についての歴史とか学校の存在意義、そうしたものを考えていくと、ここ10年、15年というものについては、4小学校でこのまま存続するという考え方は私も教育長も答弁している内容でございます。ただ、20年後、30年後という話になると、先予測まで人口推計は出ていくといえども、そうした内容に全て適した回答、答弁を今すぐ用意できるものではございません。そうしたことを含めて今後の小学校のあり方については、その時々、状況に応じた形で皆様と相談をしながら考えていきたいとそうように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

ただ、効率化という話が出ましたけれども、効率化だけでは片づけられる問題ではないと私自身は考えております。財政的な問題、効率化の問題もありますが、学校の存在意義というものはそのようなもので片づけられるものではないということもつけ加えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さらに、西側の再開発、大がかりな区画整理事業ではなくて簡易な区画整理事業ということでございますが、これらについては今までも答弁してきたとおり、これからのまちづくり総合計画、さらには都市計画マスタープランの中で今後協議を深めていきたいというふうに思っております。もちろん、計画案ができて次第、これらについては、先ほども答弁をさせていただきましたように議員の皆様にもいち早くお知らせをしながら、皆さんの考え方もその中に取り込んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。



大変失礼しました、1つ抜けてしまいました。農家の問題について1つ抜けてしまいましたので、答弁をさせていただきます。

農家が存続するという点については非常に大切である、町の基幹産業である農家なくして町の発展はないというようなその考え方、私も今までも説明してきたとおり全く同感でございます。今後も積極的に後押しし、町独自、さらにはJA、さらには各農業団体等々と連携・協力を深めながら、農業発展のために頑張っていきたいと、そのように考えております。そうした覚悟はあるかということについては、私も再三答弁させていただいているように、その気持ちで農業政策に取り組んでいるつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、3番、加藤議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

3番、どうぞ。

○3番（加藤宏樹君） じゃ、再々質問をさせていただきます。

それで、今アンケートの結果ということで、7月か8月に町民の一部にアンケートをしたかと思うんですが、その内容とか実態、結果の公表を含めて、どうなっているのかをお伺いいたします。

それと、農業ということで申しますと、将来への投資は先人たちがしてきたことであり、我々も未来への投資が必要です。未来永劫、永遠に生活が続くものと信じて活動すべきと考えております。地方の活性化は農業の活性とも現在言われております。国も県も町も、農家を見離して、自助努力で再生しろ、活路を見出せと言っても、これはかなり大変なんです。強いて言うならば、農地法の見直しや農振地域の見直し、第一種農地の指定の解除等を行って農地を自由に処分できるようでもしなければ、農家やめてどこかに行くというわけにもいかないですね。そこで、要は農地に規制や制限をかけているのであれば、国・県・町は農家を保護してしかるべきと考えるが、町はどう思っているのか。また、国・県へ農家の支援策を要望するつもりはあるのか、その辺もお伺いいたします。

それと、マスタープランについてなんですが、マスタープランというか、長期総合計画ですか、5年ごとに行われている総合計画ですが、これを町長の任期の4年に合わせて行っている自治体もあるかと思っております。そうすると、自分でつくって自分で結果を、一応何事もなければ見られるということですが、そういった案に今後変える予定はあるかをお伺いいたします。

それと、小学校の統合の問題で、地域の独自性やコミュニティとしての位置づけ、歩いて通える小学校というのはやっぱり私も理想とするところであり、大賛成です。でも、4小学校で当分やっていくと言うんですが、財政的に我が町は余裕があるとはとても思えないんです。希望的観測のみで、20年後、30年後に4小学校を維持していくことが、人数的にも財政的にも可能なかという疑問が湧いてきます。また、今、幼稚園・保育園の統合の問題も出ているかと思っております。それらを含めて、小学校の統合、さらには小中一貫校を見据えた議論が必要だと考えております。さらに、将来の負担軽減を図る意味でも、早期に検討委員会等を立ち上げて対処していく必要があるかと思っておりますが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 3番、加藤議員の再々質問に対し、お答えさせていただきます。

アンケートの件については、先ほど8月に町のほうで総合計画の検証も含めてアンケート調査を実施させていただいたという話をさせていただきました。これらについては、今内容等を集計、取りまとめ中でございますので、それらが取りまとめでき次第、皆様のほうにもお知らせをしていきたいと思っておりますし、都市マスタープランの案についても、この後、アンケート等についても実施していく考え方でおりますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思っております。

農業については、まさしく加藤議員が言われるとおり、私も全くそのとおりだというふうに思っております。先人たちが築いてきた矢吹町、農業を基幹産業とする矢吹町、町のテーマでもあります、みんなで支え創造する矢吹町を、田園のまち矢吹町をつくっていくということをテーマに掲げさせていただいているとおり、農業は、なくてはならない町の産業でございます。今後も未来に永遠に持続的な発展を続けられる、そうした農業づくりに邁進していくつもりでございますので、将来への投資ということについても十分に考えた上で農業振興策を図っていききたいと思っております。

さらに、農振地の問題についても先ほど答弁をさせていただきました。これらについては目的に一定のルールを設けて乱開発を防ぐ、しかし、全く見直しをしないわけではないというような答弁もさせていただきました。今後、どの場所を、農振解除の件も含めて町の計画をするかということについては、都市マスタープラン含めてその中で方向性、方針を打ち出していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

小学校、今後、当分の間ということで、5年、10年という期間の中で統合については考えていないという話は、再度繰り返しお話をさせていただきたいと思っております。しかしながら、将来にわたってということについては、先ほども答弁させていただきましたように、遠い将来についてはなかなか見通しを立てるのは難しい、統合が必要になるというようなそういう状況になれば統合をせざるを得ないというふうに思っております。財政的な問題も含めて、今から統合を視野に入れた検討委員会を立ち上げるべきだというようなこともございますが、そうしたことよりも、私自身は、財政的にやや厳しい当町においては、優先順序、費用対効果を考えながら、そうした財政危機的な状況に陥らないような経営・運営をしていきたいというふうに考えておりますので、そうした両面にわたっての町の運営、そうしたことに腐心してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

もう一つ抜けてしまいました。いっぱい再質問があったので、もう一つございました。

マスタープランの計画期間については、一応5次計画については10年、前期と後期、5年・5年というふうに分けさせていただいております。ご指摘のとおり、町長の在任期間の4年にしたらどうかということについては、そのような考え方で今後進めていくというようなことで今検討しておりますので、こうしたことについても皆様にお諮りしながら前向きに考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、3番、加藤議員の再々質問に対する答弁とさせていただきます。と思っております。

[発言する者あり]

○議長（諸根重男君） いや、総合時間で1時間ということです。

[発言する者あり]

○議長（諸根重男君） いや、質問と答弁で1時間ということです。

以上で、3番、加藤宏樹君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◎総括質疑

○議長（諸根重男君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

---

#### ◎議案・陳情の付託

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第80号については、8名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第85号、第86号、第87号、第88号、第89号及び第90号については、7名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思いますので、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

---

#### ◎発言の訂正

○議長（諸根重男君） 訂正箇所がありました。議案第80号と言いましたが、これは議案第84号です。失礼しました。

---

○議長（諸根重男君） 事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（水戸邦夫君） 大変失礼いたしました。それでは朗読させていただきます。

第1予算特別委員会、平成26年度一般会計補正予算を審査いたします。安井敬博議員、加藤宏樹議員、鈴木隆司議員、竹元孝夫議員、熊田宏議員、角田秀明議員、柏村栄議員、鈴木一夫議員。

第2予算特別委員会、平成26年度特別会計補正予算を審査いたします。薄葉好弘議員、佐藤幸市議員、青山英樹議員、大木義正議員、栗崎千代松議員、吉田伸議員、藤井精七議員。

以上であります。

○議長（諸根重男君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第70号、第71号、第74号、第75号、第76号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

次に、11月28日までに受理した陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

（午後 零時02分）



平成26年12月15日（月曜日）

（第 4 号）

## 平成26年第384回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成26年12月15日(月曜日)午後1時開議

日程第 1 議案第71号

陳情第 7号

審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決

日程第 2 議案第70号・第74号・第75号・第76号

審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決

日程第 3 議案第84号

審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決

日程第 4 議案第85号・第86号・第87号・第88号・第89号・第90号

審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第 5 議案第91号 中畑災害公営住宅建築工事請負契約の締結について

日程第 6 発議第10号 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を延長する立法措置を求める意見書(案)

日程第 7 発議第11号 矢吹町議会議員定数条例の一部を改正する条例(案)

日程第 8 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 9 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君	副 町 長 渡 邊 正 樹 君
教 育 長 栗 林 正 樹 君	企 画 経 営 課 長 阿 部 正 人 君
総 務 課 長 藤 田 忠 晴 君	税 務 課 長 三 瓶 貴 雄 君
町 民 生 活 課 長 会 田 光 一 君	保 健 福 祉 課 長 泉 川 稔 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 佐 久 間 一 幸 君	都 市 建 設 課 長 福 田 和 也 君
上 下 水 道 課 長 小 針 良 光 君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 兼 指 導 主 事 小 峰 光 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 井 戸 沼 寿 量 君	生 涯 学 習 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 梅 原 喜 美 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 水 戸 邦 夫	主 任 主 査 兼 次 長 角 田 哲 也
---------------------	--------------------------



---

### ◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さんこんにちは。ご参集まことにありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、携帯電話、私語は慎むようお願いいたします。

（午後 1時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（諸根重男君） それでは、去る12月9日の本会議において各常任委員会第1、第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

---

### ◎議案第71号、陳情第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第1、これより議案第71号及び陳情第7号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、2番薄葉好弘君。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。

総務常任委員会審査結果報告書。

第384回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1から6までは、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第71号、陳情第7号の審査結果は次のとおりであります。

議案第71号 矢吹町定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例。

本案は、定住自立圏構想推進要綱の規定により自治体間の連携を安定的に維持していくための定住自立圏形成協定の締結、変更または廃止を求める通告については、地方自治法第96条第2項の規定に基づいた議会の議決をすべき事件として定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第7号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情。

本件は、国の関係機関に平成27年3月31日でその効力を失うことになる東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限をさらに延長する立法措置について意見書の提出を求める陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第71号 矢吹町定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

これより陳情第7号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

#### ◎議案第70号、第74号、第75号、第76号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第2、これより議案第70号、第74号、第75号及び第76号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 皆さん、こんにちは。

それでは報告いたします。

文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第384回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1 番から 6 番までは記載のとおりですので割愛させていただきます。

#### 7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第70号、第74号、第75号、第76号の審査結果は次のとおりであります。

議案第70号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本案は、産科医療補償制度に基づく補償掛金の引き上げに伴い、本条例に定める出産育児一時金を改正するもので、産科医療補償制度掛金を含む出産育児一時金の支給総額については現行のとおりとするため、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第74号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定について。

本案は、既定の健康センター施設の運営に係る指定管理業務の指定期間が当該年度で満了することから、その制度の継続と公募手続により新たに選定した指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第75号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定について。

本案も、既定の健康センターに併設するふれあい農園施設の運営に係る指定管理業務の指定期間が当該年度で満了することから、その制度の継続と非公募手続により新たに選定した指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第76号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定について。

本案は、既定の保健福祉センター施設の運営に係る指定管理業務の指定期間が当該年度で満了することから、その制度の継続と非公募手続により新たに選定した指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第70号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第74号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第75号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第76号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第84号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより議案第84号を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第1 予算特別委員会委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆様、こんにちは。

報告をさせていただきます。

第1 予算特別委員会審査結果報告書。

第384回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から7番までは記載のとおりですので、省略をさせていただきます。

8番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第84号審査結果は次のとおりです。

議案第84号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7億8,207万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ123億3,089万4,000円とするもので、あわせて繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、町税1,431万6,000円、国庫支出金9,441万2,000円、県支出金5億3,906万5,000円、繰入金1億1,424万5,000円、町債1,630万など、それぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が社会保障・税番号制度にかかわるシステム改修費等により7,442万2,000円、民生費が障がい自立支援事業等により7,049万2,000円、米価下落による種子購入助成金により農林水産費5,346万1,000円、工業団地等除染対策事業等により商工費4億6,787万円、災害公営住宅整備費事業等により土木費7,829万2,000円など、それぞれ増額するものであります。

繰越明許費の補正については、福島森林再生事業、工業団地除染対策事業及び災害公営住宅整備事業の年度内完了が困難なことから、総額16億3,607万円を翌年度に繰り越すべき事業費として設定するものであります。

債務負担行為の補正では、コミュニティプラザ及び矢吹町町営駐車場、矢吹町図書館、矢吹町文化センター及び矢吹町ふるさとの森芸術村によるそれぞれの指定管理料の限度額を増額するものであります。

地方債の補正では、公共施設整備事業債を追加し、公営住宅建設事業債及び農林施設災害復旧事業債の限度額をそれぞれ増額し、地方道路等整備事業債の限度額を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第84号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第85号、第86号、第87号、第88号、第89号、第90号の委員長報告、質疑、

討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第4、これより議案第85号、第86号、第87号、第88号、第89号、第90号を一括議題

といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第2 予算特別委員会委員長、吉田伸君。

〔12番 吉田 伸君登壇〕

○12番（吉田 伸君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから第2 予算特別委員会審査結果報告をいたします。

第384回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは、記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第85号、第86号、第87号、第88号、第89号、第90号の審査結果は次のとおりでございます。

議案第85号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,371万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億4,253万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金1,279万1,000円を増額し、国民健康保険税1,958万7,000円、国庫支出金は691万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費61万3,000円を増額し、介護納付金1,432万4,000円を減額するもので、あわせて保険給付費の財源を補正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第86号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ40万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,234万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金4万5,000円、諸収入250万1,000円をそれぞれ増額し、使用料及び手数料214万5,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費40万1,000円を増額するもので、あわせて事業費の財源を補正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第87号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ199万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億697万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、使用料及び手数料199万4,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費199万4,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第88号 平成26年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ4,621万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億

6,708万7,000円とするものとあります。

歳入の内容は、繰入金849万9,000円、繰入金209万7,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金3,193万6,000円、支払基金交付金1,595万円、県支出金892万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費305万円、諸支出金573万5,000円をそれぞれ増額し、保険給付費5,500万円を減額するもので、あわせて地域支援事業費の財源を補正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第89号 平成26年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ321万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,072万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料460万円、繰越金15万1,000円をそれぞれ増額し、繰入金14万1,000円、諸収入140万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は総務費1万円、後期高齢者医療広域連合納付金460万円をそれぞれ増額し、諸支出金140万円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第90号 平成26年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の収益的収支予定額のうち、支出予定額に706万4,000円を追加し、収益的支出予定総額を4億7,052万円にするものであります。

収益的支出補正の内容は、営業費用737万2,000円を増額し、特別損失30万8,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第85号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第86号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。  
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第87号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。  
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第88号 平成26年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。  
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第89号 平成26年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。  
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第90号 平成26年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。  
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで会期中に町長から追加議案の提出及び議員発議等がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続きその取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午後 1時30分）



○議長（諸根重男君） それでは再開いたします。

（午後 1時52分）

---

### ◎日程の追加

○議長（諸根重男君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは報告させていただきます。

会期中に町長から提出されました議案1件並びに議員から発議2件の追加議案が提出されました。

また、議会運営委員会委員長から閉会中の会期外付託調査の申し出及び議員の派遣についての取り扱いについて、企画経営課長及び議会事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議を行うことに協議が成立いたしました。皆様のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

慎重審議、よろしく申し上げます。

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の資料のとおりであります。

---

### ◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第5、これより議案第91号 中畑災害公営住宅建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に議案第91号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは説明いたします。

議案第91号 中畑災害公営住宅建築工事請負契約の締結についてであります。本案は、東日本大震災により住宅が被災し、自力での住宅再建が困難な世帯を対象に、居住の安定確保を図るため災害公営住宅を整備するものであります。

工事内容につきましては、中畑公民館東側の町有地726.22平方メートルに木造2階建て4戸の災害公営住宅1棟を新設するとともに、駐輪場整備などの外構工事を行うものであります。

入札につきましては、平成26年12月10日、高田工業株式会社、三柏工業株式会社矢吹支店、伸和建設株式会社、株式会社平成工業、株式会社兼子組、三金興業株式会社、福島県南土建工業株式会社の7社による指名競争入札の結果、議案書のとおり8,100万円で矢吹町北町87番地2、三柏工業株式会社矢吹支店が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を経て契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第91号 中畑災害公営住宅建築工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第6、これより発議第10号 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を延長する立法措置を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議第10号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

2番、薄葉好弘君。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を延長する立法措置を求める意見書（案）。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の発生から3年が経過しました。

この間、被災者又は被害者、被災自治体、国の関係機関の努力により復興は徐々に進んでいるものの、その進捗は十分とはいえません。

平成26年3月10日の朝日新聞の報道によりますと、同日現在で、避難者数は全国で26万7,419人（被災三県では岩手県3万4,847人、宮城県8万9,882人、福島県8万5,589人にも上り、未だ多くの被災者又は被害者が避難生活を強いられています。

他方、報道によると、災害公営住宅完成戸数の進捗率は、被災三県で9%前後と遅れが目立ちます。また、原発事故は、放射線による被害が多種多様であり、かつ広範囲に及んでいる実態から、今後、その被害の全容が明らかになるほどに、賠償問題が法的紛争に発展する可能性がますます高まると思われま。

このように、多くの被災者又は被害者が避難生活を余儀なくされ、また、原発事故による賠償問題も解決にはほど遠いことから、生活再建の道のりは未だ遠い状況にあります。

東日本大震災と原発事故は、人々の生活基盤をことごとく破壊し、様々な問題を抱えることになった被災者又被害者の法的ニーズには極めて大きなものがありました。

しかし、本来民事法律扶助の被援助者であるはずの者が、被災者生活支援金、義援金、建物損害保険金、原子力損害賠償金などを受給して一時金の資力要件が超過し、扶養相談を受けられないという大きな問題となりました。

そこで、被災地の弁護士会及び自治体から被災者又は被害者の法的支援に対応する法整備を求める要望が寄せられ、平成24年3月23日に東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（以下「本特例法」という。）が成立したものであります。

本特例法は、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市区町村の区域における被災者又は被害者を対象として、日本司法支援センターが実施する民事法律扶助業務に付随する形で東日本大震災法律援助事業を創設したものであります。

この東日本大震災法律援助事業は、従来の民事法律扶助業務に比し、援助を受ける被災者の資力の状況を問わず、対象事件の範囲も裁判外紛争解決手続きや行政不服申立手続きまでに拡大し、また、立替金の償還・支払も事件継続中は猶予するものであり、被災者又は被害者にとって法的紛争解決のための有益なツールを提供するものとなりました。

なお、速報値による本特例法に基づき、弁護士が行った法律相談援助は、平成24年で4万2,981件、（被災三県といわれる岩手県で7,424件、宮城県で1万8,675件、福島県で9,564件）、平成25年度では4万8,418件（岩手県8,916件、宮城県1万9,789件、福島県1万583件）に上ります。

また、代理援助件数については、平成24年度では2,699件（岩手県74件、宮城県323件、福島県390件、山形県119件）、平成25年度では2,267件（岩手県37件、宮城県203件、福島県174件、山形県1,087件）に上り、書類作成援助件数については、平成24年度で8件（宮城県4件、福島県2件）、平成25年度では13件（宮城県2

件、福島県6件)に上っており、未だ被災者又は被害者の生活再建に向けた法律相談援助等の需要が多く存在するものといえます。

以上のように、被災地の復興はまだ途上にあり、本特例法に基づく法律相談援助等の需要は、東日本大震災及び原発事故の発生から三年を経ても、まだまだ大きいものがあり、今後も仮設住宅からの退去、新居への移転を進めていく中で、換地や補償に関する法的問題、その前提となる相続、住宅ローン問題など多く発生すると思われまふ。また、原発事故による賠償問題は、区域の見直しによる損害賠償打ち切りを契機とする訴訟化、区域外避難者による損害賠償請求、逸失利益又は各種不動産に関する損害賠償請求等、さらに増加するものと思われまふ。

しかし、本特例法附則第3条第1項の規定により、本特例法は、法律の施行の日から起算して3年を経過した日に、その効力を失うものであり、現行法のままでは、平成27年3月31日にその効力を失い、被災者又は被害者は本特例法に基づく法律相談援助等を受けることができなくなってしまう。

その後は、一般の民事法律扶助制度で対応することになりますが、本来は民事法律扶助の被援助者であるはずの者が、受給した被災者生活支援金、義援金、建物損害保険金、原子力損害賠償金等の残りを預貯金として保有しているがために、資力要件を満たさないとして民事法律扶助を受けられなくなるおそれがあります。

これでは、東日本大震災及び原発事故の後の混乱から本格的に復興に向かつていかなければならない被災者又は被害者の生活再建に支障となります。

よって、国においては、本特例法の有効期限を延長する立法措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月15日、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、法務大臣殿。

福島県矢吹町議会議長、諸根重男。

○議長(諸根重男君) これより発議第10号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諸根重男君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諸根重男君) 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第10号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第10号 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を延長する立法措置を求める意見書(案)は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第10号の意見書は提出することに決しました。

---

◎発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第7、これより発議第11号 矢吹町議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

事務局長に発議第11号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 条例改正案を朗読させていただいて説明とさせていただきます。

矢吹町議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）。

矢吹町議会議員定数条例（平成14年矢吹町条例第14号）の一部を次のように改正する。

本則中「16人」を「14人」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の矢吹町議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

以上です。

皆様のご賛同をお願いします。

○議長（諸根重男君） これより、発議第11号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第11号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第11号 矢吹町議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）はこれを可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（諸根重男君） 日程第8、これより閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

お手元に配付しました資料のとおり、議会運営委員会委員長から会期外事務調査及び次期定例会の運営協議のための会期外付託の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長の申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの継続調査の会期外付託の申し出のとおりとすることに決しました。

---

#### ◎議員の派遣について

○議長（諸根重男君） 日程第9、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（諸根重男君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室及び第4会議室において全員協議会、議会広報編集委員会を開催いたしますのでご協力を願います。

これにて第384回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午後 2時15分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 27年 3月 24 日

議 長 諸根 重男

署 名 議 員 熊田 宏

署 名 議 員 栗崎 千代松